



2024年度
JLPGAトーナメント規約・規定集

－ 構成内容 －

JLPGAトーナメント規約

JLPGAツアー規定

JLPGAステップ・アップ・ツアー規定

JLPGAレジェンズツアー規定

日本女子プロゴルフ選手権大会規定

JLPGAツアーチャンピオンシップ規定

ワールドレディスチャンピオンシップ規定

JLPGAレジェンズチャンピオンシップ規定

JLPGAツアー競技規定

JLPGAツアー特別公認競技(TOTOジャパクラシック)規定

JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技(CTBCレディスオープン)規定

JLPGA新人戦(加賀電子カップ)規定

3Tours Championship 規定

クオリファイメントーナメント規定

JLPGAプロテスト規定

プレーヤーズ委員会規定

練習規則・選手の心得

帯同キャディー規則

JLPGAトーナメント罰則規定

新人セミナー規定

ルーキーキャンプ規定

トーナメント特別保障制度

産休制度

リランキング制度実施要項

JLPGAステップ・アップ・ツアーリランキング制度実施要項

JLPGAコーチ規定

JLPGAトレーナー規定

JLPGAマネージャー規定

JLPGAプロサービス規定

記録の定義

目次

JLPGAトーナメント規約

第1章 総則	
第1条(目的)	1
第2条(遵守義務)	1
第2章 組織	
第3条(トーナメント事業部)	1
第4条(JLPGA競技委員会)	1
第3章 JLPGAトーナメント	
第5条(JLPGAトーナメントの区分)	1
第6条(JLPGAトーナメントの競技の運営)	1
第4章 選手	
第7条(肖像権・放送権等)	1
第8条(ドーピングコントロール)	2
第9条(選手の義務)	2
第10条(選手の禁止事項)	2
第11条(選手の同意事項)	2
第5章 選手登録	
第12条(選手登録区分)	3
第13条(TP登録者)	3
第14条(臨時登録者)	4
第6章 表彰	
第15条(表彰規定)	4
第7章 附則	
第16条(改訂)	4
第17条(施行)	4

JLPGAツアー規定

第1章 JLPGAツアー	
第1条(JLPGAツアー)	5
第2条(JLPGA賞金ランキング等)	5
第3条(JLPGAツアー公式競技)	5
第4条(JLPGAツアー公認競技)	5
第5条(JLPGAツアー特別公認競技)	5
第2章 プレーの条件	
第6条(公認競技のプレーの条件)	5
第7条(賞金総額)	5
第8条(出場人数)	6
第9条(スタート時間及び組み合わせ)	6
第10条(予選ラウンド・決勝ラウンド)	6
第11条(競技成立ホール数)	6
第12条(優勝者の決定方法)	6
第3章 出場資格	
第13条(出場資格)	6
第14条(シード選手)	6
第15条(協会選考選手)	7
第16条(協会選考選手の欠員)	8
第17条(主催者推薦選手)	8
第18条(主催者推薦の回数)	9
第19条(臨時登録者の入会)	9
第20条(優勝した臨時登録者がTP一般登録するための手続き)	9
第4章 エントリー	
第21条(エントリーの手続き)	10
第5章 出場義務	
第22条(エントリー完了後の出場義務)	11
第23条(単年シード選手の出場義務試合数)	11
第24条(単年シード選手の前年度欠場競技の出場義務)	12
第25条(JLPGAツアーの競技優勝者の翌年度出場義務)	12
第6章 海外競技への出場	
第26条(国際ツアー登録)	13
第27条(海外主要トーナメント)	13
第28条(海外競技への出場)	13
第7章 JLPGAツアーの競技への出場	
第29条(エントリーフィ)	14
第30条(キャディー)	14
第31条(レジストレーション)	15
第32条(現地ウェイティングシステム)	15
第8章 プロアマ競技	
第33条(プロアマ競技の開催)	16
第34条(プロアマ競技出場料)	16
第35条(プロアマ出場選手の選考)	17
第36条(プロアマ出場選手の義務)	17
第37条(プロアマ競技の待機選手)	17
第38条(前夜祭、プロアマ競技表彰式)	19
第9章 悪天候等による短縮、中止等	
第39条(サスペンデッド)	19
第40条(競技コンセプト・セカンドカット)	19
第41条(出場全選手スタート完了時の支払い賞金)	19
第42条(9ホール同一ラウンドの成立)	20
第43条(予備日の設定)	20

第44条(悪天候等の場合の優勝者の決定方法)	20
第45条(大会中止)	20
第46条(競技不成立)	20
第47条(天災地変等)	20
第48条(記載のないケース)	21
第10章 賞金配分	
第49条(賞金配分)	21
第11章 附則	
第50条(改正)	21
第51条(施行)	21
【別紙】表-1 3日間競技(成立ホール数と賞金配分)	22
【別紙】表-1 4日間競技(総出場人数枠144名未満の場合/成立ホール数と賞金配分)	22
【別紙】表-1 4日間競技(総出場人数枠144名の場合/成立ホール数と賞金配分)	23
【別紙】表-2 賞金配分率表	24

JLPGAステップ・アップ・ツアー規定

第1章 JLPGAステップ・アップ・ツアー	
第1条(JLPGAステップ・アップ・ツアー)	26
第2条(JLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング)	26
第3条(JLPGAステップ・アップ・ツアー競技)	26
第4条(JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技)	26
第2章 プレーの条件	
第5条(ステップ・アップ・ツアー競技のプレーの条件)	26
第6条(賞金総額)	26
第7条(出場人数)	26
第8条(スタート時間及び組み合わせ)	27
第9条(予選ラウンド・決勝ラウンド)	27
第10条(競技成立ホール数)	27
第11条(優勝者の決定方法)	27
第3章 出場資格	
第12条(出場資格)	27
第13条(協会選考選手)	27
第14条(協会選考選手の欠員)	28
第15条(主催者推薦選手)	28
第16条(主催者推薦の回数)	28
第4章 エントリー	
第17条(エントリーの手続き)	28
第5章 出場義務	
第18条(エントリー完了後の出場義務)	29
第6章 ステップ・アップ・ツアー競技への出場	
第19条(エントリーフィ)	30
第20条(レジストレーション)	31
第21条(現地ウェイティングシステム)	31
第7章 プロアマ競技	
第22条(プロアマ競技の開催)	31
第23条(プロアマ競技出場料)	32
第24条(プロアマ出場選手の選考)	32
第25条(プロアマ出場選手の義務)	32
第26条(プロアマ競技の待機選手)	33
第27条(後プロアマのプロアマ出場選手待機選手)	34
第28条(前夜祭、プロアマ競技表彰式)	34
第8章 悪天候等による短縮、中止等	
第29条(悪天候等による短縮、中止等)	35
第9章 賞金配分	
第30条(賞金配分)	35
第10章 附則	
第31条(改正)	35
第32条(施行)	35
【別紙】表-1 2日間競技(成立ホール数と賞金配分)	35
【別紙】表-2 プロアマ出場補償内容	35

JLPGAレジェンズツアー規定

第1章 JLPGAレジェンズツアー	
第1条(JLPGAレジェンズツアー)	36
第2条(JLPGAレジェンズツアー競技)	36
第3条(JLPGAレジェンズツアー公式競技)	36
第4条(JLPGAレジェンズツアー公認競技)	36
第2章 プレーの条件	
第5条(レジェンズツアー競技のプレーの条件)	36
第6条(賞金総額)	36
第7条(出場人数)	36
第8条(競技成立ホール数)	36
第9条(優勝者の決定方法)	36
第3章 出場資格	
第10条(出場資格者)	37
第11条(レジェンズツアー登録)	37
第12条(臨時アマチュア登録)	37
第13条(協会選考選手)	37
第14条(協会選考選手の欠員)	37

第15条(主催者推薦選手)	37
第16条(主催者推薦の回数の制限)	38
第4章 エントリー	
第17条(エントリーの手続き)	38
第5章 出場義務	
第18条(エントリー完了後の出場義務)	38
第19条(レジェンズツアー競技の優勝者)	38
第6章 レジェンズツアー競技への出場	
第20条(エントリーフィ)	39
第21条(レジストレーション)	39
第22条(現地ウェイティングシステム)	39
第7章 プロアマ競技	
第23条(プロアマ競技の開催)	39
第24条(プロアマ競技出場料)	40
第25条(プロアマ出場選手の選考)	40
第26条(プロアマ出場選手の義務)	40
第27条(プロアマ競技の待機選手)	40
第28条(前夜祭、プロアマ競技表彰式)	41
第8章 悪天候等による短縮、中止等	
第29条(悪天候等による短縮、中止等)	41
第9章 賞金配分	
第30条(賞金配分)	41
第10章 附則	
第31条(改正)	41
第32条(施行)	41

日本女子プロゴルフ選手権大会規定

第1条(出場資格)	42
第2条(競技方法)	42
第3条(賞金配分)	42
第4条(プロアマ競技)	42
第5条(現地ウェイティングシステム)	42
第6条(エントリーフィ)	43
第7条(その他)	43
第8条(改正)	43
第9条(施行)	43
【別表】日本女子プロゴルフ選手権大会(成立ホール数と賞金配分)	43

JLPGAツアーチャンピオンシップ規定

第1条(出場資格)	44
第2条(競技方法)	44
第3条(賞金配分)	44
第4条(プロアマ競技)	44
第5条(現地ウェイティングシステム)	44
第6条(エントリーフィ)	44
第7条(改正)	44
第8条(施行)	44
【別表】JLPGAツアーチャンピオンシップ(成立ホール数と賞金配分)	45

ワールドレディスチャンピオンシップ規定

第1条(出場資格)	46
第2条(競技方法)	46
第3条(賞金配分)	46
第4条(プロアマ競技)	46
第5条(現地ウェイティングシステム)	47
第6条(エントリーフィ)	47
第7条(改正)	47
第8条(施行)	47
【別表】ワールドレディスチャンピオンシップ(成立ホール数と賞金配分)	47
【別表】ワールドレディスチャンピオンシップ(賞金配分率表)	48

JLPGAレジェンズチャンピオンシップ規定

第1条(出場資格)	50
第2条(競技方法)	50
第3条(賞金配分)	50
第4条(プロアマ競技)	50
第5条(エントリーフィ)	50
第6条(改正)	50
第7条(施行)	50

JLPGAツアー競技規定

第1条(出場資格)	51
第2条(競技方法、賞金配分等)	51
第3条(プロアマ競技)	51
第4条(現地ウェイティングシステム)	51
第5条(エントリーフィ)	51
第6条(改正)	52
第7条(施行)	52

JLPGAツアー特別公認競技(TOTOジャパンクラシック)規定

第1条(出場資格)	53
第2条(ランキングへの加算)	53
第3条(賞金配分)	53
第4条(プロアマ競技)	53
第5条(現地ウェイティングシステム)	53
第6条(出場手続き)	54
第7条(改正)	54
第8条(施行)	54

JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技(CTBCレディスオープン)規定

第1条(出場資格)	55
第2条(JLPGA登録選手の欠員)	55
第3条(賞金加算)	55
第4条(賞金配分)	55
第5条(プロアマ競技)	55
第6条(現地ウェイティングシステム)	55
第7条(出場手続き)	55
第8条(改正)	56
第9条(施行)	56

JLPGA新人戦(加賀電子カップ)規定

第1条(出場資格)	57
第2条(プレーの条件)	57
第3条(賞金配分)	57
第4条(プロアマ競技)	57
第5条(エントリーフィ)	57
第6条(肖像権・放送権等)	57
第7条(ドーピングコントロール)	58
第8条(選手の義務)	58
第9条(選手の禁止事項)	58
第10条(改正)	58
第11条(施行)	58
【別表】JLPGA新人戦(賞金配分率表)	59

3 Tours Championship規定

第1条(出場資格)	60
第2条(出場義務)	60
第3条(欠場者が出た場合の繰り上げ)	60
第4条(プロアマ競技)	60
第5条(改正)	60
第6条(施行)	60

クオリファイメントーナメント規定

第1条(クオリファイメントーナメント)	61
第2条(出場資格)	61
第3条(競技方法)	61
第4条(QTランキングリスト)	61
第5条(エントリー)	62
第6条(レジストレーション)	62
第7条(現地ウェイティングシステム)	62
第8条(選手帯同者)	62
第9条(肖像権・放送権等)	63
第10条(ルール・マナー)	63
第11条(禁止事項)	63
第12条(競技短縮又は延期)	63
第13条(改正)	63
第14条(施行)	63
【別紙】QTランキングリストについて	64

JLPGAプロテスト規定

第1条(JLPGAプロテスト)	65
第2条(受験資格)	65
第3条(競技方法)	65
第4条(次ステージ進出者)	66
第5条(合格者)	66
第6条(受験申込)	66
第7条(レジストレーション)	67
第8条(肖像権・放送権等)	67
第9条(ルール・マナー)	67
第10条(禁止事項)	67
第11条(競技短縮又は延期)	68
第12条(改正)	68
第13条(施行)	68

プレーヤーズ委員会規定

第1条(名称)	69
第2条(目的)	69
第3条(責務)	69

第4条(委員)	69
第5条(役員)	69
第6条(任期)	69
第7条(解任)	69
第8条(招集と開催回数)	70
第9条(招集手続)	70
第10条(権限)	70
第11条(決議の方法)	70
第12条(議事録)	70
第13条(TP登録者との会合)	70
第14条(トーナメント事業部の承認事項)	70
第15条(協力要請)	70
第16条(報告)	70
第17条(報酬)	70
第18条(規定の変更)	70
第19条(実施)	70

練習規則・選手の心得

練習規則	71
選手の心得	71

帯同キャディー規則

	73
--	----

JLPGAトーナメント罰則規定

第1条(目的)	75
第2条(対象者)	75
第3条(罰則の種類)	75
第4条(違反行為)	75
第5条(罰則の決定方法)	75
第6条(罰則の基準)	75
第7条(改正)	75
第8条(施行)	75

【別紙】罰則基準

	76
--	----

新人セミナー規定

第1条(受講義務)	79
第2条(欠席)	79
第3条(罰則)	79
第4条(受講義務の免除)	79
第5条(改正)	79
第6条(施行)	79

ルーキーキャンプ規定

第1条(参加義務)	80
第2条(欠席)	80
第3条(罰則)	80
第4条(参加義務の免除)	80
第5条(改正)	80
第6条(施行)	80

トーナメント特別保障制度

第1条(対象者)	81
第2条(トーナメント特別保障制度の申請)	81
第3条(保障の適用条件)	81
第4条(保障競技)	81
第5条(出場資格の付与)	82
第6条(出場義務試合数)	82
第7条(出場義務)	82
第8条(出場資格の喪失)	82
第9条(報告の義務)	82
第10条(トーナメント特別保障制度の適用の取り消し)	82
第11条(トーナメント特別保障制度の復帰申請)	83
第12条(改正)	83
第13条(施行)	83

産休制度

第1条(適用の対象)	84
第2条(産休のためのTP登録休止)	84
第3条(TP登録への復帰)	84
第4条(出場資格の付与)	84
第5条(出場義務試合数)	86
第6条(出場義務)	86
第7条(その他)	86
第8条(改正)	86
第9条(施行)	86
第10条(経過規定)	86

ランキング制度実施要項

第1条(ランキング)	87
------------	----

第2条(ランキング対象者)	87
第3条(ランキングリスト)	87
第4条(ランキング基準競技)	87
第5条(ランキング実施競技)	87
第6条(改正)	87
第7条(施行)	87

JLPGAステップ・アップ・ツアーランキング制度実施要項

第1条(ランキング)	88
第2条(ステップランキング対象者)	88
第3条(ステップランキングリスト)	88
第4条(ステップランキング基準競技)	88
第5条(ステップランキング実施競技)	88
第6条(改正)	88
第7条(施行)	88

JLPGAコーチ規定

第1条(定義)	89
第2条(適用範囲)	89
第3条(年間登録)	89
第4条(年間登録料)	89
第5条(臨時登録)	90
第6条(バッジの発行)	90
第7条(トーナメント会場における活動)	90
第8条(禁止事項)	91
第9条(事故の責任)	91
第10条(ミーティングの出席)	91
第11条(コンプライアンス関連規定)	91
第12条(定めのない事項)	91
第13条(施行)	91

JLPGAトレーナー規定

第1条(定義)	92
第2条(適用範囲)	92
第3条(年間登録)	92
第4条(年間登録料)	92
第5条(臨時登録)	93
第6条(バッジの発行)	93
第7条(トーナメント会場における活動)	93
第8条(禁止事項)	94
第9条(事故の責任)	94
第10条(ミーティングの出席)	94
第11条(コンプライアンス関連規定)	94
第12条(定めのない事項)	94
第13条(施行)	94

JLPGAマネージャー規定

第1条(定義)	95
第2条(適用範囲)	95
第3条(年間登録)	95
第4条(年間登録料)	95
第5条(バッジの発行)	95
第6条(トーナメント会場における活動)	96
第7条(禁止事項)	96
第8条(事故の責任)	96
第9条(ミーティングの出席)	96
第10条(コンプライアンス関連規定)	96
第11条(定めのない事項)	96
第12条(施行)	96

JLPGAプロサービス規定

第1条(定義)	97
第2条(適用範囲)	97
第3条(登録)	97
第4条(年間登録料)	97
第5条(バッジの発行)	97
第6条(業務申請)	98
第7条(サービスカー)	98
第8条(トーナメント会場における活動)	98
第9条(禁止事項)	99
第10条(事故の責任)	99
第11条(コンプライアンス関連規定)	99
第12条(罰則)	99
第13条(定めのない事項)	99
第14条(施行)	99

記録の定義

	100
--	-----

【別紙】メルセデス・ランキングの詳細

	101
--	-----

JLPGAトーナメント規約

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会(以下「JLPGA」という)が承認するJLPGAトーナメントに関する基本原則を定めることにより、JLPGAトーナメントの安定的発展を図ることを目的とする。

第2条(遵守義務)

JLPGA定款第5条の会員、JLPGAの理事、監事、名誉会長、顧問、相談役、事務局職員、JLPGA競技委員、選手(JLPGAトーナメントに出場する者をいう。以下同じ。)、選手のサポートスタッフ(コーチ、トレーナー、マネージャー、プロサービス、キャディー及び選手の親族を含むがこれらに限られない。)、その他JLPGAに関連する者(以下これらの者を総称して「JLPGA関係者等」という。)は、JLPGAトーナメント構成員として、本規約及びこれらに付随する諸規定を遵守する義務を負う。

第2章 組織

第3条(トーナメント事業部)

トーナメント事業部(定款第50条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)は、JLPGAトーナメントを管理統括する。

第4条(JLPGA競技委員会)

JLPGAトーナメントは、競技委員長及び競技委員から構成されるJLPGA競技委員会(以下「競技委員会」という。)の管理のもとに行われるものとする。

第3章 JLPGAトーナメント

第5条(JLPGAトーナメントの区分)

JLPGAトーナメントの競技とは、次の競技をいう。実施規定は別途定める。

- ① JLPGAツアー
- ② JLPGAステップ・アップ・ツアー
- ③ JLPGAレジェンズツアー

第6条(JLPGAトーナメントの競技の運営)

1. JLPGAトーナメントの競技は、ストロークプレーで行われるものとする。ただし、トーナメント事業部が認めたときは、この限りでない。
2. JLPGAトーナメントの競技のスタート時間及び組み合わせは、競技委員会が決定する。
3. JLPGAトーナメントの競技のホールロケーション及びティーマーカーの位置は、トーナメント事業部がコースセッティング担当者を派遣する場合、当該コースセッティング担当者が決定し、派遣しない場合、競技委員会が決定する。ただし、コースセッティング担当者がコースセッティングを行う場合、競技委員会は、当該コースセッティング担当者が行ったコースセッティングの内容を確認するものとし、必要と認める場合、当該コースセッティング担当者が決定した内容を変更する。
4. JLPGAトーナメントの競技の悪天候等による競技の中断及び再開は競技委員会が決定する。
5. JLPGAトーナメントの競技において、競技委員会は競技の条件(各規定に定められるプレーの条件を含むが、これに限らない。)を制定及び修正する権限を有し、すべての事柄について、この競技委員会の決定又は裁定は最終である。

第4章 選手

第7条(肖像権・放送権等)

選手及びJLPGA会員は、その出場するJLPGAトーナメントに関して、JLPGA又はJLPGAの許可を受けた者により、写

真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその出場トーナメントに関する肖像権、著作権をすべてJLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、当該出場トーナメントの指定練習日（ただし、当該出場トーナメントにおいて指定練習日の前にプロアマ競技その他当該出場トーナメントに付随するイベントが開催される場合には、当該プロアマ競技その他当該出場トーナメントに付随するイベントの開催日）から本戦が終了する日（ただし、当該出場トーナメントにおいて本戦の後にプロアマ競技が開催される場合には、当該プロアマ競技の開催日）までとし、本条が適用される場所は、当該出場トーナメントの開催会場内及びJLPGAが承認した前夜祭等の当該出場トーナメントに付随するイベント会場内とする。

第8条（ドーピングコントロール）

選手は、JLPGAドーピング防止規定を遵守するものとする。

第9条（選手の義務）

1. 選手は、次の各事項を行わなければならない。
 - ① エチケット及びマナーの遵守
 - ② JLPGAの指定するファンサービス活動への参加
 - ③ JLPGAの指定する社会貢献活動への参加
 - ④ JLPGAの指定するトーナメント催事への参加
 - ⑤ JLPGAの指定する広報活動への参加
 - ⑥ 報道目的であるメディアの取材への適宜、適切な対応
 - ⑦ JLPGAが行う記録のためのデータ収集への適宜、適切な協力
 - ⑧ 表彰式出席者として掲示又は指名された場合、表彰式又はフェアウェルパーティーへの出席
 - ⑨ 日本語対応に支障がある場合、通訳者の帯同
 - ⑩ その他JLPGAが必要と認めた事項の遵守
2. 外国籍の選手は、JLPGAトーナメントに出場するために必要な在留資格認定証明書、及び査証、その他必要な書類を自らの責任において取得しなければならず、取得できなかった場合、JLPGAトーナメントに出場できないものとする。
3. トーナメント事業部は、選手が、前各項に違反したときは、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科することができる。

第10条（選手の禁止事項）

1. 選手は、次の各事項を行ってはならない。
 - ① JLPGAの内部情報の部外者への開示
 - ② 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ③ JLPGAの承認が得られないトーナメントの開催会場内での広告宣伝・販売促進・広報活動への参加もしくは関与
2. トーナメント事業部は、選手が、前項に違反したときは、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科することができる。

第11条（選手の同意事項）

選手及びJLPGA会員は、エントリーに際してJLPGAが取得する当該選手及びJLPGA会員の個人情報を、次の各号の目的の範囲内で第三者に提供及び公表することについて、予め同意することを要する。

- ① JLPGAトーナメント規約第5条に定めるJLPGAトーナメント、クオリファイメントーナメント、JLPGAプロテスト規定に定めるJLPGAプロテスト、その他競技（以下「対象競技」という。）の開催及び運営を行うため
- ② 対象競技の運営管理業務上必要とされる通知、照会、請求、案内、広報等の連絡を行うため
- ③ 対象競技結果記録の保存及び公表するため
- ④ 対象競技参加者の氏名、所属及び競技結果を、主催者その他関係者（報道関係者を含むがこれに限らない）に対して適宜の方法により提供するため
- ⑤ 対象競技参加者の氏名、国籍、生年月日及び競技結果を、女子ゴルフ世界ランキング及びオリンピックゴルフランキングに対して適宜の方法により提供するため

なお、外国にある第三者への個人情報の提供に関する情報は、以下のとおりである。

- (1) 外国の名称
 - ・アメリカ合衆国（女子ゴルフ世界ランキング）
 - ・スイス連邦（オリンピックゴルフランキング）
- (2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度

- ・アメリカ合衆国
APECのCBPRシステムの加盟国である。
- ・スイス連邦
GDPR第45条に基づく充分性認定の取得国である。

*上記以外の情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>) からご確認ください。

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

- ・WOMEN'S WORLD GOLF RANKINGS (アメリカ合衆国)
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。
- ・The International Golf Federation (スイス連邦)
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。

第5章 選手登録

第12条 (選手登録区分)

JLPGAトーナメントに出場しようとする者は、TP登録(第13条に規定するものをいう。)又は臨時登録(第14条に規定するものをいう)のいずれかの登録を行わなければならない。ただしJLPGAレジェンズツアーにおいては、この限りでない。

第13条 (TP登録者)

1. TP(トーナメントプレーヤー)登録者とは、次の表の会員区分ごとに定める登録条件に従い、次の表の登録区分のいずれかの登録をした者をいう。

登録区分	会員区分	登録条件
1	プロフェッショナル会員 インターナショナル プロフェッショナル会員 ティーチング プロフェッショナル会員	次のいずれかに該当する者 ① 永久シード選手 ② JLPGAツアーの競技優勝5回以上(ただし、最後の優勝が1990年以降であること)の者 ③ シード権保有連続5年以上(ただし、最後のシード権が1992年以降であること)の者 ④ JLPGA功労者でトーナメント事業部が承認した者
2	プロフェッショナル会員 インターナショナル プロフェッショナル会員	特別登録者を除く、次のいずれかに該当する者 ① JLPGAツアー規定第14条(シード選手)第1項の表の各号のシード条件に該当する者(ただし、永久シード選手を除く。) ② JLPGAツアー規定第15条第1項第2号、第5号及び第6号に該当する者 ③ 前年度クオリファイングトーナメント(以下「QT」という。)出場者(棄権、失格者を含む。) ④ トーナメント特別保障制度及び産休制度を適用し、復帰する者 ⑤ ①ないし④に該当しない者で、JLPGAツアー又はJLPGAステップ・アップ・ツアーの出場資格を得た者 ⑥ 日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技の出場資格を得た産休制度適用者
3	ティーチング プロフェッショナル会員	特別登録者を除く、次のいずれかに該当する者 ① JLPGAツアー規定第14条(シード選手)第1項の表の各号のシード条件に該当する者(ただし、永久シード選手を除く。) ② JLPGAツアー規定第15条第1項第2号、第5号及び第6号に該当する者 ③ 前年度QT出場者(棄権、失格者を含む。) ※ティーチングプロフェッショナル会員において、QT出場できるのは、JLPGAツアー優勝者及びトーナメント事業部が別途定める基準を満たした者のみとする。 ※「トーナメント事業部が別途定める基準」はティーチングプロフェッショナル会員のための競技会での一定以上の成績とする。 ④ トーナメント特別保障制度及び産休制度を適用し、復帰する者 ⑤ 当該年度日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技通過者 ⑥ 日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技の出場資格を得た産休制度適用者

2. 前項に定めるTP特別登録は、登録者自身により抹消されるまでの間、存続するものとする。

3. 本条第1項に定めるTP一般登録の有効期間は、当該年度12月31日までとする。

4. TP登録の抹消を望む者は、トーナメント事業部に対し、その旨を記載した書面を提出することにより、その登録を抹消することができる。

第14条(臨時登録者)

1. 臨時登録者とは、次の表の登録条件に従い、次の表の登録区分のいずれかの登録をした者をいう。

登録区分	登録条件
臨時プロ登録	次のいずれかに該当するJLPGAの会員以外の者 ① 女子世界ゴルフランキング(以下「ロレックスランキング」という。)300位以内(ただし、JLPGAステップ・アップ・ツアーにおいては500位以内)の者(その出場しようとする競技の本戦の第1日目の7週間前の日の属する週の水曜日現在) ② 特別公認競技及びJLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技出場有資格者(ただし、当該特別公認競技及び当該JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技に限り、登録できるものとする。) ③ その他海外のプロフェッショナルでトーナメント事業部が承認した者
臨時アマチュア登録	次のいずれの条件も満たすアマチュア資格保持者で、トーナメント事業部が承認した者。 ① その出場しようとする競技の本戦の第1日目時点で、満13歳以上の者(ただし、義務教育中の者は、学校長から書面による承諾を受けなければならないものとする。) ② 原則としてJGA/USGA HDCP Index10.0以下の者

2. 前項に定める臨時登録は、その出場しようとする競技の期間中のみ有効とする。
3. 臨時アマチュア登録をした者が、アマチュア資格を喪失した場合、その時点を持って臨時アマチュア登録は無効となる。

第6章 表彰

第15条(表彰規定)

JLPGAトーナメントにおける表彰に関する事項は、理事会が別途定める。

第7章 附則

第16条(改訂)

本規約は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第17条(施行)

本規約は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAツアー規定

本規定は、JLPGAトーナメント規約第5条第1号に定めるJLPGAツアーの実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、トーナメント事業部において別に定める。

第1章 JLPGAツアー

第1条 (JLPGAツアー)

JLPGAツアーとは、JLPGAツアー公式競技、JLPGAツアー競技（実施に関する事項は、トーナメント事業部において別途定める。）、JLPGAツアー公認競技及びJLPGAツアー特別公認競技の総称をいう。

第2条 (JLPGA賞金ランキング等)

1. JLPGAツアーの各競技は、JLPGA賞金ランキング（以下「賞金ランキング」という。）対象トーナメントとする。
2. 賞金ランキングとは、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者が各年度のJLPGAツアーにおいて獲得した賞金の累積額に従った順位（獲得した賞金の多い者を上位とする。）を示すものをいい、JLPGAトーナメント規約第14条に定める臨時登録者が獲得した賞金はこれに含まれないものとする。
3. 臨時登録者であった者が、その後TP登録者となった場合、TP登録以前に獲得した賞金は、賞金ランキングの対象とならないものとする。
4. 特別公認競技において獲得した賞金の加算に関しては、別途定める。
5. JLPGAツアーの各競技及びUSLPGAメジャー競技での順位をポイントに換算し、年間を通じての総合的な活躍度を評価するランキング（以下「メルセデス・ランキング」という。）については、別途JLPGAが定めるものとする。

第3条 (JLPGAツアー公式競技)

1. JLPGAツアー公式競技（以下「公式競技」という。）とは、次の競技をいう。
 - ① 日本女子プロゴルフ選手権大会
 - ② JLPGAツアーチャンピオンシップ
 - ③ ワールドレディスチャンピオンシップ
 - ④ 日本女子オープンゴルフ選手権
2. 前項第1号ないし第3号に掲げられた競技の実施に関する事項は、トーナメント事業部が別途定めるものとし、前項第4号に掲げられた競技の実施に関する事項は、公益財団法人日本ゴルフ協会が別途定めるところによるものとする。

第4条 (JLPGAツアー公認競技)

JLPGAツアー公認競技（以下「公認競技」という。）とは、JLPGAツアーの競技としてJLPGAが公認した競技をいう。

第5条 (JLPGAツアー特別公認競技)

1. JLPGAツアー特別公認競技（以下「特別公認競技」という。）とは、我が国のゴルフ界に大いなる貢献をし、また国際的な親善交流を目的とするトーナメントとして、JLPGAが特別に公認した競技をいう。
2. 特別公認競技の実施に関する事項は、別途定める。

第2章 プレーの条件

第6条 (公認競技のプレーの条件)

公認競技は、3日間・54ホールストロークプレー（以下、この条件で行われる公認競技を「3日間競技」という。）、又は4日間・72ホールストロークプレー（以下、この条件で行われる公認競技を「4日間競技」という。）で行われるものとする。

第7条 (賞金総額)

3日間競技の賞金総額は5,000万円（消費税別）以上とし、4日間競技の賞金総額は6,000万円（消費税別）以上とする。

第8条(出場人数)

- 3日間競技の総出場人数の上限、協会選考選手(JLPGAツアーの競技に出場する者として、トーナメント事業部が選考した者をいう。以下同じ。)の数(以下「協会選考選手数」という。)の下限及び上限並びに主催者推薦選手(JLPGAツアーの競技に出場する者として、主催者等(主催者及び共催者をいう。以下同じ。)が推薦した者をいう。以下同じ。)の数(以下「主催者推薦選手数」という。)の上限は、次の表の週番号(JLPGAトーナメント開催規約第13条に定めるものをいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ同表に掲げる人数とする。

週番号	総出場人数の上限	協会選考選手数の下限及び上限	主催者推薦選手数の上限(協会選考選手数×20%)
9～38週	120人	90～100人	18～20人
40～43週	120人	80～100人	16～20人
44～46週	108人	80～90人	16～18人

- 4日間競技の総出場人数の上限、協会選考選手数の下限及び上限並びに主催者推薦選手数の上限は、次の表の週番号に応じ、それぞれ同表に掲げる人数とする。

週番号	総出場人数の上限	協会選考選手数の下限及び上限	主催者推薦選手数の上限(協会選考選手数×20%)
9～38週	144人	90～100人	18～24人
40～43週	144人	80～100人	16～24人
44～46週	108人	80～90人	16～18人

- 前各項の定めにかかわらず、トーナメント事業部は、総出場人数の上限を引き下げることができる。

第9条(スタート時間及び組み合わせ)

公認競技の本戦の第1日目のスタート時間及び組み合わせは、原則として当該競技本戦の第1日目の2日前正午に発表するものとする。

第10条(予選ラウンド・決勝ラウンド)

- 予選ラウンドは最初の2ラウンド(36ホール)とし、残りの期間を決勝ラウンドとする。
- 各競技の決勝ラウンドへの進出人数は、当該競技の協会選考選手数及び主催者推薦選手数の合計が120人未満の場合は50位タイまでとし、120人以上144人未満の場合は60位タイまで、144人の場合は70位タイまでとする。なお、欠員等により当該競技に出場した選手の数、協会選考選手数及び主催者推薦選手数の合計に満たなかった場合においても、本項に定める進出人数は変わらないものとする。
- 予選ラウンドの終了後、次のラウンドのスタート時間及び組み合わせが発表された後に、競技失格者等が出て、次順位の繰り上げは行わない。

第11条(競技成立ホール数)

3日間競技の競技成立ホール数は27ホールとし、4日間競技(公式競技は除く。)の競技成立ホール数は36ホールとする。

第12条(優勝者の決定方法)

- 最終ラウンド終了時に、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホールバイホールによるプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。
- 3人以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の者は2位タイとする。

第3章 出場資格

第13条(出場資格)

公認競技に出場する資格を有する選手(以下「出場有資格者」という。)は、協会選考選手及び主催者推薦選手とする(JLPGAの会員、TP登録者又は臨時登録者に限る。)

第14条(シード選手)

- TP登録者のうち、次の表の各号のシード条件に該当する者をシード選手といい、シード選手は、公認競技において、次の表のシード条件に応じて、次の表に掲げる期間、シード権を有するものとする。

	シード条件	期間
①	前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点及び前年度JLPGAツアー終了時点のメルセデス・ランキング上位50位までの者(以下「メルセデス・ランキングシード選手」という。) ※いかなる場合においても、繰り下げは行わないものとする。	翌年度1年間
②	前年度JLPGAツアーの競技優勝者で、前号に該当しない者(以下「前年度優勝者」という。) ※第23条(単年シード選手の出場義務試合数)第1項又は第2項に違反し、前号に該当しなかった場合を除く ※以下メルセデス・ランキングシード選手及び前年度優勝者を総称して「単年シード選手」という。	翌年度1年間
③	トーナメント特別保障制度第5条第2項に該当する者	保障競技終了より復帰年度中
④	JLPGAツアーで、30勝(TP単年登録又は臨時アマチュア登録での優勝も含む。)した者(以下「永久シード選手」という。)	翌日より永久
⑤	同一年度公式競技で2勝以上した者	5年間
⑥	公式競技で優勝し(同一年度に2勝以上した場合を含む)、かつ当該年度JLPGAツアー終了時点のメルセデス・ランキング第1位の者	5年間
⑦	各年度JLPGAツアー終了時点のメルセデス・ランキング第1位の者	4年間
⑧	公式競技で優勝した者	3年間
⑨	前年度において、第26条(国際ツアー登録)の国際ツアー登録選手であった者が、国際ツアー登録をせずにJLPGAツアーに復帰する場合で、復帰する前年度末時点のロレックスランキング30位以内の者	復帰年度1年間

2. 前項の表の第1号のシード条件と同表の第2号、第4号ないし第9号のシード条件の双方に該当する者は、第1号の該当者とする。
3. 本条第1項の表の第5号ないし第8号のシード条件(以下「複数年シード条件」という。)に該当する者(以下「複数年シード選手」という。)は、次の各号の条件に従い、表に定められた各々の期間シード権(以下「複数年シード権」という。)を有することができるものとする。2021年度までにその時点のJLPGAツアー規定の複数年シード条件に該当した者が有する複数年シード権については、なお従前の例による。
 - ① 複数年シード選手は、複数年シード条件に該当した年の翌年度より10年間のうち任意の年を、複数年シード権の行使期間の起算となる年(以下「行使開始年」という。)として選択することができる。
 - ② 複数年シード権の行使は年度単位とし、行使開始年より連続して、第1項の表に掲げる期間シード権を有するものとする。また、シード権は、年度の途中に行使を開始することはできないものとする。行使を開始する複数年シード選手は、行使開始年の最初に開催されるJLPGAツアーの競技の本戦の第1日目の7週間前の日の属する月曜日午後5時までにトーナメント事業部にトーナメント事業部が別途定める所定の届け出をするものとする。
 - ③ 同一年度に複数の複数年シード条件に該当した場合、行使できる複数年シード権は1つのみとし、期間を加算して行使することはできないものとする。また、複数年シード条件に該当した者が、別年度に複数年シード条件に該当した場合、一度に行使できる複数年シード権は1つのみとし、複数年シード権行使中に新たに別の複数年シード権を行使するときは、行使中の複数年シード権の行使は終了されるものとする。
4. 本条第1項の表の第5号ないし第8号のシード条件については、TP登録での優勝のみを数えるものとし、臨時登録での優勝は含まないものとする。
5. 本条第1項の表の各号のシード条件に該当する者のうち、シード権の放棄を望む者は、トーナメント事業部に対し、その旨を記載した書面を提出することにより、シード権を放棄することができる。ただし、同表の各号のシード条件の複数年に該当する者がシード権の放棄を希望する場合には、当該者は、その全てのシード権を放棄しなければならないものとする。

第15条(協会選考選手)

1. トーナメント事業部は、各公認競技において協会選考選手を、次の優先順位に従って、当該競技において定められた協会選考選手数まで選出する。なお、産休制度を適用し復帰する者がいる場合は、産休制度に定めるところにより選出するものとする。
 - ① シード選手(ただし、前条第1項の表の第1号から順に優先して選出するものとする。)
 - ② 当該年度JLPGAツアーの競技優勝者(該当者が複数いる場合は、直近の優勝者から順に優先して選出するものとし、臨時登録者がJLPGAツアーの競技で優勝した場合は、第20条に定めるJLPGAへの入会の手続きが完了した時点から、第20条第2項各号の定めに従って選出するものとする。)
 - ③ 当該競技の前年度優勝者(臨時登録者を含む。)

- ④ トーナメント特別保障制度を適用し、復帰する者(ただし、保障競技終了までとする。)
 - ⑤ 前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者(ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技までに限り選出するものとする。また該当する者が他の出場資格を有している等いかなる場合においても、繰り下げは行わないものとする。)
 - ⑥ 前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のJLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング上位2位までの者(ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技までに限り選出するものとする。また該当する者が他の出場資格を有している等いかなる場合においても、繰り下げは行わないものとする。)
 - ⑦ 当該競技の直近の公式競技又は公認競技において、成績上位3位タイまでのTP登録者(ただし、当該競技の次に行われる公認競技(当該年度に行われる公認競技がない場合は、翌年度の最初の公認競技とする。)に限り、選出するものとする。また本号で選出される人数の上限は、3人とする。)
 - ⑧ トーナメント事業部が承認した者
 - ⑨ QTランキングリスト上位者(ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技までに限り選出するものとする。QTに関する事項は、トーナメント事業部が別途定める。)
 - ⑩ リランキングリスト上位者(ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技から選出するものとする。リランキング制度の実施に関する事項はトーナメント事業部が別途定める。)
2. 第1項第7号に該当する者が3人を超えた場合には、次の優先順位に従って、選出する。
- イ) 最終ラウンドのスコア
 - ロ) 第3ラウンドのスコア
 - ハ) 第2ラウンドのスコア
- 二) 最終ラウンドの18番ホールからのカウントバック

第16条(協会選考選手の欠員)

1. トーナメント事業部は、協会選考選手に欠員が生じている場合、前条第1項に定める優先順位に従って、協会選考選手に順次繰り上げる。ただし、ウェイティングエントリーリスト(次項に定めるものをいう。)開示後の繰り上げは本条第3項の方法によるものとする。
2. トーナメント事業部は、前条第1項第2号又は第7号により新たに出場資格を得る者が生じなかった場合に備えて、必要な数のエントリー補充枠を設け、第21条第2項に定めるエントリーの締め切り後に、繰り上げにより新たに出場資格を得る可能性のある選手のリスト(以下「ウェイティングエントリーリスト」という。)を選手に開示する。
3. 前項による開示後、協会選考選手に欠員が生じた場合、ウェイティングエントリーリストに掲載され、ウェイティングエントリー登録をした者の中から、前条第1項に定める優先順位に従って、協会選考選手に順次繰り上げる。
4. トーナメント事業部は、本条第2項に定めるウェイティングエントリーリストへの補充を当該競技の前週金曜日午後5時まで行う。
5. トーナメント事業部は、本条第1項ないし第3項による協会選考選手への繰り上げを当該競技の前週金曜日午後5時まで行うものとする。これ以降の本条第1項ないし第3項による協会選考選手への繰り上げは、前条第1項第2号又は第7号により新たに出場資格を得る者が生じなかったために欠員(新たに出場資格を得た者が、欠場とした場合を含む。)が生じた場合にのみ行うものとし、それ以外に欠員がこれ以降生じた場合は、第32条に定める現地ウェイティングシステムにより繰り上げを行う。
6. 主催者推薦選手であった者が、本条第1項ないし第3項により協会選考選手に繰り上がった場合、当該者は、協会選考選手として出場するものとする。

第17条(主催者推薦選手)

1. 公認競技の主催者等は、協会選考選手以外の選手の中から、主催者推薦選手をトーナメント事業部に推薦することにより、当該公認競技に出場させることができる。
2. 公認競技の主催者等は、原則として当該競技の本戦の第1日目の3週間前の日の属する週の金曜日までに、トーナメント事業部に対して、主催者推薦選手リストを提出しなければならない。
3. 前項の定めにかかわらず、公認競技の主催者等は、主催者推薦選手が出場を辞退した場合、又は主催者推薦選手であった者が協会選考選手として選出された場合には、主催者推薦選手数の上限まで、新たに選手を推薦し、当該競技に出場させることができる。ただし、当該競技の本戦の第1日目の3日前の午後5時までに、トーナメント事業部に対して、その旨を記載した書面を提出しなければならない。それ以降の補充は第32条に定める現地ウェイティング登録者から繰り上げるものとする。

4. 本条第2項及び第3項の定めは、公認競技の主催者等が、主催者推薦選手選考会（その実施に関する事項は、トーナメント事業部が別途定める。）を行い、主催者推薦選手を選出する場合には、適用しない。この場合、主催者等は主催者推薦選手選考会終了後ただちに、その成績に応じた主催者推薦選手リストをトーナメント事業部に提出しなければならない。
5. 公認競技の主催者等は、臨時登録者を推薦する場合、トーナメント事業部が指定する手続きを行わなければならない。
6. TP登録していないティーチングプロフェッショナル会員は、主催者等の推薦により出場資格を得ることはできない。

第18条（主催者推薦の回数）

1. 各選手が主催者等の推薦を受けられる数（以下「主催者推薦回数」という。）の年度毎の上限は、次の表の登録区分及び適用条件に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。

登録区分	主催者推薦回数の年度毎の上限	適用条件
TP特別登録	8回	
TP一般登録	8回	(i) シード選手 (ii) JLPGAツアー規定第15条第1項第2号、第5号及び第6号に該当する者 (iii) 前年度QT出場者
	3回	JLPGAトーナメント規約第13条第1項の表の第2号の⑤に該当する者
	0回	(i) JLPGAトーナメント規約第13条第1項の表の第2号の⑥及び第3号の⑥に該当する者（日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技の出場資格を得た産休制度適用者） (ii) JLPGAトーナメント規約第13条第1項の表の第3号の⑤に該当する者（当該年度日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技を通過してTP一般登録したティーチングプロフェッショナル会員）
	復帰年の開催試合数から復帰年の保障試合数を控除した数の20%（小数点以下第1位切り上げ）以内とする	トーナメント特別保障制度の適用を受けた者で、保障競技終了時点において、欠場年に出場した競技において獲得したポイント数及び復帰後の保障競技において獲得したポイント数の合計が、欠場年度のメルセデス・ランキング50名以内に満たなかった者
臨時プロ登録	4回	
臨時アマチュア登録	8回	

2. 主催者等がトーナメント事業部に提出した主催者推薦選手リストに記載された選手が、第21条に定めるエントリー登録を行い、エントリーの手続きを完了したことをもって、主催者推薦回数に数えるものとする。
3. 主催者等がトーナメント事業部に提出した主催者推薦選手リストに記載された選手が、第21条に定めるエントリー登録を行い、エントリーの手続きを完了した後に、当該競技を欠場しても主催者推薦回数に数えるものとする。
4. 主催者推薦選手選考会が行われる場合は、その成績に応じた主催者推薦選手リストがトーナメント事業部に到達したことをもって、主催者推薦回数に数えるものとする。
5. 前各項の定めにかかわらず、エントリーの登録を行い、エントリーの手続きを完了した後であっても、次の各号の場合は、主催者推薦回数には数えないものとする
 - ① 第15条及び第16条により協会選考選手として選出された場合
 - ② エントリーをした競技が、第45条に定める大会中止となった場合
 - ③ その他トーナメント事業部が承認した場合

第19条（臨時登録者の入会）

1. JLPGAツアーの競技で優勝した臨時登録者は、理事会の決議によりJLPGAへの入会を承認されることができるものとする。
2. 本条により入会する者の手続き等は、別途定める。
3. 本条により入会した者は、新人セミナー規定、ルーキーキャンプ規定の定めに従わなければならない。

第20条（優勝した臨時登録者がTP一般登録をするための手続き）

1. JLPGAツアーの競技で優勝した臨時登録者がTP一般登録を希望する場合、第19条に定めるJLPGAへの入会の手続きをしなければならないものとする。
2. トーナメント事業部は次の各号の定めに従って、第15条第1項第2号により、各公認競技において前項の入会手続きを行った選手を協会選考選手として選出するものとする。
 - ① 優勝した翌週の競技においては、協会選考選手として選出しないものとする。

- ② 優勝した翌々週の競技においては、当該競技の前週の木曜日午後5時までに、入会の手続きが完了していた場合、協会選考選手として選出する。
 - ③ 優勝した3週後の競技においては、当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日が属する週の金曜日午後5時までに、入会の手続きが完了していた場合、協会選考選手として選出する。
 - ④ 優勝した4週後以降の競技においては、各競技の本戦の第1日目の3週間前の日が属する週の金曜日午後5時までに、入会の手続きが完了していた場合、協会選考選手として選出する。
3. 前項による当該選手の協会選考選手としての選出をもって、TP一般登録完了となる。本条によりTP一般登録をした者の登録有効期間は、登録をした当該年度12月31日までとする。
 4. 本条に定める手続きをして、協会選考選手として選出された者のエントリーの手続きに関しては、第21条に定める通りとする。

第4章 エントリー

第21条(エントリーの手続き)

1. JLPGAツアーにおいて、トーナメント事業部は出場有資格者の情報をマイページ(JLPGAがTP登録者及び臨時登録者のために開設するJLPGAトーナメント専用ウェブサイトを用いる。以下同じ。)に掲載し、出場有資格者はエントリーの手続きをマイページにて行うものとする。
2. 当該競技の本戦の第1日目の7週間前の日の属する週の金曜日に協会選考選手として選出された者は、当該競技の本戦の第1日目の3週間前の日の属する週の金曜日午後5時の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。ただし、当該締め切りをもってエントリーの手続き完了とする。ただし、欠場の登録を行った場合、当該登録をもってエントリーの手続き完了とする。
3. 当該競技の本戦の第1日目の7週間前の日の属する週の金曜日から前項の締め切りの3日前の日(3週間前の火曜日)までに、第15条第1項各号及び第16条(協会選考選手の欠員)第1項により、協会選考選手として選出された者は、前項の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。当該締め切りをもってエントリーの手続き完了とする。ただし、欠場の登録を行った場合、当該登録をもってエントリーの手続き完了とする。
4. 本条第2項の締め切りの2日前の日(3週間前の水曜日)以降に、第15条第1項各号及び第16条第1項により、協会選考選手として選出された者は、繰り上がった日の翌日から起算して3日目の午後5時の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。エントリー登録をもってエントリーの手続き完了とする。
5. 本条第2項の締め切り後に、第16条第2項によりウェイティングエントリーリストに掲載された者は、掲載された日の翌日から起算して3日目の午後5時の締め切りまでにウェイティングエントリー登録を行わなければならないものとする。ウェイティングエントリー登録をした者は、協会選考選手への繰り上げをもってエントリーの手続き完了とする。なお、ウェイティングエントリー登録をした者は、当該競技に出場する意志があるものとみなし、同一週に開催されるステップ・アップ・ツアーの競技にはエントリーできないものとする。
6. 本条第4項の定めにかかわらず、第15条第1項第2号又は第7号により翌週のJLPGAツアーの競技の出場資格を得た者は、出場資格を得た日の翌日の午後5時の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。エントリー登録をもってエントリーの手続き完了とする。
7. 第17条に定める主催者推薦選手は、次の各号に定める締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。エントリー登録をもってエントリーの手続き完了とする。
 - ① 当該競技の本戦の前週の火曜日までに選出された場合、当該前週の金曜日午後5時
 - ② 当該競技の本戦の前週の水曜日以降に選出された場合、選出された日の翌日から起算して3日目の午後5時
8. JLPGAツアーの競技に出場しようとする者のエントリーの手続きの確認は、JLPGAからのエントリーの手続きに関する連絡の有無にかかわらず、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
9. 本条各項に定める締め切りまでにエントリー登録しなかった者は、当該競技に欠場の登録をしたものとみなす。
10. 本条により、欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者は、次の各号に定める出場資格を取得することができるものとする。
 - ① 第32条に定める現地ウェイティングシステムによる出場
 - ※ただし、その出場優先順位は最下位とする。
 - ② 主催者推薦選手としての出場
11. 本条により、主催者推薦選手として欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者が、第15条及び第16条により協会選考選手として選出された場合、出場資格を取得するものとする。
12. 本条により、欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者が、その後第15条第1項第2号又は第7号により、新たに出場資格を得て、当該競技への出場を希望する場合、原則として新たに出場資格を得た日の

午後5時までに、トーナメント事業部に申し出なければならない。

13. 同週にJLPGAツアーの競技とJLPGAステップ・アップ・ツアーの競技が開催される場合において、両競技の出場有資格者となっている者が一方の競技の出場の登録をしたときは、もう一方の競技に欠場の登録をしたものとみなす。
14. 前各項の定めにかかわらず、トーナメント事業部は、マイページが何らかの理由により使用できない場合には、別途エントリーの手続きの方法を定める。

【補足】出場有資格者のエントリーの締め切り及びエントリー手続き完了について

	エントリーの締め切り	エントリーの手続き完了
7週前金曜日選出の協会選考選手(第21条第2項)	3週前金曜日午後5時	締め切りをもって手続き完了 (欠場の登録をした場合、 当該登録をもって手続き完了)
7週前金曜日から3週前火曜日までに選出の協会選考選手(第21条第3項)		
3週前水曜日以降に選出の協会選考選手(第21条第4項)	出場資格を得た日の翌日から3日目の午後5時	エントリー登録をもって手続き完了
3週前金曜日午後5時以降にウェイティングエントリーリストに掲載された者(第21条第5項)	掲載された日の翌日から3日目の午後5時	協会選考選手への繰り上げをもって手続き完了
第15条第1項第2号又は第7号により翌週のJLPGAツアーの競技の出場資格を得た者(第21条第6項)	出場資格を得た日の翌日午後5時	エントリー登録をもって手続き完了
前週火曜日までに選出の主催者推薦選手(第21条第7項)	前週金曜日午後5時	
前週水曜日以降に選出の主催者推薦選手(第21条第7項)	選出された日の翌日から3日目の午後5時	

第5章 出場義務

第22条(エントリー完了後の出場義務)

1. エントリーの手続きを完了した者は、出場の登録を行った競技に出場しなければならない。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する者は、「トーナメント欠場申請」(書式は、トーナメント事業部が別途定める。)をトーナメント事業部に申請することにより、エントリーの手続きを完了した競技のエントリーを取り消して、当該競技を欠場することができる。
 - ① 病気又は身体上の故障が発生した場合
 - ② 一身上の突発的重大問題が発生し、トーナメント事業部が承認した場合
 - ③ 別途定めるトーナメント特別保障制度及び産休制度が適用された場合
 - ④ 海外主要トーナメント(第27条に定めるものをいう。以下同じ。)に出場する場合(この場合、選手の選択により当該競技の開催週と、その前週又は翌週の合計2週間のJLPGAツアーの競技について、エントリーを取り消して欠場することができる。)
 - ⑤ その他トーナメント事業部が承認した場合
3. 前項第1号の適用を希望する者は、速やかに医師の診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。また、前項第4号の適用を希望する者は、速やかに「海外競技出場届」(書式は、トーナメント事業部が別途定める。)をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。尚、医師の診断書若しくは「海外競技出場届」を提出しない場合又はトーナメント事業部の承認を得られない場合、前項第1号又は第4号は適用されないものとする。
4. JLPGAツアーの競技の本戦の第1日目の第1打を打った後の欠場は棄権とし、そのトーナメントに出場したものとみなす。
5. トーナメント事業部は、前各項の規定に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第23条(単年シード選手の出場義務試合数)

1. 第14条第1項に定める単年シード選手は、各年度のJLPGAツアーの開催試合数の60%以上(小数点以下第1位切り上げ。)の数の試合に出場しなければならない。
2. 前項の定めにかかわらず、単年シード選手のうち、第26条に定める国際ツアー登録をした選手は、各年度のJLPGAツアーの開催試合数の20%以上(小数点以下第1位切り上げ。)の数の試合に出場しなければならない。
3. 前各項の定めにかかわらず、トーナメント特別保障制度適用者及び産休制度適用者の出場義務試合数は別途定める。
4. 本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、単年シード選手のうち、JLPGAツアー生涯出場試合数が300試合に達

した選手は、達した翌年度より出場義務試合数を免除する。

5. 日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技は、本条第1項及び第2項の開催試合数には含まれないものとする。
6. 単年シード選手が、日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技に出場した場合は、当該シード選手が出場した試合の数(以下「出場試合数」という。)に、これらの競技を加算するものとする。
7. 単年シード選手が第27条に定める海外主要トーナメントに出場した場合は、出場試合数に、これらの競技を加算するものとする。
8. 本条第1項又は第2項に違反した者は、その翌年度において、第14条第1項第1号及び同項第2号のシード条件に該当しないものとし、トーナメント事業部は、当該違反者に対し、その翌年度において第15条第1項第5号に定める出場資格も付与しないものとする。
9. 大会中止となった競技があった場合、当該競技は本条第1項及び本条第2項の開催試合数に含まれないものとする。
10. 競技不成立となった競技があった場合、当該競技は、本条第1項及び本条第2項の開催試合数に含まれるものとする。この場合、当該競技のエントリーの手続きを完了していた単年シード選手の出場試合数に、当該競技を加算するものとする。

第24条(単年シード選手の前年度欠場競技の出場義務)

1. 単年シード選手は、前年度に欠場したJLPGAツアーの競技(ただし日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技を除く。)に出場しなければならない。ただし、前年度に単年シード選手でなかった場合は、この限りでない。
2. 前項の定めにかかわらず、単年シード選手のうち、JLPGAツアー生涯出場試合数が300試合に達した選手は、達した翌年度より、前年度に欠場したJLPGAツアーの競技に欠場できるものとするが、2年連続で欠場したJLPGAツアーの競技に出場しなければならないものとする。
3. 本条第1項に定める出場義務は、第26条に定める国際ツアー登録をしている場合免除され、翌年度にも発生しないものとする
4. 本条第1項に定める出場義務は、次の各号に該当する場合(第1号ないし第4号に該当する場合は、次項の手続きを経たときに限る。)、当該年度は免除され、翌年度に発生するものとする(翌年度も次の各号に該当する場合には、当該出場義務は、翌年度においても免除され、翌々年度に発生するものとし、以後も同様とする。)。ただし、第1項の出場義務を免除された者が、翌年度に単年シード選手でなくなった場合は、翌年度の出場義務は発生しない。
 - ① 病気又は身体上の故障の発生を示す医師の診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得た場合
 - ② 一身上の突発的重大問題が発生し、トーナメント事業部が承認した場合
 - ③ 海外主要トーナメントに出場する場合(この場合、選手の選択により当該競技の開催週と、その前週又は翌週の合計2週間のJLPGAツアーの競技について出場義務が免除される。)
 - ④ 第28条第3項第1号の定めにより、外国国籍を有する者が、当該国籍国において開催される競技に出場する場合
 - ⑤ 天災地変、戦乱、騒乱等により、当該競技が大会中止となった場合
 - ⑥ その他トーナメント事業部が承認した場合
5. 前項第1号ないし第4号に該当する場合に、出場義務の免除を希望する者は、速やかにトーナメント事業部が指示する必要書類をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。
6. 前各項の定めにかかわらず、トーナメント特別保障制度適用者及び産休制度適用者の出場義務は別途定める。
7. トーナメント事業部は、前各項の規定に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第25条(JLPGAツアーの競技優勝者の翌年度出場義務)

1. JLPGAツアーの競技に優勝したTP登録者は、翌年度の当該競技(ただし日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技を除く。)に出場しなければならない。
2. 前項に定める出場義務は、次の各号に該当する場合(第1号ないし第3号に該当する場合は、第4項の手続きを経たときに限る。)免除され、翌年度にも発生しないものとする。
 - ① 病気又は身体上の故障の発生を示す医師の診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得た場合
 - ② 一身上の突発的重大問題が発生し、トーナメント事業部が承認した場合
 - ③ 海外主要トーナメントに出場する場合(この場合、選手の選択により当該競技の開催週と、その前週又は翌週の合計2週間のJLPGAツアーの競技について出場義務が免除される。)
 - ④ 第26条に定める国際ツアー登録をしている場合
 - ⑤ その他トーナメント事業部が承認した場合
3. 本条第1項に定める出場義務は、天災地変、戦乱、騒乱等により、当該競技が大会中止となった場合、当該年度は

免除され、翌年度に発生するものとする。

4. 本条第2項第1号ないし第3号に該当する場合に、出場義務の免除を希望する者は、速やかにトーナメント事業部が指示する必要書類をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。
5. 前各項の定めにかかわらず、トーナメント特別保障制度適用者及び産休制度適用者の出場義務は別途定める。
6. トーナメント事業部は、前各項の規定に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

【補足】シード選手の義務について

	出場義務試合数【第23条】	前年度欠場競技の出場義務【第24条】
単年シード選手	開催試合数の60%以上 違反：翌年度単年シード等対象外	出場義務あり 違反：罰金100万
単年シード選手 ※国際ツアー登録	開催試合数の20%以上 違反：翌年度単年シード等対象外	免除
単年シード選手 ※生涯300試合以上出場	出場義務試合数なし	2年連続で欠場した競技に 出場義務あり
複数年シード選手	出場義務試合数なし	出場義務なし
複数年シード選手 ※国際ツアー登録	出場義務試合数なし	出場義務なし
永久シード選手	出場義務試合数なし	出場義務なし

第6章 海外競技への出場

第26条(国際ツアー登録)

1. 第14条に定めるシード選手のうち、次のいずれかに該当する者は、毎年、翌年度のトーナメント開催日程がJLPGAから発表された日の翌週の金曜日の午後5時までに、トーナメント事業部にトーナメント事業部が別途定める所定の届け出をし、その承認を得た場合、国際ツアー登録をすることができる。
 - ① USLPGAツアーメンバーで、USLPGAツアー（シメトラツアーは除く。）の出場資格を有し、1年の大半は海外ツアーに参戦しようとする者
 - ② LETメンバーでLETツアー（LET ACCESS SERIESは除く）の出場資格を有し、1年の大半は海外ツアーに参戦しようとする者
 - ③ その他海外ツアーの出場資格を有し、1年の大半は海外ツアーに参戦しようとする者
2. 前項の定めにかかわらず、USLPGAツアーの競技で優勝した者は、前項の締め切り後でもトーナメント事業部にトーナメント事業部が別途定める所定の届け出をし、その承認を得た場合、国際ツアー登録をすることができる。この場合、当該選手の出場義務試合数の扱いは、トーナメント事業部が別途審議して定めるものとする。また、上記承認が得られた日の翌日から、前年度欠場競技の出場義務及び優勝者の翌年度出場義務は、第24条第3項及び第25条第2項第4号に基づき免除され、翌年度にも発生しないものとする。

第27条(海外主要トーナメント)

海外主要トーナメントとは、次の競技をいう。

- ① The Chevron Championship
- ② 全米女子プロ
- ③ 全米女子オープン
- ④ AIG女子オープン
- ⑤ エビアンチャンピオンシップ
- ⑥ その他トーナメント事業部が承認した競技

第28条(海外競技への出場)

1. 第14条に定めるシード選手のうち、海外主要トーナメントに出場することができる資格を有する者は、国際ツアー登録の有無にかかわらず、1年間に何度でも海外主要トーナメントに出場することができる。
2. シード選手（ただし永久シード選手は除く。）のうち、国際ツアー登録をしていない者は、次の各号に定める競技を除き、JLPGAツアーと日程が重複する海外の競技に出場してはならないものとする。
 - ① 海外主要トーナメント

- ② 海外主要トーナメントに出場する者が、第22条第2項第4号等により選択した前週又は翌週に海外の競技に出場する場合の当該前週又は翌週の海外の競技
 - ③ 前各号とは別に各年度2競技(ただし、第24条第1項及び第25条第1項に基づき出場義務があるJLPGAツアーの競技と日程が重複する海外の競技を除く。)
 - ④ その他トーナメント事業部が承認した競技
3. 前項の定めにかかわらず、シード選手は、国際ツアー登録の有無にかかわらず、次の各号に定める競技に出場することができるものとする。
 - ① 外国国籍を有する者につき、当該国籍国において開催される競技(ただし、第25条第1項に基づき出場義務があるJLPGAツアーの競技と日程が重複する競技を除く。)
 - ② トーナメント事業部が承認した賞金獲得を目的としない海外クオリファイングトーナメント(ただし、第24条第1項及び第25条第1項に基づき出場義務があるJLPGAツアーの競技と日程が重複するものを除く。)
 4. 第14条に定めるシード選手のうち、国際ツアー登録をしていない者が、海外の競技に出場しようとする場合、原則として当該競技第1日目の3週間前の日の属する週の金曜日までに、「海外競技出場届」をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。
 5. トーナメント事業部は、前各項の規定に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第7章 JLPGAツアーの競技への出場

第29条(エントリーフィ)

1. JLPGAツアーの競技に出場する選手は、JLPGAにエントリーフィを支払わなければならない。
2. 公認競技のエントリーフィは次の表の登録区分に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。公式競技及び特別公認競技のエントリーフィは、別途定めるところによるものとする。

登録区分	エントリーフィ
TP登録者	10,000円(消費税別)
臨時プロ登録者	20,000円(消費税別)
臨時アマチュア登録者	15,000円(消費税別)

3. JLPGAツアーの競技に出場する選手は、公式競技及び公認競技のエントリーの手続き完了後、各々に指定されている締め切り日までに、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかにより決済をしなければならない。ただし、日本女子オープンゴルフ選手権及び特別公認競技については、別途定めるところによるものとする。
4. 各競技の前週の金曜日午後5時時点で、出場有資格者としてマイページに掲載されている者は、その後に第22条(エントリー完了後の出場義務)第2項に定める手続きに従い、エントリーを取り消して当該競技を欠場したとしても、当該競技のエントリーフィを支払わなければならない。また、既に支払っている場合にはその返還を求めることはできないものとする。
5. 第46条に定める競技不成立となった場合においても、当該競技のエントリーの手続きを完了した者は、エントリーフィを支払わなければならない。また、既に支払っている場合にはその返還を求めることはできないものとする。
6. 第45条に定める大会中止となった場合、当該競技のエントリーの手続きを完了した者は、エントリーフィを支払う必要はなく、また、既に支払っている場合にはその返還を求めることができるものとする。
7. 主催者推薦選手選考会による出場選手は、エントリーの手続きが完了した時点で、エントリーフィを支払う義務が発生し、別途トーナメント事業部が指定する締め切り日までに支払わなければならないものとする。
8. 各競技の前週の金曜日午後5時以降当該競技の当週月曜日午後5時までに当該競技の出場資格を得た選手、及び第32条に定める現地ウェイティングシステムにより当該競技の出場資格を得た選手には、当該競技への出場が決定した時点で、エントリーフィを支払う義務が発生し、当該競技最終日までに支払わなければならないものとする。
9. エントリーフィ又は会費規則第4条第1項に定める会費等の納入がトーナメント事業部において確認できない場合、トーナメント事業部が未納額の全部の納入を確認するまで、当該選手はJLPGAツアーの競技に出場できないものとする。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。

第30条(キャディー)

1. JLPGAツアーの競技に出場する選手は、必ずキャディーをつけてプレーしなければならない。
2. JLPGAツアーの競技に出場する選手は、エントリーの手続きにおいて、主催者等が用意するキャディーを希望するか、それとも自らキャディーを帯同することを希望するかを入力しなければならない(以下、選手が自ら帯同する

キャディーを「帯同キャディー」という。)。選手は帯同キャディーを希望する場合、帯同するキャディーの氏名等必要事項を入力しなければならない。

3. 前項の入力内容の変更は当該競技の前週の金曜日午後5時まで行うことができる。ただし、各競技の実施要項により変更期限が変更された場合及びトーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。
4. 主催者等が用意するキャディーを希望すると入力した者が、前項の期限後に、帯同キャディーを希望することを入力変更することはできないものとする。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りではない。その場合、原則として、当該者は、当該変更に関して発生する費用を支払わなければならない。
5. 各競技の開催期間中（プロアマ競技及び本戦を含む。）に選手がキャディーの交代を希望する場合、トーナメント事業部に連絡し、その承認を得なければならない。

第31条(レジストレーション)

1. JLPGAツアーの競技に出場する選手は、本条第3項に定める受付日及び受付時間内に、当該競技の会場内のJLPGARoom（以下「JLPGARoom」という。）において、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の出場資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。
3. 本条第1項のレジストレーションの受付日は、当該競技の本戦の第1日目の2日前及び前日の2日間とし、その受付時間は午前8時から午後5時（ただし、プロアマ競技がある場合は、プロアマ競技スタート1時間前から午後5時）までとする。ただしトーナメント事業部は、受付開始時間を予告なく早めることがある。
4. 本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、トーナメント事業部が承認した者は、当該競技の本戦の第1日目にレジストレーションを行うことができる。この場合、当該承認を受けた者は、自身のスタート1時間前までに、JLPGARoomにおいてレジストレーションを行わなければならない。
5. JLPGAツアーの競技の本戦に出場する選手のうち、コンテストバッジ、カーパーク、ファミリーバッジ又は通訳バッジの貸出しを希望する者は、トーナメント事業部が別途定める所定の手続きを行うことにより、貸出しを受けることができる。ただし、当該選手は、トーナメント事業部が別途定める貸出し同意事項を遵守しなければならない。当該貸出し同意事項の違反があった場合、トーナメント事業部は、当該違反者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第32条(現地ウェイトイングシステム)

1. トーナメント事業部は、第16条第5項による繰り上げを除き、各競技前週の金曜日午後5時以降における欠員の補充を、現地ウェイトイングシステムにより行う。
2. TP登録者（ただし、日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技を通過してTP一般登録をしたティーチングプロフェッショナル会員を除く。）は、現地ウェイトイングシステムに登録することができる。ただし、現地ウェイトイングシステムへの登録を希望する者は、第3項に定める受付日及び受付時間内に、当該競技の会場内のJLPGARoomで、現地ウェイトイングシステムへの登録を行わなければならない。
3. 現地ウェイトイングシステムの受付日及び受付時間は、第31条第3項に定めるレジストレーションの受付日及び受付時間に準じるものとする。
4. 前項に定める受付時間終了までに欠員が生じている場合、トーナメント事業部は、前項に定める受付日及び受付時間内に現地ウェイトイングシステムへ登録を行った者（以下、本条において「登録者」という。）の中から、受付時間終了時点において、本条第11項ないし第13項に定める出場優先順位に従って、出場資格を与えて、欠員を補充する。トーナメント事業部は、本項により出場資格を与えた登録者に対して通知を行うが、その確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
5. 第3項に定める受付時間終了までに欠員が生じ、本条により登録者に出場資格が与えられることが確実であるとトーナメント事業部が確認した場合は、トーナメント事業部は、受付時間終了前であっても、当該登録者に出場資格を与えて、欠員を補充し、適宜組み合わせに入れるものとする。トーナメント事業部は、本項により出場資格を与えた登録者に対して通知を行うが、その確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
6. 本条第4項及び第5項により出場資格を得た者は、当該競技に出場しなければならない。トーナメント事業部は、トーナメント事業部に連絡をせずに、本項に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。
7. 本条第4項及び第5項による補充終了後においても欠員が生じている場合、もしくは当該競技の本戦の第1ラウンドのスタート前に欠員が生じる場合に備えて、第1ラウンドの出場資格の取得を希望する者は、当該競技の本戦の第1ラウンドの第1組のスタート時間1時間前（ただし、スタート時間に変更があった場合、変更後のスタート時間を

基準とする。)までに、JLPGAルームにおいて所定の用紙に署名し、自己の所在場所を明確にしておかなければならない。なお、第1日目の競技が中止になった場合、一度行った署名は翌日も有効とする。

8. 前項に定める手続きは、本条第4項に定める登録者に限らず行えるものとする。
9. 当該競技の第1ラウンドに欠員が出た場合、トーナメント事業部は、本条第7項に定める手続きをした者の中から本条第11項ないし第13項に定める出場優先順位に従って、出場資格を与えて、欠員を補充する。この補充により出場資格を得た者が、トーナメント事業部と連絡が取れない等、当該競技への出場が不可能であるとトーナメント事業部が判断した場合は、その次の優先順位の者に出場資格を与えて、欠員を補充するものとする。
10. 前項の補充は、原則として、欠員が出た組のスタート時間の30分前までとする。ただし、当該時刻を過ぎていても、出場資格を与えられる者が出場できる状態であるとトーナメント事業部が判断した場合は、前項の補充を行うものとする。
11. 現地ウェイティングシステムの出場優先順位は、QTランキングリストの順とする。ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技からは、ランキングリストの順とする。
12. トーナメント特別保障制度の適用を受けた者で、保障競技終了時点において、欠場年に出場したJLPGAツアーの競技で獲得したポイント数及び復帰後の保障競技で獲得したポイント数の合計が、欠場年度のメルセデス・ランキング上位50位名以内に相当する額に満たなかった者が、現地ウェイティング登録をする場合、出場優先順位は、前年度のQTファイナルステージに出場した者の中で最下位者の次順位とする。
13. 第21条により当該競技を欠場となった者(ただし、主催者推薦選手として欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者は除く。)及びQTランキングリスト又はリランキングリストに名前が無い者が現地ウェイティング登録をする場合、出場優先順位は最下位とする。この場合において、本項により登録をする者が複数いるとき、その優先順位はトーナメント事業部が抽選で決定するものとする。
14. 前項の定めにかかわらず、第31条第2項により、当該競技の出場資格を失った者は、当該競技及び当該競技の同週に行われるJLPGAトーナメントの競技の現地ウェイティングへの登録ができないものとする。
15. 当該競技にキャディーとして登録した者は、当該競技の現地ウェイティングへの登録ができないものとする。
16. JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第18条第4項に定められている場合を除き、当該競技の同週に行われるJLPGAトーナメントの競技にエントリーした者は、当該競技の現地ウェイティングへの登録ができないものとする。
17. 公式競技及び特別公認競技に現地ウェイティングシステムを適用する場合は、各実施要項に別途定める。

第8章 プロアマ競技

第33条(プロアマ競技の開催)

1. プロアマ競技は、原則として各競技の本戦の第1日目の前日に当該競技の本戦会場のコースで行う。ただし、主催者等は事前に書面によるトーナメント事業部の承諾を得た上で、プロアマ競技を当該競技の本戦の第1日目の前々日に行うことができるものとする。
2. プロアマ競技の競技方法は、団体戦とする。ただしトーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。
3. プロアマ競技の組数は、最大45組までとし、プロアマ競技に出場する選手(以下、本章において、「選手」とはTP登録者及び臨時登録者(臨時アマチュア登録をした者を除く。))のこをいい、また、プロアマ競技に出場する選手を「プロアマ出場選手」という。)は1組当たり1人とする。プロアマ競技の総出場人数はプロアマ出場選手を含めて最大180人までとする。なおJLPGAは、トーナメント事業部が承認した場合を除き、規定組数を超える人数の選手の派遣をしないものとする。
4. 当該競技の本戦に出場するために臨時アマチュア登録をした者は、当該競技のプロアマ競技に出場できないものとする。
5. 前各項及び第34条ないし第38条の定めにかかわらず、トーナメント事業部が認めた場合、競技方法を含めて、プロアマ競技に関する諸条件を変更することができる。この場合、前各項及び第34条ないし第38条は適用されずトーナメント事業部が別途定めるところによるものとする。

第34条(プロアマ競技出場料)

1. 主催者等は、プロアマ競技に出場した選手に対して、50,000円(消費税別)以上のプロアマ競技出場料を支払う。ただし、プロアマ競技が当該競技の本戦の第1日目の前々日に開催される場合のプロアマ競技出場料は60,000円(消費税別)以上とする。
2. プロアマ出場選手が、プロアマ競技の途中で出場を交代した場合のプロアマ競技出場料の支払い条件は、第37条第14項に定める。

第35条(プロアマ出場選手の選考)

1. トーナメント事業部は、本条第3項第1号により主催者等が定めたプロアマ競技の組数の50%に相当する数(小数点以下第1位切り捨て。以下「JLPGA選考選手数」という。)のプロアマ出場選手を選考し、主催者等は、当該組数の50%に相当する数(小数点以下第1位切り上げ。以下「主催者選考選手数」という。)のプロアマ出場選手を選考する(以下、本章において、トーナメント事業部が選考したプロアマ出場選手を「JLPGA選考選手」といい、主催者等が選考したプロアマ出場選手を「主催者選考選手」という。)
2. トーナメント事業部は、各競技の本戦の出場選手の中からJLPGA選考選手を、次の優先順位(当該選考時点におけるものとする。)に従って、JLPGA選考選手数に満つるまで選考し、JLPGA選考選手のリストを当該競技の主催者等に開示するものとし、当該競技の本戦の当週の月曜日午後5時までにJLPGA選考選手に欠員が生じた場合、JLPGA選考選手を、本項の優先順位に従って、JLPGA選考選手数に満つるまで選考をする。(第21条第10項第2号により、主催者推薦選手として出場する者はJLPGA選考選手として選考しないものとする。)
 - ① 当該競技の本戦の前年度優勝者(ただし、前年度の当該競技が大会中止となった場合は、前々年度優勝者を選考する。)
 - ② 永久シード選手(ただし、単年シード選手に限り選考する。)
 - ③ 当該年度における前週までのJLPGAツアーの競技の本戦の優勝者(本号に該当する者が複数ある場合は、直近の優勝者から順に選考するものとする。)
 - ④ メルセデス・ランキングシード選手
 - ⑤ QTランキングリスト上位者(ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技までに限り、選考するものとする。)
 - ⑥ リランキングリスト上位者(ただし、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技から選考するものとする。)
3. 主催者等は、前項に定めるJLPGA選考選手を除いた当該競技の本戦の出場選手の中から、次の各号の事項に従い、主催者選考選手を選考できるものとする。
 - ① 主催者等は、当該競技の本戦の第1日目の3週間前の日の属する週の金曜日までに、プロアマ競技の組数をトーナメント事業部に連絡しなければならない。
 - ② 主催者等は、当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、主催者選考選手を、主催者選考選手数に満つるまで選考し、そのリストをトーナメント事業部に提出しなければならない。
 - ③ 同一年度に同一選手が受けられるプロアマ競技への主催者選考による出場の回数に、上限はないものとする。
4. トーナメント事業部は、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、JLPGA選考選手を選手に開示するものとする。2週間前の日の属する週の金曜日以降に、プロアマ競技の組数が減った場合は、主催者選考選手数を減らすものとする。

第36条(プロアマ出場選手の義務)

1. JLPGA選考選手及び主催者選考選手は、プロアマ競技に出場しなければならない。
2. プロアマ競技を欠場又は棄権したJLPGA選考選手又は主催者選考選手は、次の各号に該当する場合を除き、当該競技の本戦に出場することができないものとする。
 - ① 欠場又は棄権が、当該年度で1回目の場合(ただし、プロアマ競技を欠場又は棄権して、本戦も欠場した場合又は本項第2号に該当した場合は、1回目として数えないものとする。)
 - ② 海外ツアーの旅程等やむを得ない事情によるものであると、トーナメント事業部が承認した場合
3. JLPGA選考選手及び主催者選考選手は、自身のプロアマ競技のスタート時間30分前までに、受付をしなければならない(以下、本条において、当該期限までに当該受付をしないことを「遅刻」といい、当該遅刻をした者を「遅刻者」という。)
4. トーナメント事業部は、遅刻者のプロアマ競技出場の可否等を判断する。
5. トーナメント事業部は、原則として遅刻者がいる場合であっても、プロアマ競技のスタート時間を変更することはできないものとする。ただし、トーナメント事業部が特に必要と認めるときは、この限りでない。
6. トーナメント事業部は、遅刻者に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第37条(プロアマ競技の待機選手)

1. 主催者等は、プロアマ出場選手の欠員及び交代要請に備え、プロアマ待機選手を当該競技の本戦の出場選手(JLPGA選考選手及び主催者選考選手を除く。)の中から4名選考し、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までにそのリストをトーナメント事業部に提出しなければならない。また、プロアマ待機選手に対して、プロアマ待機選手である旨連絡しなければならない。
2. 主催者等は、当該競技の本戦の当週の月曜日午後5時までに主催者選考選手に欠員が生じた場合、プロアマ待

機選手から、主催者選考選手を、主催者選考選手数に満つるまで選考できるものとする。

3. 主催者等は、当該競技の本戦の当週の月曜日午後5時以降に、JLPGA選考選手及び主催者選考選手に欠員が生じた場合、プロアマ待機選手から、プロアマ出場選手を、プロアマ競技の組数に満つるまで選考する。
4. プロアマ待機選手への繰り上げは、当該プロアマ競技の前日午後5時までとする。
5. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技当日の欠員及び交代要請に備え、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前までに、受付をしなければならない(以下本条において、当該期限までに当該受付をしないことを「遅刻」といい、当該遅刻をした者を「遅刻者」という。)
6. 遅刻者は、当該プロアマ競技に出場できず、また、プロアマ競技の指定練習場で練習を行うこともできないものとするが、当該競技の本戦には出場できるものとする。
7. トーナメント事業部は、遅刻者に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。
8. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前から全組が10ホールを消化するまで、当該競技の会場で待機しなければならない。
9. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前から全組が10ホールを消化するまでの間に、トーナメント事業部から当該プロアマ競技への出場を要請された場合には、当該プロアマ競技に出場しなければならない(以下、当該プロアマ競技に出場しないことを「交代拒否」という。)
10. プロアマ待機選手が、本条第10項に定める待機を拒否(以下「待機拒否」という。)する場合、原則として、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前までに、トーナメント事業部に連絡し、その承認を得なければならない。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。
11. トーナメント事業部は、交代拒否又は待機拒否をしたプロアマ待機選手に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。ただし、前項の承認を得た場合、及びトーナメント事業部が当該交代拒否又は待機拒否がやむを得ない事情によるものであると判断した場合は、この限りでない。
12. プロアマ待機選手が当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間時点のプロアマ出場選手(以下本条において「当初のプロアマ出場選手」という。)と10ホール消化前に交代して当該プロアマ競技に出場した場合には、第34条第1項に定めるプロアマ競技出場料は、当初のプロアマ出場選手には支払われず、当該プロアマ待機選手に全額支払われるものとし、プロアマ待機選手が当初のプロアマ出場選手と10ホール消化後に交代して当該プロアマ競技に出場した場合には、第34条第1項に定めるプロアマ競技出場料は、当該プロアマ待機選手には支払われず、当初のプロアマ出場選手に全額支払われるものとする。ただし、10ホール消化後に交代して当該プロアマ競技に出場したプロアマ待機選手には、本条第15項に定めるプロアマ競技待機料とは別に、JLPGAはプロアマ競技出場料として10,000円(消費税別)を支払う。
13. JLPGAは、当初のプロアマ出場選手と10ホール消化前に交代して出場をした場合を除き、プロアマ待機選手に対して、プロアマ競技待機料20,000円(消費税別)を支払う。ただし、プロアマ競技が当該競技の本戦の第1日目の前々日に開催される場合、プロアマ競技待機料は30,000円(消費税別)とする。
14. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技の最終組がスタートした後に、練習ラウンドをすることができる。ただし、その費用は自己の負担とする。また大会の都合により、練習ラウンドを1組で行わなければならない場合がある。
15. トーナメント事業部は、主催者等より要請があった場合、当該プロアマ待機選手の同意を得られた時は、当該プロアマ待機選手に全組が10ホールを消化した以降も待機させることができる。
16. 主催者等は、交代や待機拒否等によりプロアマ待機選手がいなくなった場合に限り、当該プロアマ競技当日にプロアマ待機選手を、当該競技の本戦のトーナメント出場選手から選考できるものとする。
17. 主催者等は、全組が10ホールを消化した以降にプロアマ競技に出場した選手には、本条第15項に定めるプロアマ競技待機料とは別に、プロアマ競技出場料として30,000円(消費税別)以上を支払うものとし、全組が10ホールを消化した以降に待機し、プロアマ競技に出場しなかった選手には、本条第15項に定めるプロアマ競技待機料とは別に、待機延長料として10,000円(消費税別)を支払うものとする。

【補足】プロアマ競技の待機選手の人数及び待機義務について

	人 数	待 機 義 務
プロアマ待機選手	4名	プロアマ競技全組10ホール消化で待機解除 ※主プロアマ待機選手への繰り上げは前日プロアマ前日午後5時まで

【補足】プロアマ競技出場料及び待機料について ※()内は支払い者

		出場料	待機料	延長料
当初のプロアマ出場選手	10ホール以上プレー	50,000円以上 ^{注1} (主催者等)	—	—
	10ホール消化前に交代	—	—	—
プロアマ待機選手	全組10ホール消化まで待機したが出場せず	—	20,000円 ^{注2} (JLPGA)	—
	10ホール消化前に交代 ※全組10ホール消化前	50,000円以上 ^{注1} (主催者等)	—	—
	10ホール消化後に交代 ※全組10ホール消化前	10,000円 (JLPGA)	20,000円 ^{注2} (JLPGA)	—
	10ホール消化後に交代 ※全組10ホール消化後	30,000円以上 ^{注1} (主催者等)	20,000円 ^{注2} (JLPGA)	—
	全組10ホール消化以降も待機したが出場せず	—	20,000円 ^{注2} (JLPGA)	10,000円 (主催者等)

注1) プロアマ競技が本戦の第1日目の前々日に開催される場合60,000円以上

注2) プロアマ競技が本戦の第1日目の前々日に開催される場合30,000円

第38条(前夜祭、プロアマ競技表彰式)

1. 前夜祭開催時点のプロアマ出場選手、及び前夜祭への出席をトーナメント事業部に要請されたプロアマ待機選手は、当該競技に付随する前夜祭に出席しなければならない。ただし、主催者等の都合により前夜祭会場が当該競技の会場から車で1時間以上の距離にあるときは、この限りでない。
2. 前夜祭の選手拘束時間は、前夜祭会場に選手が入場してから1時間とする。
3. プロアマ出場選手は、プロアマ競技表彰式に出席しなければならない。
4. 前夜祭開催時点のプロアマ出場選手、及び前夜祭への出席をトーナメント事業部に要請されたプロアマ待機選手が、前夜祭に遅刻もしくは欠席した場合、トーナメント事業部は、当該選手に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第9章 悪天候等による短縮、中止等

第39条(サスペンデッド)

悪天候又はその他の理由により競技が中断され、同日中の競技終了が不可能であると競技委員会が判断した場合、競技委員会は、各選手に対して、翌日以降に競技中断時のホールから競技を再開させ、中断されたラウンドの残りのホールを競技させることができる。

第40条(競技コンセプト・セカンドカット)

1. 競技委員会は、各競技の実施要項で定められたホール数(以下「規定ホール数」という。)終了のために尽力するものとする。
2. 競技委員会は、規定ホール数終了及び競技成立のために、1日1ラウンド18ホール以上の競技を行うことができる。
3. 競技委員会は、規定ホール数終了及び競技成立のために、決勝ラウンドの人数を減らすこと(以下「セカンドカット」という。)ができる。なお、セカンドカットされた選手には、その時点の順位により賞金及びメルセデス・ランキングのポイントが配分されるものとし、セカンドカット後の最少人数は30位タイまでとする。
4. 競技委員会は、悪天候その他の理由により、規定ホール数の終了が不可能であると判断した場合、競技を短縮することができる。
5. 競技委員会は、原則として次の優先順位に従って、競技を行うものとする。
 - ① 各競技の実施要項で定められた人数で、規定ホール数終了を目指す。
 - ② セカンドカットを使用して、規定ホール数終了を目指す。
 - ③ 競技短縮をして、競技成立を目指す。
 - ④ 競技短縮をし、セカンドカットを使用して、競技成立を目指す。
6. 競技短縮等をした場合における決勝ラウンド進出者及び賞金配分は、【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)の規定するところによるものとする。

第41条(出場全選手スタート完了時の支払い賞金)

3日間競技においては2日間36ホール終了、4日間競技においては3日間54ホール終了し、当該競技の本戦の最終日において当該競技の本戦に出場している全選手(以下本条において「出場全選手」という。)がスタートを完了した後に、悪天候等でその日の競技が中止になった場合、賞金ランキングへの加算賞金率は75%であるが、支払い賞金率は100%とする。出場全選手がスタートを完了できなかった場合は、賞金ランキングへの加算賞金率及び支払い賞金率はともに75%とする。

第42条(9ホール同一ラウンドの成立)

1. 「9ホール同一ラウンド」とは、悪天候等により、選手がスタートする前に「本日の成立ラウンドは9ホール同一ラウンド」であると競技委員会が事前に予告し、全選手が同一の9ホールでラウンドした場合のことをいう。
2. 前項の予告をした場合、当該予告後に天候が良好になり18ホールが可能となっても、当該予告がなされた日の競技は9ホールで行われる。
3. 「本日の成立ラウンドは9ホール同一ラウンド」であると競技委員会が全選手に対して事前に予告せずにスタートした場合は、「9ホール同一ラウンド」は成立しない。
4. 「9ホール同一ラウンド」は、当該競技の本戦の最終日又は予備日において用いるものとする。ただし競技委員会が認めるときは、この限りでない。

第43条(予備日の設定)

1. 主催者等は、当該競技の本戦の最終日の翌日を予備日として設定したい場合は、開催協約締結時までに開催申込書によりその旨をトーナメント事業部へ申し入れ、その承認を得なければならないものとする。
2. 前項に基づき主催者等が予備日を設定した場合、当該競技の本戦の最終日の翌日を予備日として適用するか否かの判断は、トーナメント事業部と主催者等が協議し決定する。

第44条(悪天候等の場合の優勝者の決定方法)

1. 悪天候等により競技の開始又は続行が不可能と競技委員会が判断し、当該競技の本戦の最終日の競技が中止となった時に第1位の者が複数いた場合は、可能な限り即日プレーオフを行い、優勝者1名を決定する。プレーオフのインフォメーションは中止発表から1時間以内とする。
2. 前項にかかわらず、悪天候や日没等により、当該競技の本戦の最終日にプレーオフの開始又は続行が不可能と競技委員会が判断した場合、プレーオフを翌日に行うか、次の優先順位に従い優勝者を決定するかを、トーナメント事業部と主催者等が協議し決定する。
 - ① 最終ラウンドのスコア
 - ② 第3ラウンドのスコア
 - ③ 第2ラウンドのスコア
 - ④ 最終ラウンドの18番からのカウントバック
3. 前各項において、第1位の者が3名以上いた場合は、優勝者以外の選手は2位タイとする。

第45条(大会中止)

1. 大会中止とは、各競技の開催協約書締結後から当該競技開催前週の日曜日までの間に、当該競技の開催中止を決定する場合をいう。
2. 大会中止となった場合、当該競技は開催試合数に含めないものとする。
3. 各競技の本戦の第1日目の3週間前の日の属する週の金曜日午後5時から大会開催前週の日曜日までに、主催者等の自己の都合により当該競技の開催を中止する場合、JLPGAが主催者等から違約金を受領したときは、JLPGAは、主催者等から受領した違約金の中から、賞金総額の30%を、大会が開催されないことが決まった時点で第21条に定めるエントリー手続きを完了している者に均等配分するものとする。

第46条(競技不成立)

1. 競技不成立とは、各競技の開催週の月曜日以降に当該競技の開催中止を決定する場合、及び当該競技の開始後に競技成立ホール数を終了できずに当該競技が終了した場合をいう。
2. 競技不成立となった場合、その時点の順位に従い賞金総額の50%が【別紙】表-2(賞金配分率表)に従って、順位配分される。ただし、18ホールを終了できずに競技不成立となった場合、賞金総額の50%が当該競技に出場した全選手に均等に配分される。
3. 悪天候等のため、最終日前に競技不成立となったが、最終日に天候が回復した場合、18ホールのエキシビション競技を行うことができる。この場合、前項に定める賞金の配分はされず、当該エキシビション競技の出場者全員に賞金総額の50%が順位配分される。
4. 競技不成立の場合、当該競技は開催実施に至ったと判断され、開催試合数に含めるものとする。ただし、競技不成立の場合に配分された賞金については、賞金ランキングの対象とならないものとし、競技不成立となった競技における成績については、選手の記録に含めないものとする。

第47条(天災地変等)

前2条にかかわらず、天災地変、戦乱、騒乱等、社会通念上、当該競技の開催に支障をきたすとトーナメント事業部が認める事由が生じた場合、トーナメント事業部は主催者等と協議の上、その決定時期にかかわらず、当該競技について

て、大会中止又は競技不成立とすることができる。

第48条(記載のないケース)

予備日を適用する場合等、【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)に記載のないケースが発生した場合は、トーナメント事業部と主催者等で協議し決定するものとする。

第10章 賞金配分

第49条(賞金配分)

1. 賞金配分は、【別紙】表-2(賞金配分率表)に従って行われる。
2. 賞金配分は、臨時アマチュア登録をした者を除いた、最終成績順位がついた当該競技に出場した者の人数により行われる。
3. 賞金は事前に主催者等からJLPGAが受け取り、JLPGAが源泉徴収をした後に、該当者の指定口座に振り込む。
4. 悪天候等により賞金総額の減額分が生じた場合、JLPGAは、当該競技の終了後速やかに主催者等に当該減額分を返金するものとする。

第11章 附則

第50条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第51条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別紙】表-1

3日間競技(成立ホール数と賞金配分)

NO.	第1日目	第2日目	第3日目	予備日	予選カット	消化ホール	競技	支払賞金%	加算賞金%	備考
1	○	○	○	—	第2日目	54	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
2	○	○	9H同一	—	第2日目	45	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
3	○	○	△	—	第2日目	36	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
4	○	○	×	—	第2日目	36	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
5	○	×	○	—	第2日目	36	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
6	×	○	○	—	第2日目	36	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
7	○	×	9H同一	—	第2日目	27	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
8	×	○	9H同一	—	第2日目	27	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
9	○	×	△	—	第2日目	18	不成立	50	0	60位タイまで決勝進出し順位配分
10	×	○	△	—	第2日目	18	不成立	50	0	60位タイまで決勝進出し順位配分
11	○	×	×	—	第2日目	18	不成立	50	0	60位タイまで決勝進出し順位配分
12	×	○	×	—	第2日目	18	不成立	50	0	60位タイまで決勝進出し順位配分
13	×	×	☆	—	ナシ	0	不成立	50	0	出場者全員で順位配分(非公認賞金配分表にて)
14	×	×	×	—	ナシ	0	不成立	50	0	出場者全員で均等配分
15	○	×	×	○	第3日目	36	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
16	×	○	×	○	第3日目	36	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
17	×	×	○	○	第3日目	36	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
18	○	×	×	9H同一	第3日目	27	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
19	×	○	×	9H同一	第3日目	27	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
20	×	×	○	9H同一	第3日目	27	成立	75	75	60位タイまで決勝進出し順位配分
21	×	×	○	×	第3日目	18	不成立	50	0	60位タイまで決勝進出し順位配分

○:競技完了 △:最終日において出場全選手がスタート完了 ×:競技中止・不成立 ☆:エキシビジョン

4日間競技(総出場人数枠144名未満の場合/成立ホール数と賞金配分)

NO.	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	予備日	予選カット	消化ホール	競技	支払賞金%	加算賞金%	備考
1	○	○	○	○	—	第2日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
2	×	○	○	○	○	第3日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
3	○	×	○	○	○	第3日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
4	○	○	×	○	○	第2日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
5	○	○	○	×	○	第2日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
6	○	○	○	9H同一	—	第2日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
7	×	○	○	○	9H同一	第3日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
8	○	×	○	○	9H同一	第3日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
9	○	○	×	○	9H同一	第2日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
10	○	○	○	×	9H同一	第2日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
11	×	○	○	○	△	第3日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
12	○	×	○	○	△	第3日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
13	○	○	×	○	△	第2日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
14	○	○	○	×	△	第2日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
15	○	○	○	△	—	第2日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
16	○	○	○	×	—	第2日目	54	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
17	○	○	×	○	—	第2日目	54	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
18	○	×	○	○	—	第3日目	54	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
19	×	○	○	○	—	第3日目	54	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
20	×	○	○	9H同一	—	第3日目	45	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
21	○	×	○	9H同一	—	第3日目	45	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
22	○	○	×	9H同一	—	第2日目	45	成立	75	75	決勝出場者で順位配分
23	×	○	○	△	—	第3日目	36	成立	75	50	決勝出場者で順位配分
24	○	×	○	△	—	第3日目	36	成立	75	50	決勝出場者で順位配分
25	○	○	×	△	—	第2日目	36	成立	75	50	決勝出場者で順位配分
26	×	○	○	×	—	第3日目	36	成立	50	50	決勝出場者で順位配分
27	○	×	○	×	—	第3日目	36	成立	50	50	決勝出場者で順位配分
28	○	○	×	×	—	第2日目	36	成立	50	50	決勝出場者で順位配分
29	○	×	×	○	—	第3日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
30	×	○	×	○	—	第3日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
31	×	×	○	○	—	第3日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
32	○	×	×	×	○	第4日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
33	×	○	×	×	○	第4日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
34	×	×	○	×	○	第4日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
35	×	×	×	○	○	第4日目	36	成立	50	50	70位タイまで決勝進出し順位配分
36	○	×	×	9H同一	—	第3日目	27	不成立	50	0	70位タイまで決勝進出し順位配分
37	○	×	×	△	—	第3日目	18	不成立	50	0	70位タイまで決勝進出し順位配分
38	○	×	×	×	×	ナシ	18	不成立	50	0	80位タイまで順位配分
39	×	○	×	×	×	ナシ	18	不成立	50	0	80位タイまで順位配分
40	×	×	○	×	×	ナシ	18	不成立	50	0	80位タイまで順位配分
41	×	×	×	○	×	ナシ	18	不成立	50	0	80位タイまで順位配分
42	×	×	×	☆	—	ナシ	0	不成立	50	0	出場者全員で順位配分(非公認賞金配分表にて)
43	×	×	×	×	—	ナシ	0	不成立	50	0	出場者全員で均等配分(非公認賞金配分表にて)

○:競技完了 △:最終日において出場全選手がスタート完了 ×:競技中止・不成立 ☆:エキシビジョン

4日間競技(総出場人数枠144名の場合／成立ホール数と賞金配分)

NO.	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	予備日	予選カット	消化ホール	競技	支払賞金%	加算賞金%	備考
1	○	○	○	○	—	第2日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
2	×	○	○	○	○	第3日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
3	○	×	○	○	○	第3日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
4	○	○	×	○	○	第2日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
5	○	○	○	×	○	第2日目	72	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
6	×	○	○	○	9H同一	第3日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
7	○	×	○	○	9H同一	第3日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
8	○	○	×	○	9H同一	第2日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
9	○	○	○	×	9H同一	第2日目	63	成立	100	100	決勝出場者で順位配分
10	×	○	○	○	△	第3日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
11	○	×	○	○	△	第3日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
12	○	○	×	○	△	第2日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
13	○	○	○	×	△	第2日目	54	成立	100	75	決勝出場者で順位配分
14	○	×	×	×	○	第4日目	36	成立	50	50	80位タイまで決勝進出し順位配分
15	×	○	×	×	○	第4日目	36	成立	50	50	80位タイまで決勝進出し順位配分
16	×	×	○	×	○	第4日目	36	成立	50	50	80位タイまで決勝進出し順位配分
17	×	×	×	○	○	第4日目	36	成立	50	50	80位タイまで決勝進出し順位配分
18	○	×	×	×	×	ナシ	18	不成立	50	0	90位タイまで順位配分
19	×	○	×	×	×	ナシ	18	不成立	50	0	90位タイまで順位配分
20	×	×	○	×	×	ナシ	18	不成立	50	0	90位タイまで順位配分
21	×	×	×	○	×	ナシ	18	不成立	50	0	90位タイまで順位配分

○:競技完了 △:最終日において出場全選手がスタート完了 ×:競技中止・不成立

JLPGAステップ・アップ・ツアー規定

本規定は、JLPGAトーナメント規約第5条第2号に定めるJLPGAステップ・アップ・ツアー（以下「ステップ・アップ・ツアー」という。）の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定に準じるものとする。

第1章 JLPGAステップ・アップ・ツアー

第1条（JLPGAステップ・アップ・ツアー）

ステップ・アップ・ツアーは、JLPGAが、女子プロゴルファーの育成、レベルアップを図る目的の下実施するJLPGAステップ・アップ・ツアー競技（以下「ステップ・アップ・ツアー競技」という。）、JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技（以下「ステップ・アップ・ツアー特別競技」という。）の総称をいう。

第2条（JLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング）

1. ステップ・アップ・ツアーの各競技は、JLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング（以下「ステップ賞金ランキング」という。）対象トーナメントとする。
2. ステップ賞金ランキングとは、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者が、各年度のステップ・アップ・ツアーにおける獲得した賞金の累積額に従った順位（獲得した賞金の多い者を上位とする。）を示すものをいい、JLPGAトーナメント規約第14条に定める臨時登録者が獲得した賞金はこれに含まれないものとする。
3. 臨時登録者であった者が、その後TP登録者となった場合、TP登録以前に獲得した賞金は、ステップ賞金ランキングの対象とならないものとする。
4. 各年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のステップ賞金ランキング上位2名にJLPGAツアー規定第15条における翌年度の出場資格を付与するものとする。
5. ステップ賞金ランキングに基づくクォリファイングトーナメント（以下「QT」という。）の免除資格は、トーナメント事業部が別途定める。

第3条（JLPGAステップ・アップ・ツアー競技）

ステップ・アップ・ツアー競技は、ステップ・アップ・ツアーの競技としてJLPGAが主催する競技をいう。

第4条（JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技）

1. ステップ・アップ・ツアー特別競技とは、国際的な親善交流を目的とするトーナメントとして、JLPGAが特別に主催又は共催する競技をいう。
2. 特別競技の実施に関する事項は、トーナメント事業部が別途定める。

第2章 プレーの条件

第5条（ステップ・アップ・ツアー競技のプレーの条件）

ステップ・アップ・ツアー競技は、下記いずれかで行われるものとする。

- ① 2日間競技：36ホールストロークプレー
（以下この条件で行われるステップ・アップ・ツアー競技を「ステップ2日間競技」という。）
- ② 3日間競技：54ホールストロークプレー
（以下この条件で行われるステップ・アップ・ツアー競技を「ステップ3日間競技」という。）
- ③ 4日間競技：72ホールストロークプレー
（以下この条件で行われるステップ・アップ・ツアー競技を「ステップ4日間競技」という。）

第6条（賞金総額）

ステップ・アップ・ツアー競技の賞金総額は以下の通りとする。

- ① ステップ2日間競技：1,500万円（消費税別）以上
- ② ステップ3日間競技：2,000万円（消費税別）以上
- ③ ステップ4日間競技：4,000万円（消費税別）以上

第7条（出場人数）

1. ステップ・アップ・ツアー競技の総出場人数の上限は108人とし、協会選考選手（ステップ・アップ・ツアー競技に出

場する者として、トーナメント事業部が選考した者をいう。以下同じ。)の数(以下「協会選考選手数」という。)は90人、共催者推薦選手(ステップ・アップ・ツアー競技に出場する者として、共催者が推薦した者をいう。以下同じ。)の数(以下「共催者推薦選手数」という。)の上限は協会選考選手数の20%とする。

2. 前項の定めにかかわらず、トーナメント事業部は、共催者との取り決めにより、協会選考選手数を100人、共催者推薦選手数の上限を8人とすることができる。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、トーナメント事業部は、週番号第40週から第46週までの競技においては、協会選考選手数を80人まで引き下げることができる。
4. 前各項の定めにかかわらず、トーナメント事業部は、出場人数の上限を変更することができる。尚、本条第2項に該当するステップ・アップ・ツアー競技が出場人数の上限を変更する場合の共催者推薦選手数については、トーナメント事業部と共催者により取り決めるものとする。

第8条(スタート時間及び組み合わせ)

ステップ・アップ・ツアー競技の本戦の第1日目のスタート時間及び組み合わせは、原則として当該競技本戦の第1日目の2日前正午に発表するものとする。ただし、プロアマ競技を当該競技の本戦の最終日の翌日に行う場合及びプロアマ競技を開催しない場合は、原則として当該競技本戦の第1日目の前日正午に発表するものとする。

第9条(予選ラウンド・決勝ラウンド)

1. ステップ3日間競技及び4日間競技においては、最初の2ラウンド(36ホール)を予選ラウンドとし、残りの期間を決勝ラウンドとする。
2. 各競技の決勝ラウンドへの進出人数は、当該競技の協会選考選手数及び主催者推薦選手数の合計が120人未満の場合は50位タイまでとし、120名以上の場合は60位タイまでとする。
3. 予選ラウンドの終了後、次のラウンドのスタート時間及び組み合わせが発表された後に、競技失格者等が出て、次順位の繰り上げは行わない。

第10条(競技成立ホール数)

ステップ・アップ・ツアー競技の競技成立ホールは以下の通りとする。

- ① ステップ2日間競技:18ホール
- ② ステップ3日間競技:27ホール
- ③ ステップ4日間競技:36ホール

第11条(優勝者の決定方法)

1. 最終ラウンド終了時に、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホールバイホールによるプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。
2. 3人以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の選手は2位タイとする。

第3章 出場資格

第12条(出場資格)

ステップ・アップ・ツアー競技に出場する資格を有する選手(以下、「出場有資格者」という。)は、協会選考選手及び共催者推薦選手とする(JLPGAの会員、JLPGAツアー規定第14条第1項に定めるシード選手を除くTP登録者又は臨時登録者に限る。)

第13条(協会選考選手)

トーナメント事業部は、各ステップ・アップ・ツアー競技において協会選考選手を、次の優先順位に従って、当該競技において定められた協会選考選手数まで選出する。なお、産休制度を適用し復帰する者がいる場合は、産休制度に定めるところにより選出するものとする。

- ① ステップ・アップ・ツアー競技及びステップ・アップ・ツアー特別競技優勝者(優勝した日の翌日から翌年度の最終戦まで。また臨時登録者を除く。該当者が複数いる場合は、直近の優勝者から順に優先して選出するものとする。)
- ② 前年度最終プロテスト合格者
- ③ 前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者(該当する者が他の出場資格を有している等いかなる場合においても、繰り下げは行わないものとする。)
- ④ 前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のステップ賞金ランキング上位2位までの者(該当する者が他の出場資格を有している等いかなる場合においても、繰り下げは行わないものとする。)
- ⑤ QTランキングリスト上位者(ただし、別途定めるステップリランキング制度において定められるステップリラン

キング実施競技の直前の競技までに限り選出するものとする。ステップリランキング制度の実施に関する事項はトーナメント事業部が別途定める。）

- ⑥ QTランキングリスト上位者のうち、前年度QTファイナルステージの出場資格要件に該当する者（ただし、別途定めるステップリランキング制度において定められるステップリランキング実施競技から選出するものとする。）
- ⑦ トーナメント特別保障制度第8条第2項に該当する者（ただし、別途定めるステップリランキング制度において定められるステップリランキング実施競技から選出するものとする。）
- ⑧ ステップリランキングリスト上位者（ただし、別途定めるステップリランキング制度において定められるステップリランキング実施競技から選出するものとする。）

第14条 (協会選考選手の欠員)

1. トーナメント事業部は、協会選考選手に欠員が生じている場合、前条に定める優先順位に従って、協会選考選手に順次繰り上げる。ただし、同週に開催されるJLPGAツアーについて、エントリー登録をした者又はウェイトイングエントリー登録をした者を除く。
2. トーナメント事業部は、前項による協会選考選手への繰り上げを当該競技の本戦の第1日目の6日前の午後5時まで行うものとし、欠員がこれ以降生じた場合は、第21条に定める現地ウェイトイングシステムにより繰り上げを行う。
3. 共催者推薦選手であった者が、本条第1項及び第2項により協会選考選手に繰り上がった場合、当該者は、協会選考選手として出場するものとする。

第15条 (共催者推薦選手)

1. ステップ・アップ・ツアー競技の共催者は、協会選考選手以外の選手の中から、共催者推薦選手をトーナメント事業部に推薦することにより、当該競技に出場させることができる。
2. ステップ・アップ・ツアー競技の共催者は、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、トーナメント事業部に対して、共催者推薦選手リストを提出しなければならない。
3. 前項の定めにかかわらず、ステップ・アップ・ツアー競技の共催者は、共催者推薦選手が出場を辞退した場合、又は共催者推薦選手であった者が協会選考選手として選出された場合には、共催者推薦選手数の上限まで、新たに選手を推薦し、当該競技に出場させることができる。ただし、当該競技の本戦の第1日目の3日前の午後5時までには、トーナメント事業部に対して、その旨を記載した書面を提出しなければならない。それ以降の補充は第21条に定める現地ウェイトイング登録者から繰り上げるものとする。
4. 本条第2項及び第3項の定めは、ステップ・アップ・ツアー競技の共催者が、共催者推薦選手選考会（その実施に関する事項は、トーナメント事業部が別途定める。）を行い、共催者推薦選手を選出する場合には適用しない。この場合、共催者は共催者推薦選手選考会終了後ただちに、その成績に応じた共催者推薦選手リストをトーナメント事業部に提出しなければならない。
5. ステップ・アップ・ツアー競技の共催者は、臨時登録者を推薦する場合、トーナメント事業部が指定する手続きを行わなければならない。
6. TP登録していないティーチングプロフェッショナル会員は、共催者の推薦により出場資格を得ることはできない。

第16条 (共催者推薦の回数)

1. ステップ・アップ・ツアー出場選手（臨時登録者を含む）が共催者の推薦を受けられる数（以下「共催者推薦回数」という。）の年度毎の上限は、各年度のステップ・アップ・ツアーの開催試合数の25%に相当する数（小数点以下第1位を四捨五入）とする。
2. 前項の定めにかかわらず、JLPGAトーナメント規約第13条第1項の表の第2号の⑤に該当する者の共催者推薦回数の年度毎の上限は、各年度のステップ・アップ・ツアーの開催試合数の10%に相当する数（小数点以下第1位を四捨五入）とする。
3. 第1項の定めにかかわらず、JLPGAツアー規定第18条第1項の表の登録区分：TP一般登録、主催者推薦回数の年度毎の上限：0回の適用条件に該当する者の共催者推薦回数の年度毎の上限は、0回とする。
4. 本条における開催試合数は当該年1月1日時点のものとし、それ以降に生じた試合数の増減により、共催者推薦回数は変動しないものとする。

第4章 エントリー

第17条 (エントリーの手続き)

1. ステップ・アップ・ツアーにおいて、トーナメント事業部は出場有資格者の情報をマイページに掲載し、出場有資格者はエントリーの手続きをマイページにて行うものとする。

2. 当該競技の本戦の第1日目の4週間前の日の属する週の金曜日に協会選考選手として選出された者は、当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の月曜日午後5時の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。ただし、当該締め切りをもってエントリーの手続き完了とする。ただし、欠場の登録を行った場合、当該登録をもってエントリーの手続き完了とする。
3. 当該競技の本戦の第1日目の4週間前の日の属する週の金曜日から前項の締め切りの3日前の日（3週間前の金曜日）までに、第13条各号及び第14条第1項により、協会選考選手として選出された者は、前項の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。ただし、当該締め切りをもってエントリーの手続き完了とする。ただし、欠場の登録を行った場合、当該登録をもってエントリーの手続き完了とする。
4. 本条第2項の締め切りの2日前の日（3週間前の土曜日）以降に、第13条各号及び第14条第1項により、協会選考選手として選出された者は、繰り上がった日の翌日から起算して3日目の午後5時の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。ただし、エントリー登録をもってエントリーの手続き完了とする。
5. 前項の定めにかかわらず、第13条第1号により翌週のステップ・アップ・ツアー競技の出場資格を得た者は、出場資格を得た日の翌日午後5時の締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。ただし、エントリー登録をもってエントリーの手続き完了とする。
6. 第15条に定める共催者推薦選手は、次の各号に定める締め切りまでにエントリー登録を行わなければならない。ただし、エントリー登録をもってエントリーの手続き完了とする。
 - ① 当該競技の本戦の第1日目の9日前までに選出された場合：本戦の第1日目の6日前の午後5時
 - ② 当該競技の本戦の第1日目の8日前以降に選出された場合：選出された日の翌日から起算して3日目の午後5時
7. ステップ・アップ・ツアー競技に出場しようとする者のエントリーの手続きの確認は、JLPGAからのエントリーの手続きに関する連絡の有無にかかわらず、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
8. 本条各項に定める締め切りまでにエントリー登録しなかった者は、当該競技に欠場の登録をしたものとみなす。
9. 本条により、欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者は、次の各号に定める出場資格を取得することができるものとする。
 - ① 第21条に定める現地ウェイティングシステムによる出場
※ただし、その出場優先順位は最下位とする。
 - ② 共催者推薦選手としての出場
10. 本条により、共催者推薦選手として欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者が、第13条及び第14条により協会選考選手として選出された場合、出場資格を取得するものとする。
11. 出場有資格者が、同週に開催されるJLPGAツアーの競技の出場の登録をした場合又はウェイティングエントリーの出場の登録をした場合、当該ステップ・アップ・ツアー競技に欠場の登録をしたものとみなす。
12. 本条により、欠場の登録をした者又は欠場の登録をしたものとみなされた者が、その後第13条第1号により、新たに出場資格を得て、当該競技への出場を希望する場合、原則として新たに出場資格を得た日の午後5時までに、トーナメント事業部に申し出なければならない。
13. 前各項の定めにかかわらず、トーナメント事業部は、マイページが何らかの理由により使用できない場合には、別途エントリーの手続きの方法を定める。

【補足】出場有資格者のエントリーの締め切り及びエントリー手続き完了について

	エントリーの締め切り	エントリーの手続き完了
4週前金曜日選出の協会選考選手（第17条第2項）	2週前月曜日午後5時	締め切りをもって手続き完了 （欠場の登録をした場合、 当該登録をもって手続き完了）
4週前金曜日から3週前金曜日までに選出の協会選考選手（第17条第3項）	2週前月曜日午後5時	
3週前土曜日以降に選出の協会選考選手（第17条第4項）	出場資格を得た日の翌日から3日目の午後5時	エントリー登録をもって 手続き完了
ステップ・アップ・ツアーの各競技で優勝し、翌週の出場資格を得た者（第17条第5項）	出場資格を得た日の翌日午後5時	
本戦の第1日目の9日前までに選出の共催者推薦選手（第17条第6項）	本戦の第1日目の6日前の午後5時	
本戦の第1日目の8日前以降に選出の共催者推薦選手（第17条第6項）	選出された日の翌日から3日目の午後5時	

第5章 出場義務

第18条（エントリー完了後の出場義務）

1. エントリーの手続きを完了した者は、出場の登録を行った競技に出場しなければならない。
2. 前項の定めにかかわらず、同週に開催されるJLPGAツアーの競技（日本女子オープンゴルフ選手権を含む。）の出場資格を新たに得た者は当該JLPGAツアーの競技の出場の登録をすることで、またウェイティングエントリーリス

トに掲載された者はウェイティングエントリーの出場の登録をすることで、当該ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーを取り消すことができる。ただし当該JLPGAツアーの競技の出場資格を得るために現地ウェイティングシステムに登録することはできないものとする。また、本条第3項に定められる手続きをした場合を除き、主催者推薦選手選考会に出場することもできないものとする。

3. 本条第1項の定めにかかわらず、同週に開催されるJLPGAツアーの競技の主催者推薦選手選考会への出場を希望する者は、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるところに従い、同週に開催されるJLPGAツアーの競技の主催者推薦選手選考会へ出場することができる。
 - ① 同週に開催されるJLPGAツアーの競技の主催者推薦選手選考会が当該ステップ・アップ・ツアー競技の本戦の第1日目の7日前以前に行われる場合
「トーナメント欠場申請」をトーナメント事業部に申請することなく(当該ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーを取り消すことなく)、同週に開催されるJLPGAツアーの競技の主催者推薦選手選考会へ出場することができる。
 - ② 第1号以外の場合
当該ステップ・アップ・ツアー競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日午後5時までに「トーナメント欠場申請」をトーナメント事業部に申請することで、当該ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーを取り消し、同週に開催されるJLPGAツアーの競技の主催者推薦選手選考会へ出場することができる。
4. 本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、別途定めるリランキング制度において定められるリランキング実施競技及び翌週のJLPGAツアーの競技の現地ウェイティングシステムへの登録を希望する者は、当該リランキング実施競技の前週の月曜日午後5時までに「トーナメント欠場申請」をトーナメント事業部に申請することで、当該ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーを取り消し、当該リランキング実施競技及び翌週のJLPGAツアーの競技の現地ウェイティングシステムに登録することができる。
5. 本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、同週に日本女子オープンゴルフ選手権が開催される場合、当該ステップ・アップ・ツアー競技の本戦の第1日目の3日前の午後5時までに「トーナメント欠場申請」をトーナメント事業部に申請することで、当該ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーを取り消し、日本女子オープンゴルフ選手権の現地ウェイティングをすることができる。
6. 前5項の定めにかかわらず、次の各号に該当する者は、「トーナメント欠場申請」をトーナメント事業部に申請することにより、エントリーの手続きを完了した競技のエントリーを取り消して、当該競技を欠場することができる。
 - ① 病気又は身体上の故障が発生した場合
 - ② 一身上の突発的重大問題が発生し、トーナメント事業部が承認した場合
 - ③ 海外主要トーナメント(JLPGAツアー規定第27条に定めるものをいう。以下同じ。)に出場する場合(この場合、選手の選択により当該競技の開催週と、その前週又は翌週の合計2週間のステップ・アップ・ツアー競技について、エントリーを取り消して欠場することができる。)
 - ④ その他トーナメント事業部が承認した場合
7. 前項第1号の適用を希望する者は、速やかに医師の診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。また、前項第3号の適用を希望する者は、速やかに「海外競技出場届」(書式は、トーナメント事業部が別途定める。)をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。尚、医師の診断書若しくは「海外競技出場届」を提出しない場合又はトーナメント事業部の承認を得られない場合、前項第1号又は第3号は適用されないものとする。
8. ステップ・アップ・ツアー競技の本戦の第1日目の第1打を打った後の欠場は棄権とし、そのトーナメントに出場したものとみなす。
9. トーナメント事業部は、前各項の規定に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第6章 ステップ・アップ・ツアー競技への出場

第19条(エントリーフィ)

1. ステップ・アップ・ツアー競技に出場する選手は、JLPGAにエントリーフィを支払わなければならない。
2. ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーフィは次の表の登録区分に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。ステップ・アップ・ツアー特別競技のエントリーフィは、別途定めるところによるものとする。

登録区分	エントリーフィ
TP登録者	5,000円(消費税別)
臨時登録者	10,000円(消費税別)

3. ステップ・アップ・ツアー競技に出場する選手は、ステップ・アップ・ツアー競技のエントリーの手続き完了後、各々に指定されている締め切り日までに、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号

方式) 決済のいずれかにより決済をしなければならない。

4. 各競技の前週の金曜日午後5時時点で、出場有資格者としてマイページに掲載されている者は、その後に第18条(エントリー完了後の出場義務)第6項に定める手続きに従い、エントリーを取り消して当該競技を欠場したとしても、当該競技のエントリーフィを支払わなければならない。また、既に支払っている場合にはその返還を求めることはできないものとする。
5. 競技不成立となった場合においても、当該競技のエントリーの手続きを完了した者は、エントリーフィを支払わなければならない。また、既に支払っている場合にはその返還を求めることはできないものとする。
7. 共催者推薦選手選考会による出場選手は、エントリーの手続きが完了した時点で、エントリーフィを支払う義務が発生し、別途トーナメント事業部が指定する締め切り日までに支払わなければならないものとする。
8. 第21条に定める現地ウェイティングシステムにより当該競技の出場資格を得た選手には、当該競技への出場が決定した時点で、エントリーフィを支払う義務が発生し、当該競技最終日までに支払わなければならないものとする。
9. エントリーフィ又は会費規則第4条第1項に定める会費等の納入がトーナメント事業部において確認できない場合、トーナメント事業部が未納額の全部の納入を確認するまで、当該選手はステップ・アップ・ツアー競技に出場できないものとする。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。

第20条(レジストレーション)

1. ステップ・アップ・ツアー競技に出場する選手は、本条第3項に定める受付日及び受付時間内に、当該競技の会場内のJLPGAルーム(以下「JLPGAルーム」という。)において、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の出場資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。
3. 本条第1項のレジストレーションの受付日は、当該競技の本戦の第1日目の2日前及び前日の2日間とし、その受付時間は練習ラウンド第1組スタート1時間前から午後5時(ただし、プロアマ競技がある場合は、プロアマ競技スタート1時間前から午後5時)までとする。ただしトーナメント事業部は、受付開始時間を予告なく早めることがある。
4. 前項の定めにかかわらず、第22条第2項に定める後プロアマを開催する場合及びプロアマ競技を開催しない場合のレジストレーションの受付日は、当該競技の本戦の前日とし、その受付時間は練習ラウンド第1組スタート1時間前から午後5時までとする。
5. 本条第1項ないし第3項の定めにかかわらず、トーナメント事業部が承認した者は、当該競技の本戦の第1日目にレジストレーションを行うことができる。この場合、当該承認を受けた者は、自身のスタート1時間前までに、JLPGAルームにおいてレジストレーションを行わなければならない。
6. ステップ・アップ・ツアー競技の本戦に出場する選手のうち、コンテスタントバッジ、カーパーク、ファミリーバッジ又は通訳バッジの貸出しを希望する者は、トーナメント事業部が別途定める所定の手続きを行うことにより、貸出しを受けることができる。ただし、当該選手は、トーナメント事業部が別途定める貸出し同意事項を遵守しなければならない。当該貸出し同意事項の違反があった場合、トーナメント事業部は、当該違反者に対して、トーナメント事業部が別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第21条(現地ウェイティングシステム)

1. トーナメント事業部は、各競技の本戦の第1日目の6日前の午後5時以降における欠員の補充を、現地ウェイティングシステムにより行う。
2. TP登録者(ただし、日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技を通過してTP一般登録をしたティーチングプロフェッショナル会員を除く。)は、現地ウェイティングシステムに登録することができる。ただし、現地ウェイティングシステムへの登録を希望する者は、本条第3項に定める受付日及び受付時間内に、当該競技の会場内のJLPGAルームで、現地ウェイティングシステムへの登録を行わなければならない。
3. 現地ウェイティングシステムの受付日及び受付時間は、第20条第3項及び第4項に定めるレジストレーションの受付日及び受付時間に準じるものとする。
4. JLPGAステップ・アップ・ツアーの現地ウェイティングシステムの出場優先順位は、QTランキングリストの順とする。ただし、別途定めるステップリランキング制度において定められるステップリランキング実施競技からは、ステップリランキングリストの順とする。その他の現地ウェイティングシステムに関する事項は、JLPGAツアー規定第32条の定めに従うものとする。
5. ステップ・アップ・ツアー特別競技に現地ウェイティングシステムを適用する場合は、各実施要項に別途定める。

第7章 プロアマ競技

第22条(プロアマ競技の開催)

1. プロアマ競技は、原則としてステップ・アップ・ツアー各競技の本戦の第1日目の前日に当該競技の本戦会場の

コースで行う。ただし、共催者は事前に書面によるトーナメント事業部の承諾を得た上で、プロアマ競技を当該競技の本戦の第1日目の前々日に行うことができるものとする(以下、本戦の前に行われるプロアマ競技を「前プロアマ」という。)

2. 前項の定めにかかわらず、共催者は事前に書面によるトーナメント事業部の承諾を得た上で、プロアマ競技を当該競技の本戦の最終日の翌日に当該競技の本戦会場のコースで行うことができるものとする(以下、本戦の後に行われるプロアマ競技を「後プロアマ」という。)
3. プロアマ競技の競技方法は、団体戦とする。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。
4. プロアマ競技の組数は、最大45組までとし、プロアマ競技に出場する選手(以下、本章において、「選手」とはTP登録者及び臨時登録者(臨時アマチュア登録をした者を除く。)のことをいい、また、プロアマ競技に出場する選手を「プロアマ出場選手」という。)は1組当たり1人とする。プロアマ競技の総出場人数はプロアマ出場選手を含めて最大180人までとする。なおJLPGAは、トーナメント事業部が承認した場合を除き、規定組数を超える人数の選手の派遣をしないものとする。
5. 当該競技の本戦に出場するために臨時アマチュア登録をした選手は、当該競技のプロアマ競技に出場できないものとする。

第23条(プロアマ競技出場料)

1. 共催者は、プロアマ競技に出場した選手に対して、次の表に定めるプロアマ競技出場料を支払う。

	前プロアマ ※本戦1日目前々日	前プロアマ ※本戦1日目前日	後プロアマ
ステップ2日間競技	60,000円以上(消費税別)	50,000円以上(消費税別)	60,000円以上(消費税別)
ステップ3日間競技	60,000円以上(消費税別)	50,000円以上(消費税別)	70,000円以上(消費税別)
ステップ4日間競技	60,000円以上(消費税別)	50,000円以上(消費税別)	80,000円以上(消費税別)

2. プロアマ出場選手が、プロアマ競技の途中で出場を交代した場合のプロアマ競技出場料の支払い条件は、第26条第12項に定める。

第24条(プロアマ出場選手の選考)

1. トーナメント事業部は、本条第3項第1号により共催者が定めたプロアマ競技の組数の50%に相当する数(小数点以下第1位切り捨て。以下「JLPGA選考選手数」という。)のプロアマ出場選手を選考し、共催者は、当該組数の50%に相当する数(小数点以下第1位切り上げ。以下「共催者選考選手数」という。)のプロアマ出場選手を選考する(以下、本章において、トーナメント事業部が選考したプロアマ出場選手を「JLPGA選考選手」といい、共催者が選考したプロアマ出場選手を「共催者選考選手」という。)
2. トーナメント事業部は、各競技の本戦の出場選手の中からJLPGA選考選手を、次の優先順位(当該選考時点におけるものとする。)に従って、JLPGA選考選手数に満つるまで選考し、JLPGA選考選手のリストを当該競技の共催者に開示するものとし、当該競技の本戦の当週の月曜日(ただし、プロアマ競技が火曜日に開催される場合は、前週の日曜日とする。)午後5時までにJLPGA選考選手に欠員が生じた場合、JLPGA選考選手を、本項の優先順位に従って、JLPGA選考選手数に満つるまで選考をする。(第17条第9項第2号により、共催者推薦選手として出場する者はJLPGA選考選手として選考しないものとする。)
 - ① 当該競技の本戦の前年度優勝者(ただし、前年度の当該競技が大会中止となった場合は、前々年度優勝者を選考する。また後プロアマの場合は、当該年度優勝者を選考する。)
 - ② 当該年度における前週までのステップ・アップ・ツアー競技及びステップ・アップ・ツアー特別競技優勝者(本号に該当する者が複数ある場合は、直近の優勝者から順に選考するものとする。)
 - ③ QTランキングリスト上位者
3. 共催者は、前項に定めるJLPGA選考選手を除いた当該競技の本戦の出場選手の中から、次の各号の事項に従い、共催者選考選手を選考できるものとする。
 - ① 共催者は、当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の月曜日までに、プロアマ競技の組数をトーナメント事業部に連絡しなければならない。
 - ② 共催者は、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、共催者選考選手を、共催者選考選手数に満つるまで選考し、そのリストをトーナメント事業部に提出しなければならない。
 - ③ 同一年度に同一選手が受けられるプロアマ競技への共催者選考による出場の回数に、上限はないものとする。
4. トーナメント事業部は、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、JLPGA選考選手を選手に開示するものとする。2週間前の日の属する週の金曜日以降に、プロアマ競技の組数が減った場合は、共催者選考選手数を減らすものとする。また、当該競技の本戦の第1日目の前週の土曜日以降に、やむを得ずプロアマ競技の組数が減る場合、共催者は、【別紙】表-2に従って補償をするものとする。

第25条(プロアマ出場選手の義務)

1. JLPGA選考選手及び共催者選考選手は、プロアマ競技に出場しなければならない。

2. プロアマ競技を欠場又は棄権したJLPGA選考選手又は共催者選考選手は、次の各号に該当する場合を除き、当該競技の本戦に出場することができないものとする。
 - ① 欠場又は棄権が、当該年度で1回目の場合（ただし、プロアマ競技を欠場又は棄権して、本戦も欠場した場合又本項第2号に該当した場合は、1回目として数えないものとする。）
 - ② 海外ツアーの旅程等やむを得ない事情によるものであると、トーナメント事業部が承認した場合
3. JLPGA選考選手及び共催者選考選手は、自身のプロアマ競技のスタート時間30分前までに、受付をしなければならない（以下、本条において、当該期限までに当該受付をしないことを「遅刻」といい、当該遅刻をした者を「遅刻者」という。）
4. トーナメント事業部は、遅刻者のプロアマ競技出場の可否等を判断する。
5. トーナメント事業部は、原則として遅刻者がいる場合であっても、プロアマ競技のスタート時間を変更することはできないものとする。ただし、トーナメント事業部が特に必要と認めるときは、この限りでない。
6. トーナメント事業部は、遅刻者に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第26条（プロアマ競技の待機選手）

1. 共催者は、プロアマ出場選手の欠員及び交代要請に備え、プロアマ待機選手を当該競技の本戦の出場選手（JLPGA選考選手及び共催者選考選手を除く。）の中から4名選考し、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までにそのリストをトーナメント事業部に提出しなければならない。また、プロアマ待機選手に対して、プロアマ待機選手である旨連絡しなければならない。
2. 共催者は、当該競技の本戦の当週の月曜日午後5時までに共催者選考選手に欠員が生じた場合、プロアマ待機選手から、共催者選考選手を、共催者選考選手数に満つるまで選考できるものとする。
3. 共催者は、当該競技の本戦の当週の月曜日（ただし、プロアマ競技が火曜日に開催される場合は、前週の日曜日とする。）午後5時以降に、JLPGA選考選手及び共催者選考選手に欠員が生じた場合、プロアマ待機選手から、プロアマ出場選手を、プロアマ競技の組数に満つるまで選考する。
4. プロアマ待機選手への繰り上げは、当該プロアマ競技の前日午後5時までとする。
5. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技当日の欠員及び交代要請に備え、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前までに、受付をしなければならない（以下本条において、当該期限までに当該受付をしないことを「遅刻」といい、当該遅刻をした者を「遅刻者」という。）。
6. 遅刻者は、当該プロアマ競技に出場できず、また、プロアマ競技の指定練習場で練習を行うこともできないものとするが、当該競技の本戦には出場できるものとする。
7. トーナメント事業部は、遅刻者に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。
8. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前から全組が10ホールを消化するまで、当該競技の会場で待機しなければならない。
9. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前から全組が10ホールを消化するまでの間に、トーナメント事業部から当該プロアマ競技への出場を要請された場合には、当該プロアマ競技に出場しなければならない（以下、当該プロアマ競技に出場しないことを「交代拒否」という。）。
10. プロアマ待機選手が、本条第8項に定める待機を拒否（以下「待機拒否」という。）する場合、原則として、当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間の30分前までに、トーナメント事業部に連絡し、その承認を得なければならない。ただし、トーナメント事業部が認めた場合は、この限りでない。
11. トーナメント事業部は、交代拒否又は待機拒否をしたプロアマ待機選手に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。ただし、前項の承認を得た場合、及びトーナメント事業部が当該交代拒否又は待機拒否がやむを得ない事情によるものであると判断した場合は、この限りでない。
12. プロアマ待機選手が当該プロアマ競技の第1組目のスタート時間時点のプロアマ出場選手（以下本条において「当初のプロアマ出場選手」という。）と10ホール消化前に交代して当該プロアマ競技に出場した場合には、第23条第1項に定めるプロアマ競技出場料は、当初のプロアマ出場選手には支払われず、当該プロアマ待機選手に全額支払われるものとし、プロアマ待機選手が当初のプロアマ出場選手と10ホール消化後に交代して当該プロアマ競技に出場した場合には、第23条第1項に定めるプロアマ競技出場料は、当該プロアマ待機選手には支払われず、当初のプロアマ出場選手に全額支払われるものとする。ただし、10ホール消化後に交代して当該プロアマ競技に出場したプロアマ待機選手には、本条第13項に定めるプロアマ競技待機料とは別に、JLPGAはプロアマ競技出場料として10,000円（消費税別）を支払う。
13. JLPGAは、当初のプロアマ出場選手と10ホール消化前に交代して出場をした場合を除き、プロアマ待機選手に対して、プロアマ競技待機料20,000円（消費税別）を支払う。ただし、プロアマ競技が当該競技の本戦の第1日目の前々日に開催される場合、プロアマ競技待機料は30,000円（消費税別）とする。
14. プロアマ待機選手は、当該プロアマ競技の最終組がスタートした後に、練習ラウンドをすることができる。ただし、その費用は自己の負担とする。また大会の都合により、練習ラウンドを1組で行わなければならない場合がある。
15. トーナメント事業部は、共催者より要請があった場合、当該プロアマ待機選手の同意を得られた時は、当該プロアマ待機選手に全組が10ホールを消化した以降も待機させることができる。

16. 共催者は、交代や待機拒否等によりプロアマ待機選手がいなくなった場合に限り、当該プロアマ競技当日にプロアマ待機選手を、当該競技の本戦のトーナメント出場選手から選考できるものとする。
17. 共催者は、全組が10ホールを消化した以降にプロアマ競技に出場した選手には、本条第13項に定めるプロアマ競技待機料とは別に、プロアマ競技出場料として30,000円(消費税別)以上を支払うものとし、全組が10ホールを消化した以降に待機し、プロアマ競技に出場しなかった選手には、本条第13項に定めるプロアマ競技待機料とは別に、待機延長料として10,000円(消費税別)を支払うものとする。

第27条(後プロアマのプロアマ出場選手、待機選手)

1. 第24条、第25条及び第26条の定めにかかわらず、後プロアマを行う場合のプロアマ出場選手及び待機選手に関する事項は、本条に定める通りとする。
2. 選考選手数に関する事項は、第24条第1項の定めに従うものとする。
3. JLPGA選考選手の選考方法は、第24条第2項の定めに従うものとする。
4. トーナメント事業部は、当該プロアマ競技の前週の金曜日午後5時までにJLPGA選考選手に欠員が生じた場合、JLPGA選考選手を、第24条第2項の優先順位に従ってJLPGA選考選手数に満つるまで選考する。
5. 共催者は、JLPGA選考選手を除いた当該競技の本戦の出場選手の中から、次の各号の事項に従い、共催者選考選手及びプロアマ待機選手を選考できるものとする。
 - ① 共催者は、当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の月曜日までに、トーナメント事業部が指定する所定の用紙でプロアマ競技の組数をトーナメント事業部に提出しなければならない。
 - ② 共催者は、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、共催者選考選手及びプロアマ待機選手(2人以上とする)を選考し、そのリストをトーナメント事業部に提出しなければならない。またプロアマ待機選手に対して、プロアマ待機選手である旨連絡しなければならない。
 - ③ 共催者は、当該プロアマ競技の前週の金曜日午後5時までに共催者選考選手に欠員が生じた場合、プロアマ待機選手の中から、共催者選考選手を、共催者選考選手数に満つるまで選考できるものとする。
 - ④ 共催者は、当該プロアマ競技の前週の金曜日午後5時までに前号による繰り上げ等でプロアマ待機選手に欠員が生じた場合、プロアマ待機選手の補充を都度行うことができるものとする。
6. トーナメント事業部は、原則として当該競技の本戦の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日までに、JLPGA選考選手を選手に開示するものとする。2週間前の日の属する週の金曜日以降に、プロアマ競技の組数が減った場合は、共催者選考選手数を減らすものとする。また、当該競技の本戦の第1日目の前週の土曜日以降に、やむを得ずプロアマ競技の組数が減る場合、共催者は、【別紙】表-2に従って補償をするものとする。
7. 当該プロアマ競技の前週の金曜日午後5時以降に、JLPGA選考選手、共催者選考選手及びプロアマ待機選手に欠員が生じた場合(ただし、前週の優勝者の枠に新たに該当する者がいなかった場合を除く。)、トーナメント事業部と共催者で協議の上、補充する選手を選考する。
8. JLPGA選考選手及び共催者選考選手は、プロアマ競技に出場しなければならない。トーナメント事業部は、後プロアマに出場しなかったJLPGA選考選手又は共催者選考選手に対して、次の各号に該当する場合を除き、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。
 - ① 当該競技の本戦の第1日目の前週の金曜日午後5時以降にプロアマ出場選手に選考された場合(ただし、当該競技の前週に開催されたステップ・アップ・ツアーの競技の優勝者の枠に補充された者を除く)。
 - ② 病気又は身体上の故障が発生した場合
 - ③ 一身上の突発的重大問題を示す文書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得た場合
 - ④ 海外ツアーの旅費等やむを得ない事情によるものであると、トーナメント事業部が承認した場合
 - ⑤ その他トーナメント事業部が承認した場合
9. 前項第2号の適用を希望する者は、速やかに医師の診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。尚、医師の診断書を提出しない場合又はトーナメント事業部の当該承認を得られない場合、前項第2号は適用されないものとする。
10. 共催者は、当初のプロアマ出場選手と10ホール消化前に交代して出場をした場合を除き、プロアマ待機選手に対して、プロアマ競技待機料30,000円(消費税別)を支払う。ただし、ステップ3日間競技の場合、プロアマ競技待機料は40,000円(消費税別)、ステップ4日間競技の場合、プロアマ競技待機料は50,000円(消費税別)とする。
11. その他の後プロアマにおけるプロアマ競技の途中で出場を交代した場合のプロアマ競技出場料の支払い条件は、第26条の定めに従うものとする。

第28条(前夜祭、プロアマ競技表彰式)

1. 前夜祭開催時点のプロアマ出場選手、及び前夜祭への出席をトーナメント事業部に要請されたプロアマ待機選手(ただし、当該競技の本戦の第1日目の前週の金曜日午後5時以降に選考された者は除く)は、当該競技に付随する前夜祭に出席しなければならない。ただし、共催者の都合により前夜祭会場が当該競技の会場から車で1時間以上の距離にあるときは、この限りでない。
2. 前夜祭の選手拘束時間は、前夜祭会場に選手が入場してから1時間とする。

- プロアマ出場選手は、プロアマ競技表彰式に出席しなければならない。
- 前夜祭開催時点のプロアマ出場選手、及び前夜祭への出席をトーナメント事業部に要請されたプロアマ待機選手が、前夜祭に遅刻もしくは欠席した場合、トーナメント事業部は、当該選手に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第8章 悪天候等による短縮、中止等

第29条(悪天候等による短縮、中止等)

- 悪天候等による短縮、中止等はJLPGAツアー規定の定めに従うものとする。
- 前項の場合における、ステップ3日間競技及びステップ4日間競技の決勝ラウンド進出者及び賞金配分は【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)の規定するところによるものとする。
- 【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)に記載のないケースが発生した場合は、トーナメント事業部と共催者で協議し決定するものとする。

第9章 賞金配分

第30条(賞金配分)

- 賞金配分は、【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)及びJLPGAツアー規定【別紙】表-2(賞金配分率表)に従って行われる。
- 賞金配分は、臨時アマチュア登録をした者を除いた、最終成績順位がついた当該競技に出場した者の人数により行われる。
- 賞金は事前に共催者からJLPGAが受け取り、JLPGAが源泉徴収をした後に、該当者の指定口座に振り込む。

第10章 附則

第31条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第32条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)

2日間競技

NO.	第1日目	第2日目	予備日	予選カット	消化ホール	競技	支払賞金%	加算賞金%	備考
1	○	○	—	—	36	成立	100	100	50位タイまでで順位配分
2	○	9H同一	—	—	27	成立	100	100	50位タイまでで順位配分
3	○	△	—	—	18	成立	100	75	50位タイまでで順位配分
4	○	×	—	—	18	成立	75	75	50位タイまでで順位配分
5	×	○	—	—	18	成立	75	75	50位タイまでで順位配分
6	×	×	—	—	0	不成立	50	0	出場者全員で均等配分

○：競技完了 △：最終日において出場選手がスタート完了 ×：競技中止・不成立

※3日間競技、4日間競技は、JLPGAツアー規定【別紙】表-1に従うものとする。

【別紙】表-2(プロアマ出場補償内容)

	プロアマ日	補償内容
プロアマ出場予定だった選手が、組数が減ったことにより、プロアマ出場選手又はプロアマ待機選手でなくなった場合	前プロアマの場合	50,000円以上の補償
	後プロアマの場合	70,000円以上の補償
プロアマ出場予定だった選手が、組数が減ったことにより、プロアマ待機選手となった場合	前プロアマの場合	30,000円以上の補償
	後プロアマの場合	30,000円以上の補償
プロアマ待機予定だった選手が、組数が減ったことにより、プロアマ待機選手でなくなった場合 ※ 当該対象者がプロアマ当日の練習ラウンドを希望した場合、これを認めるものとする。	前プロアマの場合	20,000円の補償
	後プロアマの場合	40,000円の補償

JLPGAレジェンズツアー規定

本規定は、JLPGAトーナメント規約第5条第3号に定めるJLPGAレジェンズツアー（以下「レジェンズツアー」という。）の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定ならびに別途定める各レジェンズツアー競技の実施要項に準じるものとする。

第1章 JLPGAレジェンズツアー

第1条 (JLPGAレジェンズツアー)

レジェンズツアーは、JLPGAが、当該年度4月1日時点で満45歳以上のJLPGA会員を対象に、生涯スポーツとしてのゴルフの普及・拡大、社会貢献活動を目的とし、実施するJLPGAレジェンズツアー競技（以下「レジェンズツアー競技」という。）の総称をいう。

第2条 (JLPGAレジェンズツアー競技)

- レジェンズツアー競技とは、JLPGAレジェンズツアー公式競技（以下「レジェンズツアー公式競技」という。）、JLPGAレジェンズツアー公認競技（以下「レジェンズツアー公認競技」という。）の総称をいう。
- レジェンズツアー競技は、本規定第3章の出場資格に基づき、シニアの部とグランドシニアの部により構成される。

第3条 (JLPGAレジェンズツアー公式競技)

レジェンズツアー公式競技とは、次の競技をいう。レジェンズツアー公式競技の実施に関する事項はトーナメント事業部が別途定める。

- JLPGAレジェンズチャンピオンシップ

第4条 (JLPGAレジェンズツアー公認競技)

レジェンズツアー公認競技とは、レジェンズツアーの競技としてJLPGAが公認した競技をいう。

第2章 プレーの条件

第5条 (レジェンズツアー公認競技のプレーの条件)

レジェンズツアー公認競技は、2日間・36ホールストロークプレー（以下、この条件で行われるレジェンズツアー競技を「レジェンズ2日間競技」という。）、又は3日間・54ホールストロークプレー（以下、この条件で行われるレジェンズツアー競技を「レジェンズ3日間競技」という。）で行われるものとする。ただし、JLPGAが承認した場合、1日間・18ホールストロークプレーで行うこともできるものとする。

第6条 (賞金総額)

レジェンズツアー公認競技の賞金総額は、次の表に定める通りとする。

		レジェンズ2日間競技	レジェンズ3日間競技
賞金総額	シニアの部	1,000万円(消費税別)以上	1,500万円(消費税別)以上
	グランドシニアの部	100万円(消費税別)以上	200万円(消費税別)以上

第7条 (出場人数)

レジェンズツアー公認競技の出場人数は、次の表に定める通りとする。

		レジェンズ2日間競技	レジェンズ3日間競技
出場人数	シニアの部	総出場人数:上限108名 ※内訳は別途実施要項に定める。	総出場人数:上限120名 ※内訳は別途実施要項に定める。
	グランドシニアの部		

第8条 (競技成立ホール数)

レジェンズツアー公認競技の競技成立ホール数は、2日間競技、3日間競技ともに18ホールとする。

第9条 (優勝者の決定方法)

- 最終ラウンド終了時に、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホー

- ルバイホールによるプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。
2. 3人以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の選手は2位タイとする。

第3章 出場資格

第10条(出場資格者)

レジェンズツアー公認競技に出場する資格を有する選手(以下「出場有資格者」という。)は、協会選考選手および主催者推薦選手とする(レジェンズツアー登録者またはレジェンズ臨時アマチュア登録者に限る。)

第11条(レジェンズツアー登録)

1. JLPGAレジェンズツアー登録者(以下「レジェンズツアー登録者」という。)とは、次の表の会員区分ごとに定める登録条件に従い、JLPGAが各シーズン前に行う意思確認作業において登録の意思表示を行い(ただし、レジェンズクオリファイイングトーナメントに出場した者は、自動的に登録されるものとする。)、次の表の登録区分のいずれかの登録をされた者をいう。

登録区分	会員区分	登録条件
シニアの部	プロフェッショナル会員・ インターナショナルプロフェッショナル会員	当該年度4月1日時点で満45歳以上となる者
	ティーチングプロフェッショナル会員	当該年度4月1日時点で満45歳以上となるJLPGAツアー優勝者
グランドシニアの部	プロフェッショナル会員・ インターナショナルプロフェッショナル会員	当該年度4月1日時点で満60歳以上となる者
	ティーチングプロフェッショナル会員	当該年度4月1日時点で満60歳以上となるJLPGAツアー優勝者

2. 前項に定めるレジェンズツアー登録の有効期間は、登録日から当該年度最終戦までとし、年度途中で登録は認めないものとする。
3. レジェンズツアー登録料は無料とする。

第12条(臨時アマチュア登録)

臨時アマチュア登録者とは、アマチュア資格保持者で、前条第1項の表の登録条件の年齢要件を満たし、トーナメント事業部が定めた期間および登録方法により登録の意志表示を行い、前条第1項の表の登録区分のいずれかの臨時アマチュア登録をした者をいう。

第13条(協会選考選手)

トーナメント事業部は、各レジェンズツアー公認競技の協会選考選手について、次の優先順位に従って、当該競技において定められた協会選考選手数に満つるまで選出するものとする。

- ① JLPGAツアー規定第14条第1項第4号に定める永久シード選手
- ② レジェンズツアー公式競技優勝者(優勝した日の翌日から翌々年度の最終戦まで)
- ③ レジェンズツアー公認競技優勝者(優勝した日の翌日から翌年度の最終戦まで)
- ④ JLPGAツアー(レギュラーツアー)5勝以上の者
- ⑤ 前年度に実施されるクオリファイイングトーナメントのファイナルステージの出場資格要件に該当する者
- ⑥ レジェンズツアークオリファイイングトーナメント(以下、「レジェンズQT」という。)の上位順

第14条(協会選考選手の欠員)

1. トーナメント事業部は、第17条第2項に定めるエントリーの締切日時に関わらず、協会選考選手に欠員が生じている場合、前条に定める優先順位に従って、協会選考選手に順次繰り上げる。
2. トーナメント事業部は、前項による協会選考選手への繰り上げを当該競技の前週金曜日午後5時まで行うものとする。これ以降に欠員が生じた場合は、第22条に定める現地ウェイティングシステムにより繰り上げを行う。
3. 主催者推薦選手であった者が本条第1項により協会選考選手に繰り上がった場合、当該選手は協会選考選手として出場するものとする。

第15条(主催者推薦選手)

1. レジェンズツアー公認競技の主催者は、協会選考選手以外の当該年度レジェンズツアー登録選手及びレジェンズ臨時アマチュア登録者を、主催者推薦選手としてトーナメント事業部に推薦することにより、当該競技に出場させることができる。

- レジェンズツアー公認競技の主催者は、原則として当該競技の本戦第1日目の4週間前の日の属する週の金曜日までに、トーナメント事業部に対して、主催者推薦選手リストを提出しなければならない。
- その他主催者推薦選手に関する事項は、JLPGAツアー規定の定めに従うものとする。

第16条 (主催者推薦回数の制限)

各選手が当該年度に主催者の推薦を受けられる数(以下「主催者推薦回数」という。)に、上限は設けないものとする。

第4章 エントリー

第17条 (エントリーの手続き)

- レジェンズツアーにおいて、トーナメント事業部は出場有資格者の情報をマイページに掲載し、出場有資格者はエントリーの手続きをマイページにて行うものとする。
- エントリー締切日は、次の表に定める通りとする。

出場資格	エントリーの締切日
大会7週間前金曜日時点の協会選考選手	大会4週間前金曜日午後5時
欠場による繰り上げで有資格者となった選手	大会前週金曜日午後5時
主催者推薦選手	大会前週金曜日午後5時

- レジェンズツアー競技に出場しようとする者のエントリーの手続きの確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
- その他エントリーの手続きに関する事項は、JLPGAツアー規定及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定の定めに従うものとする。

第5章 出場義務

第18条 (エントリー完了後の出場義務)

- エントリーの手続きを完了した者は、エントリー登録を行った競技に出場しなければならない。
- 前項の定めにかかわらず、同週に開催されるJLPGAツアー、JLPGAステップ・アップ・ツアーの出場資格を新たに取得した者は、当該レジェンズツアー競技の前週金曜日午後5時までに当該JLPGAトーナメントの競技の出場登録をすることで、当該レジェンズツアーのエントリーを取り消すことができる。
- 前2項の定めにかかわらず、次の各号に該当する者は、「トーナメント欠場申請」をトーナメント事業部に申請することにより、エントリーの手続きを完了した競技のエントリーを取り消して、当該競技を欠場することができる。
 - 病気または身体上の故障が発生した場合。
 - 一身上の突発的重大問題が発生し、トーナメント事業部が承認した場合。
 - その他トーナメント事業部が承認した場合。
- 前項第1号に該当する者は、速やかに医師の診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。
- レジェンズツアー競技の本戦の第1日目の第1打を打った後の欠場は棄権とし、そのトーナメントに出場したものとみなす。
- トーナメント事業部は、前各項の規定に違反した者に対して、トーナメント事業部が別途定めるトーナメント罰則規定に従い罰則を科すことができる。

第19条 (レジェンズツアー公認競技の優勝者)

- レジェンズツアー公認競技の優勝者は、優勝した日の翌日から翌年度のレジェンズツアー最終戦までのレジェンズツアー競技に出場することができる。本条の適用者は、レジェンズツアー登録者のみとする。
- レジェンズツアー競技の優勝者で翌年度のレジェンズツアー登録をした者は、原則として前年度優勝者として翌年度の当該レジェンズツアー競技に出場しなければならない。天災地変、戦乱、騒乱等により開催中止となった場合は、翌々年度の当該レジェンズツアーに出場しなければならないものとする。本項に違反した場合は、その都度トーナメント事業部がその選手に対する処遇等を審議するものとする。

第6章 レジェンズツアー競技への出場

第20条(エントリーフィ)

1. レジェンズツアー競技に出場する者は、JLPGAにエントリーフィを支払わなければならない。
2. レジェンズツアー競技のエントリーフィは次の表の登録区分に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。

登録区分	エントリーフィ
レジェンズツアー登録者	5,000円(消費税別)
臨時アマチュア登録者	10,000円(消費税別)

3. レジェンズツアー競技に出場する者は、レジェンズツアー競技のエントリー手続き完了後、各々に指定されている締め切り日までに、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかにより決済をしなければならない。
4. 各競技の前週の金曜日午後5時時点で、出場有資格者としてマイページに掲載されている者はその後に第18条(エントリー完了後の出場義務)第3項に定める手続きに従い、エントリーを取り消して当該競技を欠場したとしても、当該競技のエントリーフィを支払わなければならない。また、既に支払っている場合にはその返還を求めることはできないものとする。
5. その他エントリーフィに関する事項は、JLPGAツアー規定およびJLPGAステップ・アップ・ツアー規定に準じるものとする。

第21条(レジストレーション)

レジストレーションに関する事項は、別途定める各レジェンズツアー競技の実施要項に準じるものとする。

第22条(現地ウェイティングシステム)

1. トーナメント事業部は、各競技の前週金曜日午後5時以降における欠員の補充を、現地ウェイティングシステムにより行う。
2. レジェンズツアー登録者は、現地ウェイティングシステムに登録することができる。ただし、現地ウェイティングシステムへの登録を希望する者は、本条第3項に定める受付日及び受付時間内に、当該競技の会場内のJLPGAルームで、現地ウェイティングシステムへの登録を行わなければならない。
3. 現地ウェイティングシステムの受付日は、当該競技の本戦の第1日目の2日前及び前日の2日間とし、その受付時間は練習ラウンド第1組スタート1時間前から午後5時(ただし、プロアマ競技がある場合は、プロアマ競技スタート1時間前から午後5時)までとする。
4. 前項の定めにかかわらず、第23条第2項に定める後プロアマを開催する場合及びプロアマ競技を開催しない場合の現地ウェイティングシステムの受付日は、当該競技の本戦の前日とし、その受付時間は練習ラウンド第1組スタート1時間前から午後5時までとする。
5. その他の現地ウェイティングシステムに関する事項は、JLPGAツアー規定第32条の定めに従うものとする。

第7章 プロアマ競技

第23条(プロアマ競技の開催)

1. プロアマ競技は、原則としてレジェンズツアー各競技の本戦第1日目の前日に当該競技の本戦会場のコースで行う。ただし、主催者は事前に書面によってトーナメント事業部の承諾を得た上で、プロアマ競技を当該競技の本戦第1日目の前々日に行うことができるものとする(以下、本戦の前に行われるプロアマ競技を「前プロアマ」という。)
2. 前項の定めにかかわらず、主催者は事前に書面によってトーナメント事業部の承諾を得た上で、プロアマ競技を当該競技の本戦最終日の翌日に行うことができるものとする(以下、本戦の後に行われるプロアマ競技を「後プロアマ」という。)
3. プロアマ競技の競技方法は、原則として団体戦とする。ただし、トーナメント事業部が認めた場合はこの限りでない。
4. プロアマ競技の組数は最大45組までとし、プロアマ競技に出場する選手(以下、「プロアマ出場選手」という)は1組当たり1人とする。プロアマ競技の総出場人数はプロアマ出場選手を含めて最大180人までとする。尚、JLPGAはトーナメント事業部が承認した場合を除き、規定組数を超える選手の派遣をしないものとする。
5. 当該競技の本戦に出場するために臨時アマチュア登録をした選手は、トーナメント事業部の承諾を得た上で、当該競技のプロアマ競技に出場できるものとする。

第24条 (プロアマ競技出場料)

1. 主催者は、プロアマ競技に出場した選手に対して、次の表に定めるプロアマ競技出場料を支払う。

	前プロアマ ※本戦1日前々日	前プロアマ ※本戦1日前日	後プロアマ
レジェンズ2日間競技	40,000円以上 (消費税別)	30,000円以上 (消費税別)	40,000円以上 (消費税別)
レジェンズ3日間競技	40,000円以上 (消費税別)	30,000円以上 (消費税別)	50,000円以上 (消費税別)

2. プロアマ出場選手が、プロアマ競技の途中で出場を交代した場合のプロアマ競技出場料の支払い条件は、第27条第2項に定める。

第25条 (プロアマ出場選手の選考)

1. トーナメント事業部は、主催者が定めたプロアマ競技の組数の50%に相当する数 (小数点以下第1位切り捨て。以下「JLPGA選考選手数」という。) のプロアマ出場選手を選考し、主催者は、当該組数の50%に相当する数 (小数点以下第1位切り上げ。以下「主催者選考選手数」という。) のプロアマ出場選手を選考する (以下、本章において、トーナメント事業部が選考したプロアマ出場選手を「JLPGA選考選手」といい、主催者が選考したプロアマ出場選手を「主催者選考選手」という。)
2. トーナメント事業部は、各競技の「シニアの部」の出場選手の中からJLPGA選考選手を、次の優先順位 (当該選考時点におけるものとする。) に従って、JLPGA選考選手数に満つるまで選考し、JLPGA選考選手のリストを当該競技の主催者に開示する。
 - ① 当該競技の前年度優勝者 (後プロアマの場合は、当該年度優勝者)
 - ② 永久シードの者
 - ③ レジェンズツアー公式競技優勝者 (優勝した日の翌日から翌々年度の最終戦まで)
 - ④ レジェンズツアー公認競技優勝者 (優勝した日の翌日から翌年度の最終戦まで)
 - ⑤ レギュラーツアー5勝以上の者
 - ⑥ 前年度に実施されるクオリファイメントーナメントのファイナルステージの出場資格要件に該当する者
 - ⑦ レジェンズQT成績上位者
3. 主催者は、前項に定めるJLPGA選考選手を除いた当該競技の「シニアの部」、「グランドシニアの部」の出場選手の中から、主催者選考選手を選考できるものとする。
4. その他プロアマ出場選手の選考に関する事項は、JLPGAツアー規定及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定の定めに従うものとする。

第26条 (プロアマ出場選手の義務)

プロアマ出場選手の義務に関する事項は、JLPGAツアー規定およびJLPGAステップ・アップ・ツアー規定の定めに従うものとする。

第27条 (プロアマ競技の待機選手)

1. 主催者は、プロアマ出場選手の欠員及び交代要請に備え、プロアマ競技についての待機選手として、次の表に定める人数を選考し、当該競技の本戦の出場選手 (JLPGA選考選手及び主催者選考選手を除く。) の中から2名を選考する。

【補足】 プロアマ競技の待機選手の数及び待機義務について

	人数	待機義務
プロアマ待機選手	2名	プロアマ競技全組10ホール消化で待機解除 ※主催者選考待機選手への繰り上げはプロアマ競技前日午後5時まで

2. プロアマ競技の出場料、待機料及び延長料は、次の表の括弧内の者が、各選手に対して次の表に基づき支払う。

	出場料	待機料	延長料
当初のプロアマ出場選手	10ホール以上プレー	30,000円以上 ^{注1} (主催者)	—
	10ホール消化前に交代	—	—
プロアマ待機選手	全組10ホール消化まで待機したが出場せず	—	10,000円 ^{注2} (JLPGA)
	10ホール消化前に交代※全組10ホール消化前	30,000円以上 ^{注1} (主催者)	—
	10ホール消化後に交代※全組10ホール消化前	10,000円 (JLPGA)	10,000円 ^{注2} (JLPGA)
	10ホール消化後に交代※全組10ホール消化後	20,000円以上 (主催者)	10,000円 ^{注2} (JLPGA)
	全組10ホール消化以降も待機したが出場せず	—	10,000円 ^{注2} (JLPGA)

注1) プロアマ競技が本戦の前1日目の前々日に開催される場合、本戦最終日翌日に開催される場合40,000円以上

注2) プロアマ競技が本戦の前1日目の前々日に開催される場合、本戦最終日翌日に開催される場合20,000円

3. その他プロアマ競技の待機選手に関する事項は、JLPGAツアー規定およびJLPGAステップ・アップ・ツアー規定の定めに準じるものとする。

第28条(前夜祭、プロアマ競技表彰式)

前夜祭に関する事項は、JLPGAツアー規定及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定の定めに準じるものとする。

第8章 悪天候等による短縮、中止等

第29条(悪天候等による短縮、中止等)

悪天候等による短縮、中止等はJLPGAツアー規定の定めに準じるものとする。ただし、レジェンズツアーにおいては、JLPGAツアー規定第40条に定めるセカンドカットは使用しないものとする。

第9章 賞金配分

第30条(賞金配分)

賞金配分は、別途定める各レジェンズツアー競技の実施要項に準じるものとする。

第10章 附則

第31条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第32条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

日本女子プロゴルフ選手権大会規定

本規定は、JLPGAツアー規定第3条第1項第1号に定める日本女子プロゴルフ選手権大会(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAの会員、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者、及び第14条に定める臨時登録者(ただし臨時アマチュア登録をした者を除く。)で、かつ本条に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、本条第3項及び第4項に従って、総出場人数132人まで選出する。
3. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、次の優先順位に従って選出する。なお本項による選出人数は、総出場人数から次項による選出人数を除いた数とする。
 - ① 本大会の歴代優勝者
 - ② JLPGAツアーチャンピオンシップの当該年度を除く過去3年間の優勝者
 - ③ ワールドレディスチャンピオンシップの当該年度を除く過去3年間の優勝者
 - ④ 日本女子オープンゴルフ選手権の当該年度を除く過去3年間の優勝者
 - ⑤ JLPGAツアー規定第14条第1項に定めるシード選手
 - ⑥ 当該年度JLPGAツアー優勝者
 - ⑦ トーナメント特別保障制度を適用し、復帰する者
 - ⑧ リランキングリスト上位者
4. 前項とは別に、トーナメント事業部は次の各号に定める者に出場資格を与える。各号の選出人数はトーナメント事業部が別途定めるものとする。
 - ① 予選会(実施に関する事項は別途定める。)通過者
 - ② JLPGAが特に認めたアジアの地域の女子プロゴルファー
5. 本条第3項と第4項において、出場資格の両方を有する者は、第3項の出場資格が付与される。

第2条(競技方法)

1. 72ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 36ホール終了し、上位60位タイまでの者が第3ラウンド及び第4ラウンドへ進出する。
3. 本競技は9月8日までに72ホールを終了できなかった場合は予備日を使用する。また、予備日を使用してもなお72ホールを終了出来なかった場合は競技を短縮する。本競技は54ホール終了をもって成立する。

第3条(賞金配分)

1. 悪天候等による競技中止、又は競技短縮に係わる賞金配分については【別表】(「日本女子プロゴルフ選手権大会」成立ホール数と賞金配分)に記載の通りとする。
2. 賞金配分は、JLPGAツアー規定【別紙】表一2(賞金配分率表)に従って行われる。

第4条(プロアマ競技)

1. トーナメント事業部は、本大会の出場選手の中からプロアマ出場選手を、次の優先順位に従って選考する。
 - ① 本大会の前年度優勝者
 - ② 当該年度における7月2日時点のロレックスランキング上位50位までの者
 - ③ 当該年度における前週までのJLPGAツアー優勝者
 - ④ 別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング基準競技終了時点のメルセデス・ランキング上位者
2. その他のプロアマ競技に関する事項は、別途大会実施要項に定める。

第5条(現地ウェイティングシステム)

現地ウェイティングシステムに関する事項は、JLPGAツアー規定第32条の定めに従うものとする。

第6条(エントリー費)

1. 本大会のエントリー費は次の表の登録区分に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。

登録区分	エントリー費
TP登録者	20,000円(消費税別)
臨時プロ登録者	30,000円(消費税別)

2. その他のエントリー費に関する事項は、JLPGAツアー規定第29条の定めに従うものとする。

第7条(その他)

予備日を使用する場合等、【別表】(「日本女子プロゴルフ選手権大会」成立ホール数と賞金配分)に記載のないケースが発生した場合は、JLPGAがこれを別途定めるものとする。

第8条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第9条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別表】「日本女子プロゴルフ選手権大会」成立ホール数と賞金配分

NO.	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	予備日	予選カット	消化ホール	競技	賞金	備考
①	○	○	○	○	—	第2日目	72	成立	100	決勝出場者で順位配分
②	○	○	○	×	○	第2日目	72	成立	100	決勝出場者で順位配分
③	○	○	×	○	○	第2日目	72	成立	100	決勝出場者で順位配分
④	○	×	○	○	○	第3日目	72	成立	100	決勝出場者で順位配分
⑤	×	○	○	○	○	第3日目	72	成立	100	決勝出場者で順位配分
⑥	○	○	○	×	×	第2日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑦	○	○	×	○	×	第2日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑧	○	○	×	×	○	第2日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑨	○	×	○	○	×	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑩	○	×	○	×	○	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑪	○	×	×	○	○	第4日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑫	×	○	○	○	×	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑬	×	○	○	×	○	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑭	×	○	×	○	○	第4日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑮	×	×	○	○	○	第4日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑯	○	○	×	×	×	第2日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑰	○	×	○	×	×	第3日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑱	○	×	×	○	×	第4日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑲	×	○	○	×	×	第3日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑳	×	○	×	○	×	第4日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
㉑	×	×	○	○	×	第4日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
㉒	○	×	×	×	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
㉓	×	○	×	×	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
㉔	×	×	○	×	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
㉕	×	×	×	—	—	ナシ	0	不成立	50	出場者全員で均等配分

○:18ホール完了 ×:競技中止

JLPGAツアーチャンピオンシップ規定

本規定は、JLPGAツアー規定第3条第1項第2号に定めるJLPGAツアーチャンピオンシップ(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAの会員、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者、及び第14条に定める臨時登録者で、かつ本条第2項に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、次の各号に従って選出する。ただし、第4号による出場資格は、第3号までの出場資格要件を満たし出場のエントリーの手続きを完了した者が、40名未満の場合にのみ与えるものとし、この場合、トーナメント事業部は、出場人数が40名に満つるまで選出する。
 - ① 当該年度のJLPGAツアー優勝者
 - ② 当該年度USLPGAツアー優勝のJLPGAの会員
 - ③ 当該年度11月5日時点のロレックスランキング上位50位までのJLPGAの会員
 - ④ 大会開催前週までの当該年度メルセデス・ランキング上位者

第2条(競技方法)

1. 72ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 本競技は、54ホール終了をもって成立する。
3. 悪天候又はその他の理由による予備日の使用はJLPGAツアー規定第43条の定めに従うものとする。
4. 72ホールが終了し、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。

第3条(賞金配分)

1. 悪天候等による競技中止、又は競技短縮に係わる賞金配分については【別表】(「JLPGAツアーチャンピオンシップ」成立ホール数と賞金配分)に記載の通りとする。
2. 賞金配分は別途大会実施要項に定める。

第4条(プロアマ競技)

トーナメント事業部は、本大会の出場選手の中からプロアマ出場選手を、第1条第2項に定める優先順位に従って選考する。

第5条(現地ウェイティングシステム)

詳細はトーナメント事業部が別途定める。

第6条(エントリーフィ)

1. 本大会のエントリーフィは次の表の登録区分に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。

登録区分	エントリーフィ
TP登録者	20,000円(消費税別)
臨時プロ登録者	30,000円(消費税別)
臨時アマチュア登録者	25,000円(消費税別)

2. その他のエントリーフィに関する事項は、JLPGAツアー規定第29条の定めに従うものとする。

第7条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第8条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別表】「JLPGA ツアーチャンピオンシップ」成立ホール数と賞金配分

NO.	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	予備日	消化ホール	競技	賞金	備考
①	○	○	○	○	—	72	成立	100	出場者全員で順位配分
②	×	○	○	○	—	54	成立	75	出場者全員で順位配分
③	○	×	○	○	—	54	成立	75	出場者全員で順位配分
④	○	○	×	○	—	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑤	○	○	○	×	—	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑥	○	○	×	×	○	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑦	×	○	○	×	○	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑧	○	×	○	×	○	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑨	×	×	○	○	○	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑩	×	○	×	○	○	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑪	○	×	×	○	○	54	成立	75	出場者全員で順位配分
⑫	○	○	×	×	×	36	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑬	×	○	○	×	×	36	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑭	○	×	○	×	×	36	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑮	×	×	○	○	×	36	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑯	×	○	×	○	×	36	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑰	○	×	×	○	×	36	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑱	○	×	×	×	—	18	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑲	×	○	×	×	—	18	不成立	50	出場者全員で順位配分
⑳	×	×	○	×	—	18	不成立	50	出場者全員で順位配分
㉑	×	×	×	○	—	18	不成立	50	出場者全員で順位配分
㉒	×	×	×	×	—	0	不成立	50	出場者全員で均等配分

○:18ホール完了 ×:競技中止

ワールドレディスチャンピオンシップ規定

本規定は、JLPGAツアー規定第3条第1項第3号に定めるワールドレディスチャンピオンシップ(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAの会員、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者、及び第14条に定める臨時登録者で、かつ本条に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、本条第3項及び第4項に従って、総出場人数120人まで選出する。
3. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、次の優先順位に従って選出する。なお本項による選出人数は、総出場人数から次項による選出人数を除いた数とする。
 - ① 前年度12月31日時点のロレックスランキング上位50位までの者
 - ② 前年度RACE TO CME GLOBE SEASON(USLPGAポイントランキング)上位5位までの者
 - ③ 前年度RACE TO COSTA DEL SOL(LETポイントランキング)上位2位までの者
 - ④ 前年度KLPGA Pointランキング第1位の者
 - ⑤ 本大会の過去3年間の優勝者
 - ⑥ 日本女子プロゴルフ選手権大会の当該年度を除く過去3年間の優勝者
 - ⑦ JLPGAツアーチャンピオンシップの当該年度を除く過去3年間の優勝者
 - ⑧ 日本女子オープンゴルフ選手権の当該年度を除く過去3年間の優勝者
 - ⑨ JLPGAツアー規定第14条第1項に定めるシード選手
 - ⑩ 当該年度JLPGAツアー優勝者
 - ⑪ トーナメント特別保障制度を適用し、復帰する者
 - ⑫ 前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者
 - ⑬ 前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のステップ賞金ランキング上位2位までの者
 - ⑭ 前年度日本女子アマチュアゴルフ選手権優勝者
 - ⑮ 前年度全米女子アマチュアゴルフ選手権優勝者
 - ⑯ 前年度韓国女子アマチュアゴルフ選手権優勝者
 - ⑰ 特別承認者
 - ⑱ QTランキングリスト上位者
4. 前項とは別に、トーナメント事業部は次の各号に定める者に出場資格を与える。各号の選出人数はトーナメント事業部が別途定めるものとする。
 - ① 予選会(実施に関する事項は別途定める。)通過者
5. 本条第3項と第4項において、出場資格の両方を有する者は、第3項の出場資格が付与される。

第2条(競技方法)

1. 72ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 36ホール終了し、上位60位タイまでの者が第3ラウンド及び第4ラウンドへ進出する。
3. 本競技は54ホール終了をもって成立するが、定められた期間中に54ホールを終了できなかった場合は、原則として予備日を使用する。
4. 72ホールが終了し、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。

第3条(賞金配分)

1. 悪天候等による競技中止、又は競技短縮に係わる賞金配分については【別表】(「ワールドレディスチャンピオンシップ」成立ホール数と賞金配分)に記載の通りとする。
2. 賞金配分は、【別表】(「ワールドレディスチャンピオンシップ」賞金配分率表)に従って行われる。

第4条(プロアマ競技)

トーナメント事業部は、本大会の出場選手の中からプロアマ出場選手を、次の優先順位に従って選考する。

- ① 前年度12月31日時点のロレックスランキング上位50位までの者
- ② 前年度RACE TO CME GLOBE SEASON(USLPGAポイントランキング)上位5位までの者
- ③ 前年度RACE TO COSTA DEL SOL(LETポイントランキング)上位2位までの者
- ④ 前年度KLPGA Pointランキング第1位の者
- ⑤ 本大会の過去3年間の優勝者
- ⑥ 日本女子プロゴルフ選手権大会の当該年度を除く過去3年間の優勝者
- ⑦ JLPGAツアーチャンピオンシップの当該年度を除く過去3年間の優勝者
- ⑧ 日本女子オープンゴルフ選手権の当該年度を除く過去3年間の優勝者

- ⑨ 過去3年間のJLPGA賞金ランキング第1位の者
- ⑩ 過去3年間のメルセデス・ランキング第1位の者
- ⑪ 永久シード選手(ただし、単年シード選手に限り選考する。)
- ⑫ 当該年度における前週までのJLPGAツアー優勝者
- ⑬ JLPGAツアー規定第14条第1項に定めるシード選手

第5条(現地ウェイティングシステム)

現地ウェイティングシステムに関する事項は、JLPGAツアー規定第32条の定めに従うものとする。

第6条(エントリーフィ)

1. 本大会のエントリーフィは次の表の登録区分に応じて、それぞれ次の表に定める通りとする。

登録区分	エントリーフィ
TP登録者	20,000円(消費税別)
臨時プロ登録者	30,000円(消費税別)
臨時アマチュア登録者	25,000円(消費税別)

2. その他のエントリーフィに関する事項は、JLPGAツアー規定第29条の定めに従うものとする。

第7条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第8条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別表】「ワールドレディスチャンピオンシップ」成立ホール数と賞金配分

NO.	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	予備日	予選カット	消化ホール	競技	賞金	備考
①	○	○	○	○	—	第2日目	72	成立	100	決勝出場者で順位配分
②	×	○	○	○	—	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
③	○	×	○	○	—	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
④	○	○	×	○	—	第2日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑤	○	○	○	×	—	第2日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑥	○	○	×	×	○	第2日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑦	×	○	○	×	○	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑧	○	×	○	×	○	第3日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑨	×	×	○	○	○	第4日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑩	×	○	×	○	○	第4日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑪	○	×	×	○	○	第4日目	54	成立	75	決勝出場者で順位配分
⑫	○	○	×	×	×	第2日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑬	×	○	○	×	×	第3日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑭	○	×	○	×	×	第3日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑮	×	×	○	○	×	第4日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑯	×	○	×	○	×	第4日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑰	○	×	×	○	×	第4日目	36	不成立	50	決勝出場者で順位配分
⑱	○	×	×	×	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
⑲	×	○	×	×	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
⑳	×	×	○	×	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
㉑	×	×	×	○	—	ナシ	18	不成立	50	60位タイまで順位配分
㉒	×	×	×	×	—	ナシ	0	不成立	50	出場者全員で順位配分

○:18ホール完了 ×:競技中止

JLPGAレジェンズチャンピオンシップ規定

本規定は、JLPGAレジェンズツアー規定第3条第1号に定めるJLPGAレジェンズチャンピオンシップ(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAレジェンズツアー規定ならびに別途定める本大会実施要項に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAレジェンズツアー規定第11条に定めるレジェンズツアー登録者で、かつ本条に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、「シニアの部」、「グランドシニアの部」とともに、次の各号に従って選出する。なお、総出場人数の上限は120人(ただし、開催する週番号によって、上限を108人とする。)とし、人数の内訳は別途実施要項に定める。
 - ① 本大会の歴代優勝者
 - ② JLPGAツアー規定第14条第1項第4号に定める永久シード選手
 - ③ 前年度及び当該年度のレジェンズツアー公認競技優勝者
 - ④ JLPGAツアー(レギュラーツアー)5勝以上の者
 - ⑤ 前年度に実施されるクオリファイングトーナメントのファイナルステージの出場資格要件に該当する者
 - ⑥ レジェンズQT成績上位者
 - ⑦ トーナメント事業部が特に認めた者

第2条(競技方法)

1. 54ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 36ホール終了し、「シニアの部」は上位50位タイまで、「グランドシニアの部」は上位10位タイまでの者が第3ラウンドへ進出する。
3. 本競技は、18ホール終了をもって成立する。
4. 最終ラウンド終了時に、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。

第3条(賞金配分)

1. 悪天候等による短縮、中止等はJLPGAツアー規定の定めに従うものとする。
2. 賞金配分は、別途実施要項に定める。

第4条(プロアマ競技)

トーナメント事業部は、本大会の「シニアの部」出場選手の中からプロアマ出場選手を、第1条第2項の優先順位に従って選考する。

第5条(エントリーフィ)

1. 本大会のエントリーフィは10,000円(消費税別)とする。
2. その他のエントリーフィに関する事項は、JLPGAレジェンズツアー規定第20条の定めに従うものとする。

第6条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第7条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAツアー競技規定

本規定は、JLPGAツアー規定第1条に定めるJLPGAツアー競技の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. JLPGAツアー競技に出場する資格を有する選手は、JLPGAの会員、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者、及び第14条に定める臨時登録者で、かつ本条に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、JLPGAツアー競技の出場選手を、本条第3項及び第4項に従って、JLPGAツアー競技ごとにJLPGAが別途定める総出場人数まで選出する。
3. トーナメント事業部は、JLPGAツアー競技の協会選考選手を、JLPGAツアー規定第15条に定める公認競技の協会選考選手の優先順位に従って選出する。なお本項による選出人数は、総出場人数から次項による選出人数を除いた数とする。
4. 前項とは別に、トーナメント事業部はJLPGAツアー競技の特別協賛者が推薦する者に特別協賛者推薦選手として出場資格を与える。本項による選出人数はJLPGAが別途定めるものとする。なお、本項による出場資格の付与は、JLPGAツアー規定第18条に定める主催者推薦回数に数えるものとし、それ以外の特別協賛者推薦選手に関する事項は、JLPGAツアー規定の主催者推薦選手に関する定め準じるものとする。ただし、この場合において、JLPGAツアー規定の主催者推薦選手に関する規定中「主催者等」とあるのは「特別協賛者」と、「主催者推薦選手」とあるのは「特別協賛者推薦選手」と、「公認競技」とあるのは「JLPGAツアー競技」と読み替えるものとする。

第2条(競技方法、賞金配分等)

1. JLPGAツアー競技は、JLPGAツアー競技ごとにJLPGAが別途定めるところに従い、54ホールストロークプレー又は72ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 予選ラウンドは最初の2ラウンド(36ホール)とし、残りの期間を決勝ラウンドとする。JLPGAツアー競技の決勝ラウンドへの進出人数は、JLPGAツアー競技ごとにJLPGAが別途定めるものとする。
3. 予備日の設定がある場合、その適用条件等については、トーナメント事業部が別途大会実施要項に定める。
4. 悪天候や日没等により、本戦の最終日にプレーオフの開始又は続行が不可能と競技委員会が判断した場合、大会実施要項に別段の定めがあるときを除き、プレーオフを翌日に行うものとする。
5. JLPGAツアー規定【別紙】表-1(成立ホール数と賞金配分)に記載のないケースが発生した場合は、トーナメント事業部は特別協賛者と協議の上、決定するものとする。
6. 前各項以外の競技方法や賞金配分等に関する事項については、JLPGAツアー規定の第2章(プレーの条件)、第30条(キャディー)、第9章(悪天候等による短縮、中止等)、第10章(賞金配分)の定め準じるものとする。この場合において、JLPGAツアー規定の第2章(プレーの条件)、第9章(悪天候等による短縮、中止等)、第10章(賞金配分)の規定中「主催者等」とあるのは「特別協賛者」と、「公認競技」とあるのは「JLPGAツアー競技」と読み替えるものとし、JLPGAツアー規定第30条の規定中「主催者等」とあるのは「JLPGA」と読み替えるものとする。ただし、JLPGAツアー規定第8条、第10条第2項、第43条、第44条第2項、第48条、第49条第3項、同条第4項の規定は準用しないものとする。

第3条(プロアマ競技)

1. プロアマ競技に関する事項については、JLPGAツアー規定第8章(プロアマ競技)の定め準じるものとする。ただし、この場合において、JLPGAツアー規定第8章(プロアマ競技)中「主催者等」とあるのは「特別協賛者」と、「主催者選考選手」とあるのは「特別協賛者選考選手」と読み替えるものとする。
2. 前項にかかわらず、トーナメント事業部は、必要に応じてプロアマ競技に関して特別の定めを設けることができる。この場合、トーナメント事業部は、別途大会実施要項に定める。

第4条(現地ウェーティングシステム)

現地ウェーティングシステムに関する事項は、JLPGAツアー規定第32条の定め準じるものとする。

第5条(エントリーフィ)

1. JLPGAツアー競技のエントリーフィは、JLPGAツアー規定第29条第2項に定める公認競技のエントリーフィと同額とする。
2. 前項以外のエントリーフィに関する事項は、JLPGAツアー規定第29条の定め準じるものとする。

第6条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第7条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAツアー特別公認競技(TOTOジャンクラシック)規定

本規定は、JLPGAツアー規定第5条に定めるJLPGAツアー特別公認競技TOTOジャンクラシック(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定める本大会実施要項に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者、及び第14条に定める臨時登録者(ただし臨時アマチュア登録をした者を除く。)で、かつ本条第2項に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. 本大会の出場資格は以下の者に与えられる。
 - ① 日本女子プロゴルフ協会(以下本規定において「JLPGA」という。)出場資格:週番号第41週に開催されるJLPGAツアーの競技(以下「指定競技」という。)終了時点のメルセデス・ランキング上位35名までの者(以下「JLPGA登録選手」という。)*2024年度指定競技:「富士通レディース」
 - ② 全米女子プロゴルフ協会(以下本規定において「USLPGA」という。)出場資格:別途定める(以下「USLPGA登録選手」という。)
3. 前項において、JLPGA出場資格とUSLPGA出場資格の両方を有する者は、USLPGA出場資格が付与される。これによりJLPGA登録選手に欠員が生じた場合、JLPGAは、指定競技終了時点のメルセデス・ランキングの順に従って、前項第1号で定められた出場人数に満つるまで、JLPGA登録選手を選出する。本項によるJLPGA登録選手の欠員補充は、大会開催前週金曜日午後5時までとする。

第2条(ランキングへの加算)

本大会での獲得ポイント数がメルセデス・ランキングへ、獲得賞金がJLPGA賞金ランキングへ加算されるのは、以下の対象者に限る。

- ① JLPGA登録選手
- ② USLPGA登録選手のうちTP登録者で、指定競技終了時点のメルセデス・ランキング中、JLPGA最下位出場者(現地ウェイティングからの出場者を含む。)より上位であった者

第3条(賞金配分)

賞金配分は別途大会実施要項に定める。

第4条(プロアマ競技)

1. JLPGAは、プロアマ競技のJLPGA選考選手を、以下の優先順位に従いJLPGA登録選手の中から選考する。
 - ① 本大会の前年度優勝者(JLPGA出場資格での前年度優勝者に限る)
 - ② 指定競技終了時点のメルセデス・ランキング上位順
 - ③ 主催者が推薦する者
2. プロアマ競技に出場した選手に対しての、プロアマ競技出場料は発生しないものとする。また、プロアマ大会における獲得賞金は全額チャリティ金とし、チャリティ先はUSLPGAが指定する。
3. プロアマ競技の待機選手については、以下に定める通りとする。
 - ① JLPGAは、JLPGA選考選手の突発的な欠場に備えて、JLPGA登録選手の中から指定競技終了時点のメルセデス・ランキングの順に従って、次点者数名を待機選手として選考する。待機選手の人数はJLPGAが定める。
 - ② メルセデス・ランキングの順による待機選手への繰り上げは、プロアマ競技の前日午後5時までとする。
 - ③ 待機時間の詳細については、別途大会実施要項に定める。
 - ④ 待機選手に対しての、プロアマ競技待機料は発生しないものとする。
 - ⑤ 待機選手のプロアマ競技日における練習ラウンドについては、実施要項で定める内容に従う。
 - ⑥ プロアマ競技の主催者選考選手に欠員が生じた場合、JLPGA、USLPGA、主催者が協議して、選考選手を決定する。
4. プロアマ出場選手が、プロアマ競技を欠場した場合の罰則は、JLPGAとUSLPGAが協議の上決定する。

第5条(現地ウェイティングシステム)

JLPGAは、大会開催前週の金曜日午後5時以降におけるJLPGA登録選手の欠員の補充を、現地ウェイティングシステムにより行う。現地ウェイティングシステムの詳細については、JLPGAが別途定める。

第6条(出場手続き)

本規定第1条により出場資格を得た選手は実施要項に定められた方法に基づき、出場手続き、レジストレーション及びエントリーフィ支払いの手続きを行わなければならない。

第7条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第8条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技(CTBCレディスオープン)規定

本規定は、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第4条に定めるJLPGAステップ・アップ・ツアー特別競技CTBCレディスオープン(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定める本大会実施要項に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAの会員、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者、及び第14条に定める臨時登録者で、かつ本条に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. 日本女子プロゴルフ協会(以下「JLPGA」という。)は、本大会の出場選手を次の各号に従って、45名に満つるまで選出する。(本項により選出された出場選手を以下「JLPGA登録選手」という。)なお、本項に定める出場資格要件に複数該当する者がいた場合は、第1号より順に優先して選出するものとする。
 - ① 前年度及び当該年度のステップ・アップ・ツアー競技及びステップ・アップ・ツアー特別競技優勝者(臨時登録者を除く。)
 - ② 前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者
 - ③ 前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のステップ賞金ランキング上位2位までの者
 - ④ QTランキングリスト上位者
3. 台湾女子プロゴルフ協会(以下本規定において「TLPGA」という。)は、本大会の出場選手を別途定める出場資格要件に従って、45名に満つるまで選出する。
4. 前2項において、JLPGA出場資格とTLPGA出場資格の両方を有する者は、JLPGA出場資格が付与される。
5. 本条第2項及び第3項とは別に、本大会の特別協賛者は、特別協賛者推薦選手を18名に満つるまで選出することができる。なお、本項による出場資格の付与は、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第16条に定める共催者推薦回数に数えるものとする。

第2条(JLPGA登録選手の欠員)

1. 前条第2項のJLPGA登録選手に欠員が生じた場合、JLPGAは定められた出場人数に満つるまで、前条第2項の優先順位に従ってJLPGA登録選手を選出する。
2. JLPGAは、本条による欠員の補充を当該競技の2週間前の金曜日午後5時まで行う。ただし、次点補充者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本大会開催前週金曜日の午後5時まで欠員の補充ができるものとする。
 - ① 台湾国籍以外の者であって、本大会に出場するために必要な在留資格認定証明書、及び査証、その他必要な書類を取得済の者
 - ② 台湾国籍の者
3. 当該競技の前週金曜日午後5時以降はTLPGAが定める方法により選考した選手を補充する。

第3条(賞金加算)

本大会での獲得賞金がJLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキングへ加算されるのは、TP登録者に限る。

第4条(賞金配分)

賞金配分は別途大会実施要項に定める。

第5条(プロアマ競技)

1. JLPGAは、プロアマ競技のJLPGAプロアマ選考選手を、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第24項第2項の優先順位に従って選考する。
2. その他のプロアマ競技に関する事項は、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定の定めに従って準じるものとする。

第6条(現地ウェイティングシステム)

現地ウェイティングシステムの有無を含む詳細は別途大会実施要項に定める。

第7条(出場手続き)

1. 本規定第1条及び第2条により出場資格を得た選手は実施要項に定められた方法に基づき、出場手続き、レジストレーション及びエントリーフィ支払いの手続きを行わなければならない。
2. エントリーフィの金額は、別途大会実施要項に定める。

第8条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第9条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGA新人戦(加賀電子カップ)規定

本規定は、JLPGA新人戦加賀電子カップ(以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGAツアー規定に準じるものとする。

第1条(出場資格)

1. 本大会に出場する資格を有する選手は、JLPGAの会員で、かつ本条第2項に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、本大会の出場選手を、次の各号に従って選出する。
 - ① 当該年度最終プロテスト合格者
 - ② 前年度本大会開催以降、当該年度本大会開催までにJLPGAツアー規定第19条によりJLPGAへの入会を承認された者(ただし、入会した年の前年度以前にTP単年登録をしたことがある者及び海外ツアーでプロとして登録したことがある者は除く。)

第2条(プレーの条件)

1. 3日間54ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 賞金総額は1500万円(消費税別)以上とする。
3. 本競技は18ホール終了をもって成立するが、消化ホールが18ホールの場合、支払い賞金率は75%とする。
4. 54ホールが終了し、第1順位の者が2人以上いた場合は、即日、競技委員会が指定するホールにおいて、ホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者1人を決定する。

第3条(賞金配分)

賞金配分は、【別表】(JLPGA新人戦)賞金配分率表)に従って行われる。

第4条(プロアマ競技)

1. プロアマ競技は、原則として本大会の本戦の第1日目の前日に、本大会の本戦会場のコースで行う。(以下、本戦の前に行われるプロアマ競技を「前プロアマ」という。)ただし、特別協賛者は事前に書面によるトーナメント事業部の承諾を得た上で、プロアマ競技を本大会の本戦の最終日の翌日に行うことができるものとする。(以下、本戦の後に行われるプロアマ競技を「後プロアマ」という。)
2. トーナメント事業部は、本大会出場選手の中からプロアマ出場選手を、次の優先順位に従って選考する(以下、トーナメント事業部が選考したプロアマ出場選手を「JLPGA選考選手」という。)
 - ① 当該年度最終プロテスト成績の順
 - ② 当該年度最終プロテスト最終ラウンドのスコア
 - ③ 当該年度最終プロテスト第3ラウンドのスコア
 - ④ 当該年度最終プロテスト第2ラウンドのスコア
 - ⑤ 当該年度最終プロテスト最終ラウンドの18番からのカウントバック
3. トーナメント事業部は、JLPGA選考選手のみ、プロアマ競技に派遣をするものとする。
4. JLPGA選考選手は、プロアマ競技に出場しなければならない。
5. JLPGA選考選手の数がプロアマ競技の組数を満たしていない場合、特別協賛者は、プロアマ競技に出場する選手を、本大会に出場しない選手(JLPGAの会員又はTP登録者に限る。次項において同じ。)の中から選考できるものとする(以下、特別協賛者が選考したプロアマ出場選手を「特別協賛者選考選手」という。)
6. 特別協賛者は、プロアマ出場選手の欠員に備え、プロアマ競技の待機選手を、本大会に出場しない選手の中から選考できるものとする。
7. 特別協賛者は、プロアマ競技に出場したJLPGA選考選手に対して、50,000円(消費税別)以上のプロアマ競技出場料を支払う。特別協賛者選考選手及び待機選手のプロアマ競技出場料又は待機料の有無及び金額については、特別協賛者が別途定める。

第5条(エントリー費)

1. 本大会のエントリー費は5,000円(消費税別)とする。
2. その他のエントリー費に関する事項は、JLPGAツアー規定第29条の定めに従うものとする。

第6条(肖像権・放送権等)

本大会に出場する選手(プロアマ競技のみに出場する選手を含む。)は、本大会に関して、JLPGA又はJLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつ本

大会に関する肖像権、著作権をすべてJLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、本大会の指定練習日から本戦が終了する日（ただし、本戦の後にプロアマ競技が開催される場合は、当該プロアマ競技の開催日）までとし、本条が適用される場所は、本大会の開催会場内及びJLPGAが承認した前夜祭等の本大会に付随するイベント会場内とする。

第7条(ドーピングコントロール)

選手は、JLPGAドーピング防止規定を遵守するものとする。

第8条(選手の義務)

1. 選手は、次の各事項を行わなければならない。
 - ① エチケット及びマナーの遵守
 - ② JLPGAの指定するファンサービス活動への参加
 - ③ JLPGAの指定する社会貢献活動への参加
 - ④ JLPGAの指定するトーナメント催事への参加
 - ⑤ JLPGAの指定する広報活動への参加
 - ⑥ 報道目的であるメディアの取材への適宜、適切な対応
 - ⑦ JLPGAが行う記録のためのデータ収集への適宜、適切な協力
 - ⑧ 表彰式出席者として掲示又は指名された場合、表彰式又はフェアウェルパーティーへの出席
 - ⑨ 日本語対応に支障がある場合、通訳者の帯同
 - ⑩ その他JLPGAが必要と認めた事項の遵守
2. 外国籍の選手は、本大会に出場するために必要な在留資格認定証明書、及び査証、その他必要な書類を自らの責任において取得しなければならず、取得できなかった場合、本大会に出場できないものとする。
3. トーナメント事業部は、選手が、前各項に違反したときは、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第9条(選手の禁止事項)

1. 選手は、次の各事項を行ってはならない。
 - ① JLPGAの内部情報の部外者への開示
 - ② 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ③ JLPGAの承認が得られないトーナメントの開催会場内での広告宣伝・販売促進・広報活動への参加もしくは関与
2. トーナメント事業部は、選手が、前項に違反したときは、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第10条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第11条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別表】「JLPGA新人戦」賞金配分率表

(単位:%)

順位	人数	20名	21名	22名	23名	24名	25名	26名	27名	28名	29名	30名
合計		95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00
優勝		18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
2位		9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
3位		7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
4位		6.30	6.20	6.20	6.20	6.20	6.20	6.20	6.20	6.20	6.10	6.10
5位		5.80	5.70	5.60	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.30	5.20
6位		5.40	5.20	5.10	5.10	5.00	4.90	4.80	4.80	4.80	4.60	4.50
7位		5.00	4.80	4.70	4.70	4.50	4.30	4.20	4.20	4.20	4.10	3.90
8位		4.60	4.50	4.40	4.30	4.10	3.90	3.80	3.70	3.60	3.60	3.40
9位		4.30	4.20	4.10	3.90	3.80	3.60	3.40	3.30	3.20	3.10	3.00
10位		4.00	3.90	3.80	3.60	3.50	3.30	3.10	2.90	2.80	2.70	2.60
11位		3.70	3.60	3.50	3.30	3.20	3.00	2.80	2.60	2.50	2.40	2.40
12位		3.40	3.30	3.20	3.00	2.90	2.70	2.60	2.40	2.30	2.20	2.20
13位		3.10	3.00	2.90	2.70	2.60	2.50	2.40	2.20	2.10	2.10	2.00
14位		2.80	2.70	2.60	2.40	2.30	2.30	2.20	2.10	2.00	2.00	1.90
15位		2.50	2.40	2.30	2.20	2.10	2.10	2.00	2.00	1.90	1.90	1.80
16位		2.30	2.20	2.00	2.00	1.90	1.90	1.90	1.90	1.80	1.80	1.73
17位		2.10	2.00	1.90	1.85	1.80	1.80	1.80	1.80	1.70	1.70	1.66
18位		2.00	1.90	1.80	1.80	1.75	1.75	1.74	1.70	1.65	1.62	1.59
19位		1.90	1.85	1.76	1.75	1.71	1.70	1.69	1.65	1.60	1.56	1.56
20位		1.80	1.80	1.73	1.71	1.67	1.66	1.64	1.60	1.56	1.53	1.53
21位			1.75	1.71	1.68	1.64	1.62	1.60	1.56	1.52	1.50	1.50
22位				1.70	1.66	1.62	1.59	1.56	1.53	1.49	1.47	1.47
23位					1.65	1.61	1.57	1.54	1.50	1.47	1.44	1.44
24位						1.60	1.56	1.52	1.48	1.45	1.42	1.42
25位							1.55	1.51	1.47	1.43	1.40	1.40
26位								1.50	1.46	1.42	1.38	1.38
27位									1.45	1.41	1.37	1.36
28位										1.40	1.36	1.34
29位											1.35	1.32
30位												1.30

3Tours Championship 規定

本規定は、3Tours Championship (以下「本大会」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定める本大会実施要項に準じるものとする。

第1条 (出場資格)

本大会におけるJLPGA出場資格は以下の者に与えられる。

- ① JLPGAが定めるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング上位者3名(以下「協会選考選手」という。)*2024年度指定競技:「TOTOジャパクラシック」
- ② トーナメント事業部が決定する推薦選手(以下「協会推薦選手」という。)若干名。

第2条 (出場義務)

1. 協会選考選手は、正当な理由なく本大会を欠場することはできない。ただし、協会選考選手が、「病気又は身体上の故障の発生」あるいは「一身上の突発的問題」などのため本大会を欠場する場合、トーナメント事業部に承認を得た場合はこの限りではない。
2. JLPGAは、前項に定める承認を得た場合を除き、欠場した協会選考選手に対し100万円の罰金を科すことができる。
3. 協会推薦選手は、本大会への出欠を自由に選択することができる。

第3条 (欠場者が出た場合の繰り上げ)

JLPGAは、協会選考選手又は協会推薦選手に欠員が生じた場合、第1条第1号に定める時点のメルセデス・ランキング次位者に対し、協会選考選手又は協会推薦選手としての出場資格を付与する。なお、本条により出場資格を得た選手は、第2条第1項に定める出場義務を免除するものとする。

第4条 (プロアマ競技)

1. 本大会出場選手及び本規定第1条に定める出場選手の次位より選出されるプロアマのみ出場する選手(以下「プロアマのみ出場選手」という。)はプロアマ競技に出場しなければならない。欠場した場合の罰則はJLPGAが審議の上、決定する。
2. JLPGAは、本大会の特別協賛者が推薦する者若干名を、プロアマ出場選手として選考することができる。
3. プロアマのみ出場選手が、プロアマ競技を欠場し、その欠場理由が正当でないとトーナメント事業部が判断した場合、当該選手に対し50万円以下の罰金を科すことができる。ただし、USLPGAのQT出場により、プロアマ競技に出場できなかった場合は、この限りでない。
4. JLPGAは、プロアマのみ出場選手に対し、プロアマ競技出場料(交通費込)として、報酬50万円(消費税別)を保証する。
5. 本大会出場選手及びプロアマのみ出場選手は、本大会に付随する前夜祭に出席しなければならない。

第5条 (改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第6条 (施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

クォリファイングトーナメント規定

本規定は、JLPGAが実施するクォリファイングトーナメント(以下「QT」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定めるエントリー要項及び実施要項の定めによるものとし、また、エントリー要項及び実施要項において、本規定と異なる事項を定めたときは、エントリー要項及び実施要項が優先して適用されるものとする。また本規定、別途定めるエントリー要項及び実施要項に記載されていない新たな事項が発生した場合、全ての決定権はJLPGAが保有している。

第1条(クォリファイングトーナメント)

QTとは、ファーストステージ、ファイナルステージの総称をいう。

第2条(出場資格)

1. QTの各ステージに出場する資格を有する選手は、それぞれ次の表に定める通りとする。ただし、当該年度最終プロテスト合格者を除いて、JLPGA会員以外の者には出場資格を付与しないものとする。

ステージ	出場資格要件
ファーストステージ	① JLPGA会員(ただし、ティーチングプロフェッショナル会員においては、JLPGAツアーの競技優勝1回以上の者及びトーナメント事業部が別途定める基準を満たした者とする。) ② 当該年度最終プロテスト合格者
ファイナルステージ	① 当該年度のJLPGAツアーのシード選手で、翌年度のシード権を獲得できなかった者 ② 当該年度の週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング56位から70位の者(いかなる場合においても、繰り下げは行わない。) ③ 当該年度トーナメント特別保障制度適用者で、翌年度のシード権を獲得できなかった者 ④ 当該年度ステップ・アップ・ツアー競技及びステップ・アップ・ツアー特別競技優勝者(臨時登録者を除く。ただし、当該年度最終プロテスト合格者には出場資格を付与する。) ⑤ 当該年度ステップ・アップ・ツアー賞金ランキング3位から10位の者(いかなる場合においても、繰り下げは行わない。) ⑥ 当該年度最終プロテスト第1位の者 ⑦ ファーストステージからの進出者 ⑧ 上記以外でJLPGAが承認した者

2. ファーストステージの会場数及び各会場の出場人数は、エントリーをした人数により決定する。
3. ファイナルステージの出場人数は、原則として104人までとする。

第3条(競技方法)

各ステージの競技方法は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	競技方法
ファーストステージ	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 順位がタイの場合は「第4ラウンドのスコア→第3ラウンドのスコア→第2ラウンドのスコア→第4ラウンドの18番ホールからのカウントバック」により順位を決定する。 ③ 18ホール終了をもって競技成立とする。期間中に18ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。 ④ 各会場上位者がファイナルステージに進出する。各会場からの進出人数は、各会場で掲示を行う。
ファイナルステージ	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 順位がタイの場合は「第4ラウンドのスコア→第3ラウンドのスコア→第2ラウンドのスコア→第4ラウンドの18番ホールからのカウントバック」により順位を決定する。 ③ 4日間で72ホールを終了できなかった場合は予備日を使用する。予備日を使用してもなお72ホールを終了出来なかった場合は競技を短縮する。本競技は54ホール終了をもって成立する。 ④ 前号の定めにかかわらず、予備日を使用してもなお54ホールを終了出来なかった場合のみ、本競技は36ホール終了をもって成立する。

第4条(QTランキングリスト)

1. QTランキングリストとは、QT出場者及びファイナルステージ欠場者(エントリーの手続きを行った後に、欠場した者をいう。)をQTの成績上位順に並べたリストをいう。
2. QTランキングリストの順位決定は、下記の事項に従いJLPGAにより行われるものとする。
 - ① ファーストステージにおいて、成績順位が付き、ファイナルステージに進出できなかった者の優先順位は、トーナメント事業部が定める「QT連番システム」(別紙参照)に基づき決定する。
 - ② ファーストステージの欠場者を除き、QTにおいて成績順位が付かなかった者の優先順位は棄権、失格、欠場の順とする。
 - ③ 棄権者、失格者、欠場者が各々複数いた場合の順位は、出場資格要件の上位順で順位を決定する。同じ出場資格

要件の選手が複数いた(例:ファーストステージからの進出者が複数)場合は、トーナメント事業部で決定する。

- ④ 特別保障制度適用者が、欠場年に出場したJLPGAツアーの競技において獲得したポイント数及び復帰後の保障競技で獲得したポイント数の合計が欠場年度の週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング50位以内に相当するポイント数に満たず、復帰年のQTランキングリストの順位及びリランキングリストの順位を希望する場合、順位は前年度のファイナルステージに出場した者の中で最下位者の次順位とする。当該選手が複数いる場合は、欠場年度のシード優先順位順とする(トーナメント特別保障制度第8条)。
3. QTランキングリストに基づき、翌年度のJLPGAツアーの競技及びJLPGAステップ・アップ・ツアー競技(ただし、別途定められるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技までとする。)への出場資格が付与される。

第5条(エントリー)

1. QTに出場を希望する出場有資格者(以下「出場希望者」という。)は、エントリーの手続きをマイページ(JLPGAがTP登録者及び臨時登録者のために開設するJLPGAトーナメント専用ウェブサイトを用いる。)にて行うものとする。
2. 出場希望者は、各ステージでJLPGAが定める方法、締め切り日までにエントリーの手続きを行わなければならない。締め切り日以降のエントリーは、理由の如何を問わず一切受け付けない。
3. 出場希望者は、各々に指定されている締め切り日までにマイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかによりエントリーフィを支払わなければならない。
4. QTの各ステージのエントリーフィは、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	エントリーフィ
ファーストステージ	40,000円(消費税別)
ファイナルステージ	50,000円(消費税別)

5. エントリー受け付け後のエントリーフィは、次の各号に定める場合を除き返還されないものとする。
 - ① ファーストステージのエントリーを行った後に、ファイナルステージの出場資格を得た場合(ファーストステージに出場してファイナルステージの出場資格を得た場合を除く。)
 - ② JLPGAが別途定める期日までに、JLPGAにエントリーの取り消しを申し出た場合
6. 出場希望者のエントリーの内容に虚偽の記載又は誤りがあった場合には、その事実が発覚した時点で出場資格を失うものとする。
7. 出場希望者のエントリーの手続きの確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
8. 出場希望者へのエントリー受け付け後の、JLPGAからのQTに関する通達は、原則マイページにて行うものとし、出場希望者が確認を怠り、通達を確認できなかったとしても、JLPGAはその責任を負わないものとする。
9. 出場希望者は、エントリーに際してJLPGAが取得する当該出場希望者の個人情報、次の各号の目的の範囲内で第三者に提供及び公表することについて、予め同意することを要する。
 - ① JLPGAトーナメント規約第5条に定めるJLPGAトーナメント、QT、JLPGAプロテスト規定に定めるJLPGAプロテスト、その他競技(以下「対象競技」という。)の開催及び運営を行うため
 - ② 対象競技の運営管理業務上必要とされる通知、照会、請求、案内、広報等の連絡を行うため
 - ③ 対象競技結果記録の保存及び公表するため
 - ④ 対象競技参加者の氏名、所属及び競技結果を、主催者その他関係者(報道関係者を含むがこれに限らない)に対して適宜の方法により提供するため

第6条(レジストレーション)

1. QTに出場する選手(以下「選手」という。)は、当該競技の本戦の第1日目の前日(指定練習日)の第1組スタート1時間前から午後5時まで(ただしJLPGAは、受付開始時間を予告なく早めることがある。)に、当該競技の会場内のJLPGAルームにおいて、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の出場資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。

第7条(現地ウェイティングシステム)

QTに現地ウェイティングシステムを適用する場合は、各実施要項に別途定める。

第8条(選手帯同者)

1. 選手は、ファイナルステージのみ帯同キャディーをつけてプレーすることができる。

- 選手は、年間登録コーチ、年間登録トレーナー、年間登録マネージャーを帯同することができる。コーチ、トレーナーにおいては、臨時登録をすることができるが、コーチは5,000円(消費税別)、トレーナーは10,000円(消費税別)の登録料を支払わなければならない。トレーナーは会場内にコンディショニングルームの準備がある場合、利用することができるが、利用にあたっては、他の利用者に充分配慮しなければならない、組み合わせる場合は、譲り合わなければならない。
- 日本語対応に支障がある選手は、日本語の通訳ができる通訳者を、当該選手自身の責任及び費用において、1選手あたり1人以上選定し、競技期間中帯同しなければならない。
- 指定練習日に限り、コーチはコース内に立ち入ることができる。トレーナー、マネージャー及び通訳者はコース内に立ち入ることはできない。

第9条(肖像権・放送権等)

選手は、その出場するQTに関して、JLPGA又はJLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその出場QTに関する肖像権、著作権をすべてJLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、当該出場QTの指定練習日から本戦が終了する日までとし、本条が適用される場所は、当該出場QTの開催会場内とする。

第10条(ルール・マナー)

選手は、次の各事項を遵守しなければならない。JLPGAは、第11条の定めにかかわらず、選手が本条に違反した場合、当該選手に弁明の機会を与えることなく即座に会場からの退場を命ずることができる。

- 指定練習日以外にプレーを希望する者は、必ずゴルフ場に問い合わせを確認し、一般プレーヤーに迷惑を掛けないようプレーをしなければならない(球を2球打つことや、後続組を待たせてホールアウトしたグリーンで練習をしてはいけない。)
- 選手は、QT会場でジーンズ、迷彩柄のウェア、ポケットが膨らむヒダ付きカーゴタイプのパンツ及びスカート(レインウェアを含む)を着用してはならない。選手が、トレーナーを着る場合は襟を出すか上着を着なければならない。ミュール及びサンダルを着用してはならない。ゴルフメーカーがゴルフウェアとして販売しているTシャツに限り、着用することができる。但し、入退場時を含むクラブハウス内においては、上着(ブレザー、ジャケット等)を着用すれば、ゴルフメーカーがゴルフウェアとして販売しているTシャツでなくても着用することができる。
- 日本語対応に支障がある選手は、第8条第3項に定める通り、日本語の通訳ができる通訳者を帯同しなければならない。
- 刺青(イレズミ)、タトゥーを施してはならない。
- プレーヤーとしてあるまじき態度をとってはならない。
- その他、JLPGAが各ステージ及び各会場で定める事項を遵守しなければならない。

第11条(禁止事項)

QTに出場した者(エントリーをしたが、出場しなかった者を含む。以下本条内において「QT出場者」という。)が、次の行為をしたとJLPGAが認めるときは、JLPGAは、当該QT出場者に対し、口頭又は書面により意見を述べる機会その他弁明の機会を与えた上で、QTその他のJLPGAの競技への一定期間の出場の禁止又は出場資格の取消その他の処分を科すことができる。

- 本規定、エントリー要項及び実施要項その他JLPGAの規定に違反する行為
- 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、JLPGAローカルルールおよび競技の条件に違反する行為
- 正当な理由なしに競技を欠場又は棄権する行為
- QT出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為その他品位を損なう行為
- その他JLPGAの名誉、信用を損ない、又はゴルファーとしての品位を損なう行為
- 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む。)に違反する行為

第12条(競技短縮又は延期)

天候あるいは社会的事情により競技消化が不可能であるとJLPGAが判断した場合、競技は短縮又は延期されることがある。

第13条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第14条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

QTランキングリストについて

QTランキングリストとはQTの成績上位順に並べたリストをいい、ファーストステージにおいて、成績順位が付き、ファイナルステージに進出できなかった者の優先順位は、QT連番システムに基づきトーナメント事業部で決定する。

QT連番システムは、出場人数が違う複数の地区の成績を総合しランキング化するものであり、出場した地区の順位を、出場した地区の出場人数で割った数が、個人指数となり、指数の低いものから順にランク付けされる。

なお、次の場合の優先順位は下記の通り。

- ・ファーストステージの欠場者を除き、QTにおいて成績の付かない者の優先順位は棄権、失格、欠場の順とする。
- ・棄権、失格、欠場が各々複数いた場合の順位は、出場資格要件の上位順で順位を決定する。同じ出場資格要件の選手が複数いた場合は、トーナメント事業部で抽選し決定する。
- ・指数が同数の場合は、出場人数の多い地区を優先し順位を決定する。

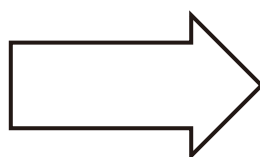
具体的な算出方法

- A地区から4人、B地区から6人、計10人出場した場合
連番システムによる1位～10位の優先順位は……

$$\frac{\text{出場した地区の順位}}{\text{出場した地区の出場人数}} = \text{個人指数}$$

【個人指数表】

	A地区	B地区
1位	0.25	0.17
2位	0.50	0.33
3位	0.75	0.50
4位	1.00	0.67
5位	—	0.83
6位	—	1.00



【QT連番システムによる優先順位】

1位	B 1位	0.17
2位	A 1位	0.25
3位	B 2位	0.33
4位	B 3位	0.50
5位	A 2位	0.50
6位	B 4位	0.67
7位	A 3位	0.75
8位	B 5位	0.83
9位	B 6位	1.00
10位	A 4位	1.00

JLPGAプロテスト規定

本規定は、JLPGAが実施するJLPGAプロテストの実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定める申込要項及び実施要項の定めによるものとし、また、申込要項及び実施要項において本規定と異なる事項を定めるときは、申込要項及び実施要項が優先して適用されるものとする。また本規定、別途定める申込要項及び実施要項に記載されていない新たな事項が発生した場合、全ての決定権はJLPGAが保有している。

第1条(JLPGAプロテスト)

JLPGAプロテストとは、第1次予選、第2次予選、最終プロテストの総称をいう。

第2条(受験資格)

JLPGAプロテストを受験する資格を有する者は、最終プロテスト開催年度4月1日時点で満17歳以上の女子(出生時)で、それぞれ次の表に定める各ステージの受験資格要件を満たす者とする。

ステージ	受験資格要件
第1次予選	JGA/USGA HDCP Index5.0以下の者。※証明書等の提出は不要
第2次予選	① 前年度最終プロテスト出場者 ② 第1次予選からの進出者 ③ 当該年度6月の最終金曜日時点のロレックスランキング上位400位までに該当し、JLPGAが別途定める申込締切日までに受験申込をした者のうち、上位30名の者(当該年度6月の最終金曜日時点のロレックスランキングの順位が高い者を上位とする。) ④ 上記以外でJLPGAが承認した者 ※ ③の受験資格で受験を希望する者は、当該年度7月の第2月曜日までに、JLPGAが別途指定するメールアドレス宛てに電子メールにてJLPGAに申し出ることにより、第2次予選の受験申込みが可能となる。
最終プロテスト	① 当該年度JGAナショナルチーム女子メンバーの者 ② 当該年度7月の最終金曜日時点のロレックスランキング上位50位までの者 ③ 当該年度7月の最終金曜日時点の世界アマチュアゴルフランキング上位10位までの者 ④ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本女子アマチュアゴルフ選手権の優勝者 ⑤ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本ジュニアゴルフ選手権競技【女子15歳～17歳の部】の優勝者 ※ただし、2024年度以降の当該競技の優勝者を対象とする。 ⑥ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本女子学生ゴルフ選手権の優勝者 ⑦ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに本戦が開催された日本女子オープンゴルフ選手権のローアマチュア ⑧ 前年度の最終プロテストの第1日目の属する週の月曜日から、当該年度の最終プロテストの第1日目の属する週の前週日曜日までに本戦が開催されたステップ・アップ・ツアー各競技の優勝者 ⑨ 第2次予選からの進出者 ⑩ 上記以外でJLPGAが承認した者 ※ ①④⑤⑥⑦の受験資格による最終プロテストからの受験は1度限りとする。当該年度に①④⑤⑥⑦の受験資格を重複して保持している場合でも、最終プロテストの受験は1度限りとする。 ※ 当該年度に④⑤⑥⑦の受験資格で最終プロテストを受験する者が、翌年以降新たに④⑤⑥⑦の受験資格を取得した場合は、その資格での翌年以降の最終プロテストの受験を認める。 ※ ⑧について、受験申し込み締切後に受験資格が発生した者が受験申し込みをする際は、資格発生日の翌月曜日までにJLPGAに申し出ること。

第3条(競技方法)

各ステージの競技方法は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	受験資格要件
第1次予選	① 3日間・54ホールストロークプレー ② 18ホール終了をもって競技成立とする。期間中に18ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。 ③ 各ラウンドにおいて92ストローク以上の者は失格とし、次ラウンドに進出できないものとする。
第2次予選	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 54ホール終了時点で、各会場で掲示されている最終プロテスト進出順位に8打差までの者を第4ラウンドへの進出者とする。 ③ 18ホール終了をもって競技成立とする。期間中に18ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。
最終プロテスト	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 54ホール終了時点で、80位タイまでの者、または20位に8打差までの者のうちいずれか人数の多い方を第4ラウンドへの進出者とする。 ③ 4日間で72ホールを終了できなかった場合は予備日を使用する。予備日を使用してもなお72ホールを終了出来なかった場合は競技を短縮する。本競技は54ホール終了をもって成立する。 ④ 前号の定めにかかわらず、予備日を使用してもなお54ホールを終了出来なかった場合のみ、本競技は36ホール終了をもって成立する。

第4条(次ステージ進出者)

1. 第1次予選及び第2次予選からは、各会場上位者が次ステージへ進出する。
2. 各会場から次のステージへ進出できる順位は、各会場で掲示を行う。
3. 各会場で競技が終了し、次ステージ進出者が発表された後は、いかなる場合においても次順位の繰り上げは行わない。

第5条(合格者)

1. 最終プロテストの競技終了時点で上位20位タイまでの者を、合格者とする。
2. 合格者は別途定めるJLPGAへの入会の手続きをすることにより、JLPGAへの入会を承認されることができるとする。
3. 前項により入会を承認された者には、翌年度のステップ・アップ・ツアー競技(ステップ・アップ・ツアー特別競技は含まない。)の出場資格を付与する。
4. 本条第2項により入会を承認された者には、当該年度のJLPGA新人戦の出場資格を付与する。
5. 本条第2項により入会を承認された者は、翌年度に開催されるルーキーキャンプに参加しなければならない。
6. 本条第2項により入会を承認された者は、合格年度より受講回数が2回に満つるまで新人セミナーを受講しなければならない。

第6条(受験申込)

1. JLPGAプロテスト受験を希望する者(以下「受験希望者」という。)は、受験申込(以下「申込」という。)の手続きをマイページ(JLPGAがTP登録者及び臨時登録者のために開設するJLPGAトーナメント専用ウェブサイトを用いる。)にて行うものとする。
2. 受験希望者は、各ステージでJLPGAが定める方法、締め切り日までに申込の手続きを行わなければならない。締め切り日以降の申込は、理由の如何を問わず一切受け付けない。
3. 受験希望者は、各々に指定されている締め切り日までにマイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかにより受験料を支払わなければならない。
4. JLPGAプロテストの各ステージの受験料は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	受験料
第1次予選	40,000円(消費税別)
第2次予選	60,000円(消費税別)
最終プロテスト	100,000円(消費税別)

5. 申込受け付け後の受験料は、JLPGAが別途定める期日までに、JLPGAに申込の取り消しを申し出た場合を除き返還されないものとする。
6. 受験希望者の申込の内容に虚偽の記載又は誤りがあった場合には、その事実が発覚した時点で受験資格を失うものとする。
7. 受験希望者の申込の手続きの確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
8. 受験希望者への申込受け付け後の、JLPGAからのJLPGAプロテストに関する通達は、原則マイページにて行うものとし、受験希望者が確認を怠り、通達を確認できなかったとしても、JLPGAはその責任を負わないものとする。
9. 受験希望者は、申込に際してJLPGAが取得する当該受験希望者の個人情報、次に各号の目的の範囲内で第三者に提供及び公表することについて、予め同意することを要する。
 - ① JLPGAトーナメント規約第5条に定めるJLPGAトーナメント、QT規定に定めるQT、JLPGAプロテスト、その他競技(以下「対象競技」という。)の開催及び運営を行うため
 - ② 対象競技の運営管理業務上必要とされる通知、照会、請求、案内、広報等の連絡を行うため
 - ③ 対象競技結果記録の保存及び公表するため
 - ④ 対象競技参加者の氏名、所属及び競技結果を、主催者その他関係者(報道関係者を含むがこれに限らない)に対して適宜の方法により提供するため
 - ⑤ 対象競技参加者の氏名、国籍、生年月日及び競技結果を、女子ゴルフ世界ランキング及びオリンピックゴルフランキングに対して適宜の方法により提供するため

なお、外国にある第三者への個人情報の提供に関する情報は、以下のとおりである。

(1)外国の名称

- ・アメリカ合衆国(女子ゴルフ世界ランキング)
- ・スイス連邦(オリンピックゴルフランキング)

(2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度

- ・アメリカ合衆国
APECのCBPRシステムの加盟国である。
- ・スイス連邦
GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国である。

*上記以外の情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>) からご確認ください。

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

- ・WOMEN'S WORLD GOLF RANKINGS (アメリカ合衆国)
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。
- ・The International Golf Federation (スイス連邦)
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。

第7条 (レジストレーション)

1. JLPGAプロテストに出場する選手 (以下「選手」という。) は、当該競技の本戦の第1日目の前日 (指定練習日) の第1組スタート1時間前から午後5時まで (ただしJLPGAは、受付開始時間を予告なく早めることがある。) に、当該競技の会場内のJLPGAルームにおいて、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の受験資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。

第8条 (肖像権・放送権等)

選手は、その出場するJLPGAプロテストに関して、JLPGA又はJLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその出場競技に関する肖像権、著作権をすべてJLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、当該出場競技の指定練習日から本戦が終了する日までとし、本条が適用される場所は、当該出場競技の実施会場内とする。

第9条 (ルール・マナー)

選手は、次の各事項を遵守しなければならない。JLPGAは、第10条の定めにかかわらず、選手が本条に違反した場合、当該選手に弁明の機会を与えることなく即座に会場からの退場を命ずることができる。

- ① 指定練習日以外にプレーを希望する者は、必ずゴルフ場に問い合わせて確認し、一般プレーヤーに迷惑を掛けないようプレーをすること。(球を2球打つことや、後続組を待たせてホールアウトしたグリーンで練習をしてはいけない。)
- ② 選手は、JLPGAプロテスト会場に来場する際は、必ず上着 (ブレザー、ジャケット等) を着用しなければならない。またスニーカーは着用してはならない。
- ③ 選手は、JLPGAプロテスト会場でゴルファーとして望ましいウェアでプレーしなければならない。Tシャツ類、ジーンズ、迷彩柄のウェア、ポケットが膨らむヒダ付きカーゴタイプのパンツ及びスカート (レインウェアを含む) を着用してはならない。
- ④ 日本語対応に支障がある選手は、日本語の通訳ができる通訳者を帯同しなければならない。
- ⑤ 刺青 (イレズミ)、タトゥーを施してはならない。
- ⑥ プレーヤーとしてあるまじき態度をとってはならない。
- ⑦ その他、JLPGAが各ステージ及び各会場で定める事項。

第10条 (禁止事項)

JLPGAプロテストに出場した者 (申込をしたが出場しなかった者を含む。以下本条内において「プロテスト出場者」という。) が、次の行為をしたとJLPGAが認めるときは、JLPGAは、当該プロテスト出場者に対し、口頭又は書面により意見を述べる機会その他弁明の機会を与えた上で、JLPGAプロテストその他のJLPGAの競技への一定期間の出場の禁止又は出場資格の取消その他の処分を科すことができる。

- ① 本規定、申込要項及び実施要項その他JLPGAの規定に違反する行為
- ② 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、JLPGAローカルルールおよび競技の条件に違反する行為
- ③ 正当な理由なしに競技を欠場又は棄権する行為
- ④ プロテスト出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為その他品位を損なう行為
- ⑤ その他JLPGAの名誉、信用を損ない、又はゴルファーとしての品位を損なう行為
- ⑥ 法律、命令、規則その他の法令 (条例を含む。) に違反する行為

第11条(競技短縮又は延期)

天候あるいは社会的事情により競技消化が不可能であるとJLPGAが判断した場合、競技は短縮又は延期されることがある。

第12条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第13条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

プレーヤーズ委員会規定

第1条(名称)

本委員会は、プレーヤーズ委員会と称する。

第2条(目的)

本規定は、トーナメント事業部の下部組織として規定された範囲において、意見、提案及び情報の収集等を行うプレーヤーズ委員会の運営及び手続を定める。

第3条(責務)

1. プレーヤーズ委員会の目的は下記の各号に定めるものとする。
 - ① トーナメント事業部・TP登録者の相互間の意思疎通を図ること
 - ② トーナメント事業部の基本方針の普及及びTP登録者への伝達
 - ③ TP登録者の意見、提案及び情報の収集
 - ④ トーナメント事業部からTP登録者への情報伝達、説明等
 - ⑤ その他トーナメント事業部からの特命事項業務
2. 次条に定める委員は、TP登録者の模範となり、TP登録者の建設的かつ積極的な「声」が協会の発展に寄与するよう、努力するものとする。委員は、スポーツウーマンシップと礼儀・節度を自覚し、TP登録者にとどまらずゴルフをプレーする全ての者の模範となるよう言動に注意するとともに、協会発展のために建設的積極的に奉仕し、その努力を惜しまないものとする。

第4条(委員)

1. プレーヤーズ委員会は、プレーヤーズ委員会担当理事(以下「担当理事」という。)及びTP登録者をもって構成され(以下「委員」という。)、その定員は14名以内とする。
2. プレーヤーズ委員会の構成は、以下のとおりとする。
 - ① 担当理事1名ないし2名以内
 - ② 当年度シード選手の中から6名以内(うち2名以内は、インターナショナル会員)
 - ③ 当年度シード選手以外から6名以内
3. プレーヤーズ委員会は、毎年12月31日までに、前項第2号ないし第3号にかかる翌年度の委員を選出する。

第5条(役員)

1. プレーヤーズ委員会の役員は、委員長1名、副委員長2名及び担当理事とする。
2. 委員長は、プレーヤーズ委員会の議決により、当年度委員のうち、プロフェッショナル会員である者の中から選出し、トーナメント事業部の承認を得た上で、これを選任する。
3. 副委員長は、プレーヤーズ委員会の議決により選出し、トーナメント事業部の承認を得た上で、これを選任する。副委員長は、シード選手から1名、シード選手以外から1名選出する事とする。
4. 役員は、協会を代表するにふさわしい人格及び見識を備え、協会運営に熱心にあたらなければならない。

第6条(任期)

1. 委員の任期は1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
2. 第4条第3項に従い選出された委員に欠員が生じた場合は、いかなる理由によっても任期途中で補充は行わない。ただし、前条第2項に従い選出された委員長に欠員が生じた場合は、任期中でも、プレーヤーズ委員会は、補充する事ができる。

第7条(解任)

委員が下記の各号のいずれかに該当する場合には、トーナメント事業部の議決により、これを解任することが出来る。

- ① 第4条の委員資格に該当しなくなったと認められた場合
- ② 委員として誠実に責務を履行する義務に違反したと認められる場合
- ③ 委員がプレーヤーズ委員会の委員たるにふさわしくない行為があると認められる場合
- ④ 任務を継続しがたい特段の事情があると認められる場合

第8条(招集と開催回数)

プレーヤーズ委員会は、委員長が少なくとも毎年2回招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故その他やむを得ない事由が発生したときは、副委員長が招集し、その議長となる。

第9条(招集手続)

プレーヤーズ委員会の招集は、委員長が、担当理事と相談の上、開催の日時、場所及び議題を記載した招集通知の書面を、会日の1ヶ月前までに各委員に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

第10条(権限)

プレーヤーズ委員会は、第3条第1項に定める目的の範囲内の事項についてのみ、決議することができる。

第11条(決議の方法)

1. プレーヤーズ委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
2. 前項の決議につき特別の利害関係を有する委員は、決議に参加することができない。この場合には、その委員の数は、出席した委員の数に算入しない。

第12条(議事録)

1. プレーヤーズ委員会の議長は、プレーヤーズ委員会の議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した委員の全員がこれに記名捺印又は署名し、その議事録を担当理事に見せ承認を得ることを要する。
2. 議事録には、決議に賛成しなかった委員があったときは、その氏名及びその異議について記載する。
3. 欠席した委員には、議事録の写し及びプレーヤーズ委員会の資料を送付するものとする。

第13条(TP登録者との会合)

プレーヤーズ委員会がTP登録者との会合を開催する場合、委員長は、開催日時、会合目的及び内容等を事前に担当理事に申し出、トーナメント事業部の承認を得るものとする。

第14条(トーナメント事業部の承認事項)

プレーヤーズ委員会の決議事項が協会の義務を生じさせる内容である場合には、当該決議事項及びそれにより協会に生ずる義務の内容について事前にトーナメント事業部の承認を得るものとする。トーナメント事業部が承認しない事項については、当該決議は無効とする。

第15条(協力要請)

委員が、トーナメント事業部等よりトーナメント事業部等への出席を要請された場合には、プレーヤーズ委員会及び委員は、可能な限り協力するものとする。

第16条(報告)

プレーヤーズ委員会は、TP登録者に対し、プレーヤーズ委員会における審議事項及び決議事項並びにそれらの結果について、トーナメント事業部の承認を得た上で、掲示等の方法により、広くTP登録者に報告するものとする。

第17条(報酬)

委員会の招集により参加した委員には、別紙規定に基づき報酬を支給する。

第18条(規定の改変)

本規定の改変及び本規定に定めのない事項の決定は、プレーヤーズ委員会の議決を経て、かつトーナメント事業部の議決を経ることにより、これを行う。

第19条(実施)

本規定は、2024年1月1日から実施する。

練習規則・選手の心得

本規則は、JLPGAトーナメントに出場するTP登録者(以下「選手」という。)に関し定めた規則であり、選手は以下に定める練習規則及び選手の心得(以下「本規則」という。)を遵守しなければならない。

トーナメント事業部は、選手が本規則に違反したときは、当該選手に対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

練習規則

1. 選手は、JLPGAトーナメントの各競技の開催期間中の当該開催コースにおける練習(練習ラウンド及びプロアマ競技は除く。)については、指定練習場(JLPGAトーナメントの各競技において、競技委員会が練習場として指定したドライビングレンジ、アプローチ練習場及び練習パッティンググリーンをいう。以下同じ。)以外で行ってはならない。また、指定練習場の使用及び練習ラウンドにおいては、定められた練習時間を厳守しなければならない。
2. 指定練習場の使用及び練習ラウンドをすることができる者は、当該競技の出場選手及び現地ウェイティング登録者とする。
3. 練習ラウンドにおいて、練習ショットは2球までとする。
4. 練習ラウンドにおいて、後続の組が待っているときは、パッティング、アプローチ及びバンカーの練習は禁止とする。
5. 練習ラウンドにおいて、選手は、帯同コーチやプロサービスなど、トーナメント事業部が事前に認めた者を除き、帯同させることができないものとする。
6. 選手が、練習パッティンググリーンにおいて、使用できるボールは3個までとし、ボールの受け取り行為を禁止する。ただし、ホールアウト後はキャディーのみボールを受け取ることができる。
7. プロアマ競技において、選手個人の練習ショットは禁止とする。ただし、パッティンググリーン上において、同伴アマチュアプレーヤー全員がホールアウトし、後続の組のプレーに影響がない場合に限り、パッティング練習及びアプローチ練習は認めるものとする。
8. コースチェックを希望する選手は、トーナメント事業部に届け出をし、その許可を得た場合には、プロアマ競技中を除き、歩測などのコースチェックをすることができる。ただし、パッティンググリーンには立ち入ることはできない。
9. 陰悪な気象状況のためにプレーが中断となっている場合、競技委員会から許可があるまでは全ての練習場での練習を禁止する。
10. JLPGAツアーの各競技の開催期間中にパッティンググリーンを計測する機器(傾斜、スピード、硬度、水分量など)でコースのパッティンググリーンを計測することは禁止とする。ただし、練習パッティンググリーンでの使用は認めるものとする。

選手の心得

1. 選手は、いかなる時でもエチケットとマナーを守り、模範的プロフェッショナル・ゴルフ選手として振舞わなければならない。
2. 選手は、ゴルフコースにおいて、クラブを投げる、汚い言葉を使う、故意にゴルフコースを傷つける行為など、スポーツマンシップに違反するような言動をしてはならない。
3. 選手は、自己の健康管理について、十分気をつけた上で競技に参加しなければならない。
4. JLPGAトーナメントの各競技の最終日に表彰式出席者として掲示又は指名された選手は、表彰式及びフェアウェルパーティーに出席しなければならない。
5. 選手は、出来る限りギャラリーサービスに努めなければならない。また、選手は、悪天候により競技が中止となった場合、主催者からの要請があればギャラリーサービスに協力しなければならない。
6. JLPGAトーナメントの各競技の優勝者は、待機しているギャラリーから求められたサインサービス等に対して、快く応じなければならない。応じることができない特段の理由がある場合は、当該優勝者が自らギャラリーにその旨を説明し、理解を得なければならない。
7. 選手は、報道目的であるメディア、JLPGA及びJLPGAより許可を受けた者より、取材を求められた場合、これに応じなければならない。
8. 選手は、コンテストバッジ、カーパーク等を他の人に譲渡又は貸与してはならない。
9. 選手は、ファミリーバッジを、自己の責任において、自己の家族や近親者に使用させることができるものとし、当該選手は、ファミリーバッジを使用する者のJLPGAトーナメントの会場における言動について一切の責任を負うも

のとする。また、自身が出場しないJLPGAトーナメントにおいては、ファミリーバッジを使用してはならないものとする。

10. 選手は、服装、髪型、化粧などに気をつけ、女性ゴルファーらしいみだしなみを心がけなければならない。
11. 選手は、JLPGAトーナメントの会場で、ジーンズ、迷彩柄のウェア並びにポケットが膨らむヒダつきカーゴタイプのパンツ及びスカート（レインウェアを含む）を着用してはならない。選手が、トレーナーを着る場合は、襟を出すか上着を着なければならない。選手は、ミュール及びサンダルを着用してはならず、スニーカーについては、トーナメントの会場がその着用を禁止している場合には、着用してはならない。
12. 選手は、ゴルフメーカーがゴルフウェアとして販売しているTシャツに限り、着用することができる。ただし入退場時を含むクラブハウス内においては、上着を着用すれば、ゴルフメーカーがゴルフウェアとして販売しているTシャツでなくても着用することができる。
13. 選手は、入れ墨、タトゥーを施してはならない。もし発見した場合は、即座に退場を命ずる事がある。
14. 選手は、前夜祭会場内でジーンズ及びスニーカーの着用をしてはならない。前夜祭会場内でTシャツを着用する場合は、女性らしいファッション性のあるものか、上着を着用することが望ましい。
15. 選手は、前夜祭会場内及びプロアマ表彰式では、緊急時以外は携帯電話（スマートフォンを含む。）を使用してはならない。
16. プロアマ競技に出場する選手は、同伴アマチュアプレーヤーへのレッスンを、進行を見極めた上で可能な限り対応しなければならない。
17. 選手は、JLPGAトーナメントの会場において、定められた喫煙場所以外で喫煙（加熱式タバコを含む）をしてはならない。
18. 日本語対応に支障がある選手は、前夜祭及びプロアマ競技のゲストとのコミュニケーション、競技中のルーリング、メディア対応に備えて、日本語の通訳ができる通訳者を、当該選手自身の責任及び費用において1人以上選定し、JLPGAトーナメントの競技に帯同しなければならない。通訳者を帯同する期間は、プロアマ出場選手及び待機選手においては前夜祭から、その他の選手においてはJLPGAトーナメントの各競技の本戦の第1日目からとする。通訳者の服装は、帯同する表彰式やインタビューなどを考慮して、本規則第11条ないし第14条に定める服装の規定を遵守させるものとし、通訳者に関する一切の責任は、帯同する選手が負うものとする。
19. JLPGAに提出する診断書その他の書面が外国語で記載されている場合、当該書面を提出する選手は、必ず日本語に訳した文書を添付しなければならない。
20. TP登録者は、JLPGAを通してゴルファー保険に加入しなければならない。
21. 選手は、JLPGAトーナメントの各競技への出場にあたり、主催者またはこれに関連する団体などから、公表された賞金、特別賞などを除いて、現金その他の報酬を要求または受領してはならない。ただし、プロアマ競技出場料、その他トーナメント事業部が認めたものは、この限りではない。
22. 選手は、自己の荷物を、自らの責任において管理しなければならない。荷物置場として指定された場所がある場合は、その指示に従わなければならない。
23. 選手は、使用する飲料や私物を宿泊場所に送付するものとする。JLPGAトーナメントの会場への着払い宅配便は禁止とする。JLPGAトーナメントの会場に私物や忘れ物が放置されている場合は、JLPGAトーナメントの開催期間中であっても、トーナメント事業部は、当該物を廃棄又は着払いにて当該選手に返送することができる。ロッカー内においても、他の選手の迷惑にならないよう必要最小限の私物とサイズで利用するものとする。
24. 選手セミナー及び選手ミーティングが開催される競技に出場するTP登録選手は、当該選手セミナー及び選手ミーティングに出席しなければならない。ただしトーナメント事業部に連絡し、その承認を得た場合はこの限りでない。
25. 選手は優勝者を祝福する際に、飲料水等を含む液体を浴びせてはならない。

帯同キャディー規則

本規則は、TP登録者の帯同キャディー（以下「キャディー」という。）に関し定めた規則であり、キャディーは、本規則及びJLPGAトーナメントの各競技において定められる規定を遵守しなければならない。

トーナメント事業部は、キャディーが本規則及びJLPGAトーナメントの各競技において定められる規定に違反したときは、当該キャディーに対して、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。また、キャディーに関する一切の責任は、当該キャディーを帯同した選手が負うものとし、キャディーが本規則に違反したときは、トーナメント事業部は、当該キャディーを帯同した選手に対しても、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

1. 本規則は、JLPGAトーナメントの練習ラウンド、プロアマ競技、大会本戦に携わる全てのキャディーに適用される。
2. キャディーは、いかなる時でもエチケットとマナーを守り、他のプレーヤーに対しても心くばりを忘れず、スポーツマンシップに違反するような言動をしてはならない。
3. トーナメント事業部が、キャディーについて、エチケット、マナー、着用物、身だしなみ、風紀を乱す等の理由により、JLPGAトーナメントのキャディーとして適切でないと判断した場合、トーナメント事業部は当該キャディーに対してトーナメント会場からの退去、または着用物の交換の指示をするなど必要な措置を講ずることができる。
4. キャディーは、その帯同するJLPGAトーナメントに関して、JLPGA又はJLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその帯同トーナメントに関する肖像権、著作権をすべてJLPGAに譲渡するものとする。なお、本項が適用される期間は、当該帯同トーナメントの指定練習日から本戦が終了する日までとし、本条が適用される場所は、当該帯同トーナメントの開催会場内とする。
5. キャディーは、JLPGAが定めたコンプライアンス・倫理規程を遵守しなければならない。
(<http://www.JLPGA.or.jp/about/compliance/>参照)
6. キャディーは、JLPGAトーナメントの各競技において、JLPGAが定める受付日及び受付時間内に、当該競技の会場内のJLPGAルームにおいて、キャディー最終登録を行わなければならない。
7. キャディーは、JLPGAトーナメントの各競技において、定められたオフィシャルバッジ、ウェア、ポンチョ、帽子等がある場合、着用しなければならない。定められたオフィシャルバッジ、ウェア、ポンチョ、帽子等に所定の着用物以外を着用してはならず、または広告物を装着若しくは貼付してはならない。定められた帽子を着用できない場合は、無帽とする。
8. キャディーが着用する衣類は、黒、白、グレー、青、紺、ベージュ系の色を基調とする。（華美にならない範囲でボーダー等の柄も可とする。）衣類のメーカー識別表示（ロゴマーク）のサイズは30cm以内とする。
9. キャディーは、Tシャツ、極端に短いショートパンツ、水着やジムショーツの類、ジーンズ、迷彩柄のウェア並びにポケットが膨らむヒダつきカーゴタイプのパンツ及びスカート（レインウェアを含む。）を着用してはならない。
10. キャディーは、平らなゴム底のシューズ又はノンメタルスパイクシューズを着用しなければならない、メタルスパイクシューズを着用してはならない。
11. キャディーは、指定練習場において、他の選手の練習に支障のないようにしなければならない。
12. キャディーはJLPGAトーナメントの会場内において、カメラ・ビデオカメラ等で撮影をしてはならない。ただし指定練習場や指定練習ラウンドにおいて、帯同する選手のスイングチェックを目的とした撮影のみできるものとする。
13. キャディー向けのインフォメーションボードがある場合、キャディーは、その内容を各日必ず確認しなければならない。
14. キャディーは、JLPGAトーナメントの会場において、定められた喫煙場所以外で喫煙（加熱式タバコを含む）をしてはならない。
15. キャディーは、ラウンド中、砂袋とスコップ又はそれに類するものを携帯し、必ず目土をしなければならない。帯同キャディーについては、必要な備品（雨具、タオル、傘、バッグカバーなど）は、各競技の開催コースから借用せずに、帯同する選手の責任において準備しなければならない。
16. キャディーは、JLPGAトーナメント会場ごとに定められた利用禁止エリアを把握し、トーナメント事業部の特別の許可なしに選手ロッカーなどの利用禁止エリアに立ち入ることはできない。ただし、キャディーがJLPGA会員である場合は、この限りではない。
17. キャディーは、主催者が許可した場合を除き、前夜祭及びプロアマ競技表彰式に出席することはできない。
18. キャディーは、キャディーウェアを着用したままで、選手食堂を利用することはできない。主催者は、キャディーが選手食堂に入室することを禁止することができる。

19. キャディーは、自己の荷物を、各自らの責任において管理しなければならない。荷物置場として指定された場所がある場合は、その指示に従わなければならない。
20. コースチェックを希望するキャディーは、トーナメント事業部に届け出をし、その許可を得た場合には、プロアマ競技中を除き、歩測などのコースチェックをすることができる。ただし、パッティンググリーンには立ち入ることはできない。
21. JLPGAトーナメントの各競技の出場選手のキャディーとして登録されたキャディーは、当該競技の指定練習日初日以降、当該競技が終了するまでの間、当該競技の開催コース及び指定練習場でプレー及び練習をしてはならない。ただし、当該競技の出場選手のキャディーとして登録される以前のプレーについては、この限りではない。
22. JLPGAトーナメントの競技の本戦出場選手が、当該JLPGAトーナメントの主催者推薦選手選考会及び当該JLPGAトーナメントの競技のキャディーをすることはできない。ただし、主催者推薦選手選考会のキャディーが、現地ウェイティングシステムにより本戦出場選手となった場合は除く。
23. 主催者推薦選手選考会に出場し、当該競技の出場資格を得ることができなかった者は、当該主催者推薦選手選考会を開催した当該競技のキャディーをすることができるものとする。
24. JLPGAトーナメントの各競技の出場選手のキャディーとして登録されたキャディーは、当該JLPGAトーナメントのプロアマ競技に、プレーヤーとして出場することはできない。
25. キャディーは優勝者を祝福する際に、飲料水等を含む液体を浴びせてはならない。

JLPGAトーナメント罰則規定

第1条(目的)

本規定は、JLPGAトーナメントに関する罰則について定めることを目的とする。

第2条(対象者)

本規定は、次に掲げる者(以下「選手等」と総称する。)に適用する。

- ① 選手(JLPGAトーナメントに出場する者をいう。)
- ② 帯同キャディー
- ③ コーチ
- ④ トレーナー
- ⑤ マネージャー
- ⑥ プロサービス
- ⑦ その他選手の関係者

第3条(罰則の種類)

JLPGAは、次条に定める違反行為をした者(以下「違反者」という。)に対して、その内容及び情状に応じて、次の各号の罰則を科し、又は併科することができる。

- ① 注意
口頭もしくは書面による注意を行う。
- ② けん責
始末書を提出させる。
- ③ 罰金
一定の金額をプレーヤーズ委員会口座(チャリティ特定資産)へ納付させる。
- ④ 出場停止又は職務停止
一定期間のJLPGAトーナメントへの出場を禁止し又はJLPGAにおける職務を停止する。
- ⑤ 除名

第4条(違反行為)

前条の違反行為とは、選手などが行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- ① JLPGAトーナメント規約、JLPGAツアー規定及びその他JLPGAトーナメント規約に付随する諸規定に違反すること。
- ② JLPGAが指定するイベント、セミナー等の出席義務に違反すること。

第5条(罰則の決定方法)

トーナメント事業部は、違反者に対し、弁明の機会を与えた上で、罰則を科することができる。

第6条(罰則の基準)

違反者に対する罰則の基準は、【別紙】「罰則基準」の通りとし、各違反回数は当該年度を通しての合計数とする。ただし、規定の違反回数を超えた場合又は個別の事案の内容によっては、【別紙】「罰則基準」に掲げる罰則以外を科することができるものとする。

第7条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第8条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

【別紙】「罰則基準」

違反者に対する罰則の基準は、次の通りとする。ただし、個別の事案の内容によっては、本罰則基準に掲げる罰則以外を科することができるものとする。なお、本罰則基準に掲げられていない違反行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては本罰則基準に掲げる取り扱いを参考としつつ判断する。

1. JLPGAトーナメント規約第9条、第10条及び練習規則・選手の心得に違反する行為
 - ① 注意
 - ② 5万円以上の罰金
 - ③ 一定期間の出場停止

2. 前夜祭の遅刻(JLPGAツアー規定第38条第4項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第28条第4項)
 - ① 1回目:注意
 - ② 2回目:1万円の罰金
 - ③ 3回目:3万円の罰金
 - ④ 4回目:5万円の罰金

3. 前夜祭の欠席(JLPGAツアー規定第38条第4項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第28条第4項)
 - ① 1回目:3万円の罰金
 - ② 2回目:5万円の罰金
 - ③ 3回目:7万円の罰金
 - ④ 4回目:10万円の罰金

4. プロアマ出場選手の遅刻(JLPGAツアー規定第36条第6項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第25条第6項)
※プロアマ競技出場可の場合
 - ① 1回目:3万円の罰金
 - ② 2回目:5万円の罰金
 - ③ 3回目:7万円の罰金
 - ④ 4回目:10万円の罰金
 - ⑤ 5回目:本戦出場不可

5. プロアマ出場選手の遅刻(JLPGAツアー規定第36条第6項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第25条第6項)
※プロアマ競技出場不可の場合(ただしステップ・アップ・ツアー後プロアマを除く)
 - ① プロアマ競技欠場者として扱い、その処遇はJLPGAツアー規定第36条第2項及びステップ規定第25条第2項の定めに従うものとする。

6. ステップ・アップ・ツアーの後プロアマにおけるプロアマ出場選手の欠場及び遅刻(JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第27条第8項)※プロアマ競技出場不可の場合
 - ① 100万円以下の罰金

7. プロアマ競技の待機選手の遅刻(JLPGAツアー規定第37条第7項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第26条第7項)※練習は不可
 - ① 1回目:注意
 - ② 2回目:3万円の罰金
 - ③ 3回目:5万円の罰金
 - ④ 4回目:7万円の罰金
 - ⑤ 5回目:10万円の罰金

8. プロアマ競技の待機選手の交替拒否又は待機拒否(JLPGAツアー規定第37条第13項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第26条第11項)※やむを得ない事情でない場合
 - ① 1回目:5万円の罰金
 - ② 2回目:10万円の罰金
 - ③ 3回目:20万円の罰金

9. 表彰式、フェアウェルパーティーに出席を要請された選手の欠席
 - ① 5万円の罰金
 - ② 複数回:500万円以下の罰金又は一定期間の出場停止
10. ステップ・アップ・ツアーの表彰式に欠席 ※表彰式列席者以外の場合
 - ① 1万円の罰金
11. エントリー完了後の出場義務違反
 - ① JLPGAに連絡をした上で、JLPGAツアー規定第22条、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第18条及びJLPGAレジェンズツアー規定第18条に定める所定の手続きをしなかった場合:100万円以下の罰金
 - ② JLPGAに連絡をした上で、他競技・イベント等に出場して、エントリー完了後の出場義務違反をした場合(二重エントリー):300万円以下の罰金
 - ③ JLPGAに連絡をせずに、エントリー完了後の出場義務違反をした場合:500万円以下の罰金
12. 単年シード選手の前年度欠場競技の出場義務違反(JLPGAツアー規定第24条)
 - ① 100万円の罰金
13. JLPGAツアーの競技優勝者の、翌年度出場義務違反(JLPGAツアー規定第25条)
 - ① 100万円の罰金
14. 海外競技出場届け出の違反(JLPGAツアー規定第28条第4項)
 - ① 1～2回目:注意
 - ② 3回目:1万円の罰金
 - ③ 4回目:3万円の罰金
 - ④ 5回目:5万円の罰金
15. シード選手の海外競技各年度2競技制限の違反(JLPGAツアー規定第28条第2項第3号)
 - ① 100万円の罰金
16. コンテスタントバッジ等の貸出し同意事項の違反及びファミリーバッジの使用に関する違反(JLPGAツアー規定第31条第5項、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第20条第6項及び選手の心得第8項)
 - ① 注意
 - ② 5万円以上の罰金
 - ③ バッジの使用停止
17. 現地ウェイティングシステムによる出場資格獲得者がJLPGAに連絡せずに出場義務違反(JLPGAツアー規定第32条第6項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第21条第4項)
 - ① 1回目:5万円の罰金
 - ② 2回目:10万円の罰金
 - ③ 3回目:一定期間の出場停止
18. 帯同キャディーのキャディー規則の違反
 - ① 帯同した選手への注意
 - ② 帯同した選手への罰金(100万円以下)
 - ③ 帯同キャディーの職務停止又は登録取り消し(10年以下)
19. コーチのJLPGAコーチ規定の違反
 - ① 帯同した選手への注意
 - ② 帯同した選手への罰金(100万円以下)
 - ③ コーチの職務停止又は登録取り消し(10年以下)

20. トレーナーのJLPGAトレーナー規定の違反
 - ① 選手への注意
 - ② 選手への罰金(100万円以下)
 - ③ トレーナーの職務停止又は登録取り消し(10年以下)

21. マネージャーのJLPGAマネージャー規定の違反
 - ① 契約選手への注意
 - ② 契約選手への罰金(100万円以下)
 - ③ マネージャーの職務停止又は登録取り消し(10年以下)

22. 選手セミナー及び選手ミーティングに関する違反
 - ① 遅刻(トーナメント事業部が承認した場合を除く):1万円の罰金
 - ② 欠席(トーナメント事業部が承認した場合を除く):3万円の罰金

新人セミナー規定

第1条(受講義務)

1. JLPGA最終プロテストに合格した者は、JLPGA最終プロテスト合格以降に最初に開催される新人セミナーを含めて受講回数が2回に満つるまで、新人セミナーを受講しなければならず、JLPGAツアー規定第19条により入会した者は、入会以降に最初に開催される新人セミナーを含めて受講回数が2回に満つるまで、新人セミナーを受講しなければならない。(以下、新人セミナーを受講しなければならない者を「受講義務者」という。)
2. 受講義務者が過去に単年登録セミナーを受講している場合の受講義務の詳細はトーナメント事業部が別途定めるものとする。

第2条(欠席)

1. 受講義務者は、次の各号に該当する場合において、トーナメント事業部が指示する必要書類をトーナメント事業部に提出し、その承認を得たときは、新人セミナーを欠席することができる。
 - ① 海外のクオリファイングスクール等に出場する場合
 - ② トーナメント事業部が承認した海外トーナメントに出場する場合
 - ③ 病気又は身体上の故障が発生した場合
 - ④ 一身上の突発的重大問題が発生した場合
 - ⑤ 出産の場合
 - ⑥ その他欠席がやむを得ないとトーナメント事業部が認める事由が発生した場合
2. 新人セミナーを欠席した受講義務者の受講義務は、翌年度に発生するものとする(翌年度も新人セミナーを欠席した場合には、当該受講義務は翌々年度に発生するものとし、以後も同様とする。)
3. 前項に基づき翌年度以降に発生した受講義務に基づく新人セミナーの受講にかかる費用は、トーナメント事業部が別途認めた場合を除き、受講義務者の自己の負担とする。

第3条(罰則)

1. トーナメント事業部は、前条第1項に基づき欠席した場合を除き、第1条第1項の規定に違反して新人セミナーを欠席した者に対して、次の各号に定める罰則を科すことができる。なお、当該罰則を科されたとしても、受講義務者の受講義務は消滅又は免除されないものとする。
 - ① プロフェッショナル会員:100万円以下の罰金。
 - ② ティーチングプロフェッショナル会員:ティーチング事業部が定める罰則規定に準じる。
2. トーナメント事業部は、新人セミナーの各講義に遅刻した受講義務者に対して、罰金1万円を科すことができる。
3. トーナメント事業部は、受講義務者が以下に該当した場合、当該受講義務者に対して翌年の新人セミナーの再履修を命ずることができる。
 - ① 受講態度が良くないとトーナメント事業部が判断した場合
 - ② 病気等による休憩やその他の理由により受講修了に足りないとしてトーナメント事業部が判断した場合
 - ③ その他新人セミナーの指導要領に従わず受講修了に足りないとしてトーナメント事業部が判断した場合

第4条(受講義務の免除)

第1条に定める受講義務は、次の各号に該当する場合、免除するものとする。

- ① 新人セミナーを累計で2回受講した場合
- ② その他トーナメント事業部が認めた場合

第5条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第6条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

ルーキーキャンプ規定

第1条(参加義務)

1. プロフェッショナル会員及びインターナショナルプロフェッショナル会員は、入会以降に最初に開催されるルーキーキャンプに1回参加しなければならない。
2. ティーチングプロフェッショナル会員のうちTP登録を行った者は、TP登録初年度(初めてTP登録した日が属する年度をいう。)に開催されるルーキーキャンプに1回参加しなければならない。

第2条(欠席)

1. 前条に基づきルーキーキャンプに参加しなければならない者(以下「参加義務者」という。)は、次の各号に該当する場合、ルーキーキャンプを欠席することができる。
 - ① ルーキーキャンプと同週のJLPGAツアーの出場資格を得て出場する場合
 - ② 国際ツアー登録者の場合
 - ③ 病気又は身体上の故障が発生し、トーナメント事業部が指示する必要書類をトーナメント事業部に提出し、その承認を得た場合
 - ④ 一身上の突発的重大問題が発生し、トーナメント事業部が指示する必要書類をトーナメント事業部に提出し、その承認を得た場合
 - ⑤ 出産の場合
 - ⑥ その他欠席がやむを得ないとトーナメント事業部が認める事由が発生し、トーナメント事業部が指示する必要書類をトーナメント事業部に提出し、その承認を得た場合
2. ルーキーキャンプを欠席した参加義務者の参加義務は、翌年度に発生するものとする(翌年度もルーキーキャンプを欠席した場合には、当該出席義務は翌々年度に発生するものとし、以後も同様とする。)

第3条(罰則)

トーナメント事業部は、前条第1項に基づき欠席した場合を除き、第1条の規定に違反してルーキーキャンプを欠席した者に対して、次の各号に定める罰則を科すことができる。なお、当該罰則を科されたとしても、参加義務者の参加義務は消滅又は免除されないものとする。

- ① プロフェッショナル会員:100万円以下の罰金。
- ② ティーチングプロフェッショナル会員:ゴルフ事業部が定める罰則規定に準じる。

第4条(参加義務の免除)

1. 第1条第1項に定める参加義務は、次の各号に該当する場合、免除するものとする。
 - ① ルーキーキャンプと同週のJLPGAツアーの出場資格を得て出場し、累計で2回ルーキーキャンプを欠席した場合
 - ② 国際ツアー登録者として累計で2回ルーキーキャンプを欠席した場合
 - ③ その他トーナメント事業部が認めた場合
2. 第1条第2項に定める参加義務は、次の各号に該当する場合、免除するものとする。
 - ① ルーキーキャンプと同週のJLPGAツアーの出場資格を得て出場し、累計で2回ルーキーキャンプを欠席した場合
 - ② 国際ツアー登録者として累計で2回ルーキーキャンプを欠席した場合
 - ③ 過去にルーキーキャンプに参加した場合
 - ④ 新人セミナーでゴルフ事業部が指定するルーキーキャンプに関連する講義を1回でも受講修了した場合
 - ⑤ その他ゴルフ事業部が認めた場合

第5条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第6条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

トーナメント特別保障制度

選手は、JLPGAトーナメントに出場し、最高の技量を発揮するよう努めなければならない。選手はこの責務を果たす為、心身の日常的自己管理を徹底し、もって協会の発展に寄与する自己責任の原則を自覚しなければならない。この原則に基づきこれを支援するため、本制度を以下の通り定めるものとする。

第1条(対象者)

トーナメント特別保障制度は、以下の要件を充たす者のうち、トーナメント特別保障制度専門委員会(以下「委員会」という。その構成は第2条第3項に定める。)によって、この制度の適用を認められた者(以下「特別保障制度適用者」という。)に適用される。

1. JLPGAトーナメント規約第5条第1号に定めるJLPGAツアーの競技(予選会を含む。)及びJLPGAが承認した全ての競技における、競技場内での負傷及び競技出場のための往復途中での負傷その他競技の出場に起因することの明らかな負傷又は疾病(以下「公傷」という。なお、オフシーズン中における負傷又は疾病は含まない。)によりJLPGAトーナメントに出場できなくなった選手であること。
2. 公傷により競技に欠場した年(以下「欠場年」という。)においてJLPGAツアー規定第14条第1項第1号及び第2号に該当する者であること。

第2条(トーナメント特別保障制度の申請)

1. トーナメント特別保障制度の適用を受けようとする者は、公傷を受傷又は発病した後原則として2週間以内に所定のトーナメント特別保障制度適用申請書、医師の診断書及び受傷等診断を証明するレントゲン又はMRI画像等及び治癒までの治療計画を添えて委員会へ申請しなければならない。
2. 委員会は、前項の申請があった場合は、負傷又は疾病が第1条第1号の公傷に当たるか否か、競技出場の可否、その他選手にトーナメント特別保障制度の適用を認めるか否かを判断し、当該選手へ通知する。
3. 委員会は会長1名、トーナメント事業部担当副会長1名、トーナメント事業部委員2名並びにJLPGAの指定医師1名の合計5名で構成する。委員会はトーナメント事業部担当副会長が招集し、原則として選手より第1項の申請があった日の翌日より2週間以内に開催されるものとする。

第3条(保障の適用条件)

1. 特別保障制度適用者は、原則として委員会が承認した欠場の試合(以下「欠場時」といい、欠場時が含まれる年度を「欠場年度」という。)が含まれる開催週番号の翌年の同一開催週番号(注1)の週までに復帰(「復帰」とは、競技に出場し、又は出場可能な状態になったことをいう。以下同じ。)したときに限り(以下、復帰した日の属する年を「復帰年」という。)、次条に定める保障競技に出場することができるものとする。
2. 特別保障制度適用者が前項に定める週の試合までに復帰できない場合は、当該試合の4週間前の日が属する週の木曜日の17時までに特別保障適用期間延長の申請を委員会に申請し、承認を得た場合に限り、前号に定める試合以降に復帰し、次条に定める保障競技に出場することができるものとする。
3. 復帰年度に次条に定める保障競技数を消化できない場合は、欠場年の翌々年度のJLPGAツアー第1戦目から残りの競技数を適用できるものとする。
4. 欠場年度の翌年度に復帰ができない場合、委員会が認めた場合に限り、欠場年度翌々年度に復帰することができる。なお、保障競技の適用は欠場年度翌々年度中とし、次年度への持ち越しはできないものとする。
(注1) JLPGAトーナメントの開催期日及び日程は、1月の第1月曜日より日曜日までの7日間を第1週として順次各週に番号を付し、毎年この開催週番号に基づいて開催される。

第4条(保障競技)

1. 特別保障制度適用者は、欠場時以降に欠場した欠場年度のJLPGAツアーの競技数と同数のJLPGAツアーの競技に、復帰後に連続して出場することができるものとする(以下、復帰後に出場可能なJLPGAツアーの競技を「保障競技」といい、保障競技の数を「保障競技数」という)。
2. 前項にかかわらず、復帰した日が欠場年度内である特別保障制度適用者は、欠場年度においては欠場前のシード権の出場資格に基づき出場できるものとし、欠場年度の翌年度の1試合目のJLPGAツアーの競技から連続して欠場時以降に欠場した欠場年度のJLPGAツアーの競技数と同数のJLPGAツアーの競技に出場することができるものとする。ただし、復帰後に欠場した当該年度のJLPGAツアーの競技の数は、本項の保障競技数に含まないものとする。
3. 保障競技には、日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ、特別公認競技は含まない。
4. 保障競技には、欠場年の翌年度に開催される競技のみならず、欠場年の翌々年度に開催される競技も含まれる

ものとする。

第5条(出場資格の付与)

1. 特別保障制度適用者が、欠場年度の週番号第46週及び第47週に開催されるJLPGAツアーの各競技終了時点のメルセデス・ランキング上位50位までに含まれる場合は、次条第1号に定める出場義務試合数に違反した場合を除き、翌年度において、JLPGAツアー規定第14条第1項第1号によりシード権を有するものとする。
2. 特別保障制度適用者が、欠場年度の週番号第46週及び第47週に開催されるJLPGAツアーの各競技終了時点のメルセデス・ランキング上位50位までに含まれない場合は、欠場年に出場した競技において獲得したポイント数及び復帰後の保障競技において獲得したポイント数の合計が、欠場年度の週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング50位以内に相当するポイント数であれば、保障競技終了時以降において、JLPGAツアー規定第14条第1項第3号に定めるシード権の出場資格に従い、JLPGAツアーの競技に出場できるものとする。
3. 特別保障制度適用者が、欠場年度に優勝し、JLPGAツアー規定第14条第1項第2号に定めるシード権の出場資格に該当する場合は、次条第1号に定める出場義務試合数に違反した場合を除き、翌年度において、JLPGAツアー規定第14条第1項第2号によりシード権を有するものとする。

第6条(出場義務試合数)

特別保障制度適用者のJLPGAツアー規定第23条(単年シード選手の出場義務試合数)に定める出場義務試合数については、次の各号に定める通りとする。なお、試合数の算出方法はJLPGAツアー規定に準じるものとする。

- ① 欠場年度の出場義務試合数は、特別保障制度専門委員会が承認した欠場の試合より復帰までに欠場した競技数(欠場年度内の競技に限る。)を除いたJLPGAツアーの開催試合数の60%(ただし、国際ツアー登録をした選手は20%)以上の数の試合とする。
- ② 第5条第1項に基づき欠場年度の翌年度のシード権を有する者の当該翌年度における出場義務試合数は、復帰後のJLPGAツアーの開催試合数の60%(ただし、国際ツアー登録をした選手は20%)以上の数の試合とする。
- ③ 第5条第2項に基づき欠場年度の翌年度のJLPGAツアー規定第14条第1項第4号に定めるシード権を有する者の当該翌年度の出場義務試合数は、保障競技終了後のJLPGAツアーの開催試合数の60%(ただし、国際ツアー登録をした選手は20%)以上の数の試合とする。

第7条(出場義務)

1. 特別保障制度適用者は、復帰まで間、次の各号の出場義務を免除されるものとする。
 - ① JLPGAツアー規定第22条(エントリー完了後の出場義務)に定める出場義務
 - ② JLPGAツアー規定第24条(単年シード選手の前年度欠場競技の出場義務)に定める出場義務
 - ③ JLPGAツアー規定第25条(JLPGAツアーの競技優勝者の翌年度出場義務)に定める出場義務
2. 特別保障制度適用者は、欠場時から復帰までに欠場したJLPGAツアーの各競技において、欠場した翌年度のJLPGAツアー規定第24条に定める出場義務を免除されるものとする。

第8条(出場資格の喪失)

1. 特別保障制度適用者が、欠場年に出場したJLPGAツアーの競技において獲得したポイント数及び復帰後の保障競技で獲得したポイント数の合計が欠場年度の週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング50位以内に相当するポイント数に満たなかった場合、当該選手は欠場年度の翌年度の保障競技終了時点以降の出場資格を喪失する。
2. 前項に基づき出場資格を喪失した選手が前年度のQTに出場しておらず、復帰年のQTランキングリストの順位及びリランキングリストの順位を希望する場合、当該選手のQTランキングリストの順位及びリランキングリストの順位は前年度のQTファイナルステージに出場した者の中で最下位者の次順位とする。当該選手が複数いる場合は、欠場年度のシード優先順位順とする。
3. 本条第1項に基づき、出場資格を喪失した者の主催者推薦回数は、JLPGAツアー規定第18条第1項に定める通りとする。

第9条(報告の義務)

特別保障制度適用者は、復帰までの間、委員会の指示に従って療養についての報告をする義務を負う。特別保障制度適用者は少なくとも2週間に一度は書面にてできるだけ詳細な治療の報告をするものとする。

第10条(トーナメント特別保障制度の適用の取り消し)

特別保障制度適用者に前条の報告義務の違反があった時、公傷性についての申し出が虚偽であったことが判明したとき、その他トーナメント特別保障制度を適用することが明らかに不相当であると委員会が判断したときは、委

員会は、その選手に対するトーナメント特別保障制度の適用を取り消すものとする。

第11条(トーナメント特別保障制度の復帰申請)

特別保障制度適用者がJLPGAツアーに復帰する際は、復帰する競技の本戦の第1日目の3週間前の日の属する週の木曜日までに、復帰届及び担当医の現病の完治とゴルフプレー許可及びトーナメント復帰許可を明記した診断書をトーナメント事業部に提出し、その承認を得なければならない。(第5条第1項により、翌年度においてシード権を有する場合も復帰申請をしなければならないものとする。)

第12条(改正)

本制度は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第13条(施行)

本制度は、2024年1月1日から施行する。

産休制度

第1条(適用の対象)

産休制度は、JLPGAトーナメント規約第13条に定めるTP登録者に適用されるものとする。

第2条(産休申請)

1. 次の各号の場合、トーナメント事業部は当該選手に対し、産休届記載の産休期間開始日より、出産日から起算して36ヶ月が経過するまでの間を限度として産休を認めるものとする。ただし、産休届記載の産休期間開始日が産休届提出日より前の日の場合、トーナメント事業部は産休届記載の産休期間開始日を産休期間開始日とする事の妥当性について検討し、産休期間開始日を決定するものとする。
 - ① TP登録者が妊娠し出産のため産休届を提出した場合
 - ② 産休から復帰した者が、第4条第1項及び第2項に定める出場資格を付与されている期間中に妊娠し出産のため再度産休届を提出した場合(本号に基づく産休を以下「再産休」という。)
2. 産休制度適用期間(産休期間開始日以降、出産日から起算して36ヶ月が経過するまでの間(復帰した場合には、復帰までの間)。以下同じ。)内に再度(再々度以降を含む)妊娠し出産のため産休届を提出した場合、トーナメント事業部は、当該選手に対し、再度(再々度以降を含む)の出産日から起算して36ヶ月が経過するまでの間を限度として産休を認めるものとする。

第3条(復帰申請等)

1. 前条に定める産休(再産休を含む。以下同じ)が認められた者(以下「産休制度適用者」という。)が再びJLPGAトーナメント(ただし、日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技を除く。)に参加する場合には、(i)産休期間開始日(再産休の場合は、最初の産休に係る産休期間開始日)に保有していた次の各号に定める出場資格に応じて当該各号に定める期日までにJLPGAが指定する産休復帰届をトーナメント事業部に提出し、(ii)出産日から起算して36ヶ月が経過するまでの間にJLPGAトーナメントに出場することにより、次条に定めるところに従い、復帰年度の出場資格を取得できるものとする。
 - ① JLPGAツアー規定第14条第1項に定めるシード選手:復帰しようとするJLPGAトーナメントの第1日目の7週間前の日が属する週の月曜日の午後5時
 - ② 前号に該当しない者:復帰しようとする年度のJLPGAトーナメント第1戦目の第1日目の7週間前の日が属する週の月曜日の午後5時
2. 産休復帰届をトーナメント事業部に提出した後の復帰の取り下げは、トーナメント事業部が別途認めた場合を除き、出場するJLPGAトーナメント第1日目の1週間前の日が属する週の金曜日の午後5時までにトーナメント事業部に申し出た場合に限り、認められるものとする。
3. 産休制度適用者は、産休制度適用期間中JLPGAトーナメント(ただし、日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技を除く。)に出場することはできないものとする。
4. 産休制度適用者は、産休復帰届を提出しなくても、日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ、特別公認競技及びQTに出場できるものとする。

第4条(出場資格の付与)

1. 産休制度適用者は、復帰年度において、産休期間開始日(再産休の場合は、最初の産休に係る産休期間開始日)に保有していたJLPGAツアー規定第15条第1項に定める出場資格に応じ、次の表に定める出場資格が付与される期間又は競技数について、JLPGAツアーの競技(ただし日本女子オープンゴルフ選手権、JLPGAツアーチャンピオンシップ及び特別公認競技を除く。)に出場できるものとする。本項における産休期間開始日に保有していた出場資格は、(i)産休期間開始日が産休期間開始日の属する年度(以下「産休制度適用開始年度」という。)の週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了日までの日の場合、産休制度適用開始年度の出場資格とし、(ii)産休期間開始日が産休制度適用開始年度の週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了日以降の日の場合、産休制度適用開始年度の翌年度の出場資格とする。

	産休期間開始日に保有していた出場資格	出場資格が付与される期間又は競技数
①	シード選手	復帰年度1年間 なお、複数年シード選手が産休制度を適用した場合、産休制度適用開始年度から復帰年度の前年度までは、複数年シード権の行使年として数えないものとする。
②	当該年度JLPGAツアーの競技優勝者	復帰年度1年間
③	トーナメント特別保障制度を適用し、復帰する者	産休期間開始日に出場可能であった保障競技と同数の競技数。ただし、再産休の場合は、当該競技数から、再産休を開始した年度において再産休の産休期間開始日前に出場していた競技数を除いた競技数とする。
④	前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者	復帰年度において、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技まで
⑤	前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のJLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング上位2位までの者	復帰年度において、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技まで
⑥	当該競技の直近の公式競技又は公認競技において、成績上位3位タイまでのTP登録者	1競技
⑦	QTランキングリスト上位者	復帰年度において、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技まで
⑧	リランキングリスト上位者	復帰年度において、別途定めるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技まで

2. 産休制度適用者は、復帰年度において、産休期間開始日（再産休の場合は、最初の産休に係る産休期間開始日）に保有していたJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第13条に定める出場資格に応じ、次の表に定める出場資格が付与される期間又は競技数について、JLPGAステップ・アップ・ツアーの競技（ただしステップ・アップ・ツアー特別競技を除く。）に出場できるものとする。本項における産休期間開始日に保有していた出場資格は、(i) 産休期間開始日が産休制度適用開始年度のJLPGAステップ・アップ・ツアーの最終競技の終了日までの日の場合、産休制度適用開始年度の出場資格とし、(ii) 産休期間開始日が産休制度適用開始年度のJLPGAステップ・アップ・ツアーの最終競技の終了日以降の日の場合、産休制度適用開始年度の翌年度の出場資格とする。

	産休期間開始日に保有していた出場資格	出場資格が付与される期間又は競技数
①	ステップ・アップ・ツアー競技及びステップ・アップ・ツアー特別競技優勝者	復帰年度1年間
②	前年度最終プロテスト合格者	復帰年度1年間
③	前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者	復帰年度1年間
④	前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のJLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング2位までの者	復帰年度1年間
⑤	QTランキングリスト上位者	復帰年度1年間 ただし、復帰年度において、別途定めるJLPGAステップ・アップ・ツアーリランキング制度において定められるステップリランキングが実施される場合には、第1回目のステップリランキング実施競技の直前の競技まで

3. 前2項で付与される出場資格は、産休期間開始日に保有していた出場資格と同じ出場資格を復帰年度に有する者の次点の出場資格とする。

(例) 産休期間開始日QTランキングリスト20位選手→復帰時QTランキング20位選手の次点

産休期間開始日リランキングリスト20位選手→復帰時QTランキング20位選手の次点

※ 上記例が両方いた場合、JLPGAツアー第15条第1項の優先順位に従い、産休期間開始時QTランキングリスト20位選手を優先させる。

※ 復帰年度に出場資格付与条件等が変更されていた場合、適切な出場資格をトーナメント事業部が審議して決定する。

4. 産休制度適用者が復帰年度の前年度に開催されるQTに出場した場合、復帰年度に、(i) 産休期間開始日に保有していた出場資格の付与又は (ii) 復帰年度の前年度のQTで獲得した出場資格の付与のいずれかを選択し、第3条第1項に定める期日までにトーナメント事業部まで届け出なければならないものとする。

〈例〉

	ケース	復帰年度に付与される出場資格
①	JLPGAツアーのシード選手が第46週の競技終了日までに産休開始	JLPGAツアーのシード権
②	JLPGAツアーの翌年度のシード権を獲得した選手が、第46週の競技終了日の翌日以降に産休開始	JLPGAツアーのシード権 (獲得したシード権に基づき付与)
③	QTランキング200位の選手がJLPGAツアーリランキング前に産休開始	JLPGAツアー：QTランキング200位の次点 ステップ：QTランキング200位の次点
④	QTランキング200位の選手がJLPGAツアーリランキング後（リランキング45位）に産休開始	JLPGAツアー：QTランキング45位の次点 ステップ：QTランキング200位の次点
⑤	上記④の選手が復帰年度の前年のQTに出場して、QTランキング60位となり、QT60位の出場資格付与を希望	JLPGAツアー：QTランキング60位 ステップ：QTランキング60位
⑥	上記④の選手が復帰年度の前年のQTに出場して、QTランキング60位となり、産休期間開始日に保有していた出場資格付与を希望	JLPGAツアー：QTランキング45位の次点 ステップ：QTランキング200位の次点

5. 異なる産休制度適用者が同じ年に復帰した場合において、産休期間開始日（再産休の場合は、最初の産休に係る産休期間開始日）に保有していた出場資格が同じときは、その出場資格は産休制度適用開始年度（再産休の場合は、最初の産休に係る産休制度適用開始年度）の早い者が優先する。

第5条(出場義務試合数)

産休制度適用者は、産休制度適用期間中及び復帰年度において、JLPGAツアー規定第23条(単年シード選手の出場義務試合数)に定める出場義務試合数は免除されるものとする。

第6条(出場義務)

- 産休制度適用者は、産休制度適用期間中において、次の各号の出場義務を免除されるものとする。
 - JLPGAツアー規定第22条(エントリー完了後の出場義務)に定める出場義務
 - JLPGAツアー規定第24条(単年シード選手の前年度欠場競技の出場義務)に定める出場義務
 - JLPGAツアー規定第25条(JLPGAツアーの競技優勝者の翌年度出場義務)に定める出場義務
- 産休制度適用者は、復帰年度において、JLPGAツアー規定第24条に定める出場義務を免除されるものとする。

第7条(その他)

流産その他の場合の産休制度適用者の処遇については、その都度トーナメント事業部にて審議の上、決定するものとする。

第8条(改正)

本制度は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第9条(施行)

本制度は、2024年1月1日から施行する。

第10条(経過規定)

2022年12月31日までに産休制度の適用が認められた者に係る産休については、なお従前の例による。

リランキング制度実施要項

本要項は、JLPGAツアー規定第15条第1項第10号に定める出場資格の決定方法に関する事項について定めるものである。

第1条 (リランキング)

リランキングとは、第4条に定める競技(以下、「リランキング基準競技」という。)の終了時点のメルセデス・ランキングに基づき、第5条に定める競技(以下「リランキング実施競技」という。)以降の出場優先順位を変更することをいう。

第2条 (リランキング対象者)

1. リランキングの対象者は、JLPGAツアー規定第14条に定めるシード選手及び第15条第1項第2号に定める当該年度JLPGAツアーの競技優勝者を除くTP登録者とする。
2. 前項の定めにかかわらず、リランキング基準競技終了時点において、JLPGAツアー規定第15条第1項第5号及び第6号該当者(リランキングまでの出場資格者)又はQTランキングリストに名前がある者を除いたJLPGAツアーにおける獲得ポイント数が無い者は、リランキングの対象者とはならないものとする。
3. リランキングの対象者であっても、トーナメント事業部に対し、その旨を記載した書面を提出することにより、対象者から外れることができる。

第3条 (リランキングリスト)

リランキングリストとは、第2条に定めるリランキング対象者を、第4条に定めるリランキング基準競技の終了時点のメルセデス・ランキング上位順に並べたリストをいう。獲得ポイント数が同じ場合の優先順位は、次に定める通りとする。

- ① JLPGAツアー規定第15条第1項第5号該当者(本号内の優先順位は、前年度のメルセデス・ランキング上位順とする。)
- ② JLPGAツアー規定第15条第1項第6号該当者(本号内の優先順位は、前年度のステップ賞金ランキング上位順とする。)
- ③ QTランキングリスト上位順
- ④ 生涯獲得賞金ランキング上位順

第4条 (リランキング基準競技)

2024年度のリランキング基準競技は、別途定める。

第5条 (リランキング実施競技)

2024年度のリランキング実施競技は、別途定める。

第6条 (改正)

本制度は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第7条 (施行)

本制度は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAステップ・アップ・ツアーランキング制度実施要項

本要項は、JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第13条第6号に定める出場資格の決定方法に関する事項について定めるものである。

第1条(リランキング)

JLPGAステップ・アップ・ツアーランキング(以下、「ステップリランキング」という。)とは、第4条に定める競技(以下、「ステップリランキング基準競技」という。)の終了時点のステップ賞金ランキングに基づき、第5条に定める競技(以下「ステップリランキング実施競技」という。)以降の出場優先順位を変更することをいう。

第2条(ステップリランキング対象者)

1. ステップリランキングの対象者は、JLPGAツアー規定第14条に定めるシード選手及び次の各号に定める者を除くTP登録者とする。
 - ① JLPGAステップ・アップ・ツアー規定第13条第1号該当者(ステップ・アップ・ツアー競技及びステップ・アップ・ツアー特別競技優勝者)
 - ② 前年度最終プロテスト合格者
 - ③ 前年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者
 - ④ 前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のステップ賞金ランキング上位2位までの者
 - ⑤ QTランキングリスト上位者のうち、前年度QTファイナルステージの出場資格要件に該当する者
 - ⑥ トーナメント特別保障制度第8条第2項に該当する者
2. 前項の定めにかかわらず、ステップリランキング基準競技終了時点において、QTランキングリストに名前がある者を除いたJLPGAステップ・アップ・ツアーにおける獲得賞金が無い者は、ステップリランキングの対象者とはならないものとする。
3. ステップリランキングの対象者であっても、トーナメント事業部に対し、その旨を記載した書面を提出することにより、対象者から外れることができる。

第3条(ステップリランキングリスト)

ステップリランキングリストとは、第2条に定めるリランキング対象者を、第4条に定めるリランキング基準競技の終了時点のステップ賞金ランキング上位順に並べたリストをいう。獲得賞金額が同じ場合の優先順位は、次に定める通りとする。

- ① QTランキングリスト上位順
- ② 生涯獲得賞金ランキング上位順

第4条(ステップリランキング基準競技)

2024年度のステップリランキング実施競技は、別途定める。

第5条(ステップリランキング実施競技)

2024年度のステップリランキング実施競技は、別途定める。

第6条(改正)

本制度は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第7条(施行)

本制度は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAコーチ規定

本規定は、JLPGAトーナメントに出場する選手(以下「選手」という。)から申請されて登録を許可されたコーチ(以下「コーチ」という。)に関し定めた規定であり、コーチは本規定を順守しなければならない。

トーナメント事業部は、コーチが本規定に違反したとき、又はコーチとしてふさわしくない行為を行ったときは、当該コーチに対して、トーナメント会場からの退場を命じ、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。また、コーチに関する一切の責任は、当該コーチを申請した選手が負うものとし、コーチが本規定に違反したときは、トーナメント事業部は、当該コーチを申請した選手に対しても、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第1条(定義)

本規定にいうコーチとは、選手からのコーチ申請に対してトーナメント事業部が年間登録許可又は臨時登録許可を与えた者をいう。本規定にはメンタルコーチ、フィジカルトレーナーは含まない。

第2条(適用範囲)

本規定は、以下の各号に定める競技に適用する。

- ① JLPGAツアー(ただし、日本女子オープンゴルフ選手権を除く。)
- ② JLPGAステップ・アップ・ツアー
- ③ JLPGAレジェンズツアー
- ④ 特別後援競技
- ⑤ JLPGA新人戦
- ⑥ 3Tours Championship
- ⑦ QT
- ⑧ その他トーナメント事業部が承認した競技

※プロテストは別途規定を定めているため、適用範囲外とする。

第3条(年間登録)

1. コーチの年間登録は、JLPGAツアー規定第15条第1項に定める協会選考選手(ただし、QTランキングリスト上位者は、QTファイナルステージ出場選手までとする。)が行えるものとする。
2. コーチの年間登録を申請する選手は、マイページより所定の手続きに従い申請を行うものとする。なお、1人の選手が年間登録することができるコーチの人数は原則として1名のみとする。複数名のコーチの年間登録を希望する選手は、別途理由書をトーナメント事業部に提出しなければならない。当該理由書が提出された場合、トーナメント事業部は登録の可否を決定するものとする。なお、複数名のコーチの年間登録が認められた場合でも、1トーナメントにおいて活動できるコーチの人数は、出場選手1名につき1名までとする。
3. 前項に定める年間登録申請を、トーナメント事業部が指定する申請締切日以降に行う場合、第4条第1項に定める年間登録料とは別に、手数料10,000円(消費税別)を、第4条第2項に定める方法で支払わなければならない。
4. 前各項に基づき年間登録申請がなされた場合、トーナメント事業部は、審査の上、登録の可否を決定するものとする。(以下、年間登録が許可されたコーチを「年間登録コーチ」という。)申請結果については選手に別途通知する。
5. 年間登録の有効期間は、申請した年度のJLPGAトーナメントの初戦から当該年度最終戦までとする。
6. 前項に定める有効期間の途中で年間登録コーチを変更する場合、選手はマイページより所定の手続きに従い申請を行い、トーナメント事業部の承認を得なければならないものとする。トーナメント事業部の審査を経て変更承認された場合は、登録変更手数料5,000円(消費税別)を、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかの方法で支払わなければならない。

第4条(年間登録料)

1. コーチの年間登録料は以下に定める通りとする。

コーチがJLPGA会員の場合	1名	20,000円(消費税別)
コーチがJLPGA会員以外の場合	1名	50,000円(消費税別)
2. トーナメント事業部からコーチの年間登録を許可された選手は、前項に定める年間登録料を、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかの方法で支払わなければならない。
3. トーナメント事業部はいかなる理由においても、既払い年間登録料の返金は行わないものとする。

第5条(臨時登録)

1. JLPGAトーナメントに出場する選手は、年間登録とは別に、当該トーナメント会場において臨時でコーチを申請することができる。(以下「臨時登録」という。)臨時登録は各トーナメント会場のJLPGARoomにて所定の手続きに従って行われるものとする。
2. 臨時登録の有効期間は当該トーナメントのみとし、1トーナメントにおいて臨時登録できるコーチの人数は、出場選手1名につき1名までとする。年間登録コーチがいる選手が臨時登録を行った場合、当該トーナメント会場で年間登録コーチは活動できないものとする。
3. 臨時登録を許可された選手は、臨時登録料5,000円(消費税別)を支払わなければならない。支払い方法はクレジット決済のみとし、原則として現金では受領しない。
4. トーナメント事業部は、いかなる理由においても、既払い臨時登録料の返金は行わないものとする。

第6条(バッジの発行)

1. トーナメント事業部は、年間登録を許可された選手に対して、トーナメント会場に入場可能なコーチバッジ(以下「年間登録バッジ」という。)を1枚発行し、支給する。臨時登録を許可された選手には、トーナメント毎に臨時コーチバッジ(以下「臨時バッジ」という。)を貸し出すものとする。
2. コーチは、トーナメント事業部の発行するバッジを着用しなければトーナメント会場でのコーチ活動を行ってはならない。
3. 年間登録を許可された選手は、第3条第6項に定める有効期間終了後、直ちに年間登録バッジをトーナメント事業部に返却しなければならない。有効期間中にコーチとしての業務を行わなくなった場合は、シーズン途中でであっても、速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジを返却しなければならない。
4. 臨時登録を許可された選手は臨時バッジの貸し出しを受ける際に、貸出同意書に署名し、当該トーナメント終了後、直ちに臨時バッジをトーナメント事業部に返却しなければならない。
5. コーチがバッジを紛失した場合、選手は速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジの再発行を受けなければならない。バッジの再発行手数料は5,000円(消費税別)とする。
6. コーチは、バッジを第三者に貸与してはならない。万一不正にバッジが使用された場合は、トーナメント事業部は、不正にバッジを貸与又は使用した者に対し、今後の活動を一切禁止する。
7. トーナメント事業部は、コーチに対して駐車証を発行しないものとする。

第7条(トーナメント会場における活動)

1. コーチがトーナメント会場で活動する場合、各トーナメント会場に到着後、JLPGARoomにて署名を行わなければならない。
2. コーチは、バッジを常に正面から確認できる位置に着用するものとする。また所定のネックストラップ以外は使用できないものとする。
3. コーチが活動できる範囲は次の表に定める通りとする。ただし、活動できる範囲においても他の選手に対して迷惑にならないように、活動しなければならない。なお、活動できる範囲に変更がある場合には、選手インフォメーションボードに掲示を行う。

	指定練習日	プロアマ大会	本戦
練習パッティンググリーン	○	※1	※2
ドライビングレンジ・アプローチ練習場	○	※1	○
ジェネラルエリア(ロープ内)	○	×	×
本戦使用グリーン	×	×	×

※1 全組スタート終了後、立ち入り可。

※2 予選ラウンドは、全組スタート(午前スタート、午後スタート含む)終了までは立ち入り不可。

全組スタート終了後は立ち入り可。

決勝ラウンドは立ち入り可。

4. コーチは、プレスルーム、カメラマンルーム、インタビュールーム、ロッカールーム、その他トーナメント事業部が指定した禁止エリアへは入場できない。また、レストラン等において入場人数・範囲に規制がある場合は、それに従わなければならない。また特に、コーチがクラブハウスへ入場、又はレストランを使用するにあたっては、選手及び大会関係者に十分に配慮しなければならない。
5. コーチは、会場内での飲食等の支払いは必ず各日精算するものとする。
6. コーチは、Tシャツ、極端に短いショートパンツ、水着やジムショーツの類、ジーンズ、迷彩柄のウェア並びにポケットが膨らむヒダつきカーゴタイプのパンツ及びスカート(レインウェアを含む。)を着用してはならない。

第8条(禁止事項)

コーチは、トーナメント会場において、次の各事項を行ってはならない。

- ① コーチ自身の練習
- ② 本戦ラウンド中の選手へのアドバイス及びそれと疑わしき行為
- ③ カメラ・ビデオカメラ等の撮影
※指定練習日における練習場での選手スイングチェック等の撮影については認める。
- ④ 勧誘行為

第9条(事故の責任)

1. JLPGAは、会場内にてコーチが関与した事故及び事件については一切の責任を負わないものとする。
2. コーチは、トーナメント会場内における業務上のトラブルについて、その大小に関わらずトーナメント事業部に報告しなければならない。

第10条(ミーティングの出席)

コーチは、トーナメント事業部が「コーチミーティング」を実施する場合、出席しなければならない。

第11条(コンプライアンス関連規定)

コーチは、JLPGAが定めたコンプライアンス・倫理規程を遵守しなければならない。
(<http://www.lpga.or.jp/about/compliance/>参照)

第12条(定めのない事項)

コーチは、本規定に定めのない事項については、トーナメント事業部の指示に従うものとする。

第13条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAトレーナー規定

本規定は、JLPGAトーナメントに出場する選手(以下「選手」という。)から申請されて登録を許可されたトレーナー(以下「トレーナー」という。)に関し定めた規定であり、トレーナーは本規定を順守しなければならない。

トーナメント事業部は、トレーナーが本規定に違反したとき、又はトレーナーとしてふさわしくない行為を行ったときは、当該トレーナーに対して、トーナメント会場からの退場を命じ、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。また、トレーナーに関する一切の責任は、当該トレーナーを申請した選手が負うものとし、トレーナーが本規定に違反したときは、トーナメント事業部は、当該トレーナーを申請した選手に対しても、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第1条(定義)

本規定にいうトレーナーとは、選手からのトレーナー申請に対してトーナメント事業部が年間登録許可又は臨時登録許可を与えた者をいう。本規定のトレーナーとは、選手の身体のケアやトレーニング補助を行う者を指し、国家資格又はそれに準ずる専門資格を保持している者以外の登録を認めないものとする。帯同コーチ、メンタルトレーナー、管理栄養士は含まない。

第2条(適用範囲)

本規定は、以下の各号に定める競技に適用する。

- ① JLPGAツアー(ただし、日本女子オープンゴルフ選手権を除く。)
- ② JLPGAステップ・アップ・ツアー
- ③ JLPGAレジェンズツアー
- ④ 特別後援競技
- ⑤ JLPGA新人戦
- ⑥ 3Tours Championship
- ⑦ QT
- ⑧ その他トーナメント事業部が承認した競技

※プロテストは別途規定を定めているため、適用範囲外とする。

第3条(年間登録)

1. トレーナーの年間登録を申請する選手は、マイページより所定の手続きに従い申請を行うものとする。なお、1人の選手が年間登録することができるトレーナーの人数は原則として1名のみとする。複数名のトレーナーの年間登録を希望する選手は、別途理由書をトーナメント事業部に提出しなければならない。当該理由書が提出された場合、トーナメント事業部は登録の可否を決定するものとする。なお、複数名のトレーナーの年間登録が認められた場合でも、1トーナメントにおいて活動できるトレーナーの人数は、出場選手1名につき1名までとする。
2. 前項に定める年間登録申請を、トーナメント事業部が指定する申請締切日以降に行う場合、第4条第1項に定める年間登録料とは別に、手数料10,000円(消費税別)を、第4条第2項に定める方法で支払わなければならない。
3. 前各項に基づき年間登録申請がなされた場合、トーナメント事業部は、審査の上、登録の可否を決定するものとする。(以下、年間登録が許可されたトレーナーを「年間登録トレーナー」という。)申請結果については選手に別途通知する。
4. 年間登録の有効期間は、申請した年度のJLPGAトーナメントの初戦から当該年度最終戦までとする。
5. 前項に定める有効期間の途中で年間登録トレーナーを変更する場合、選手はマイページより所定の手続きに従い申請を行い、トーナメント事業部の承認を得なければならないものとする。トーナメント事業部の審査を経て変更が承認された場合は、登録変更手数料5,000円(消費税別)を、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかの方法で支払わなければならない。

第4条(年間登録料)

1. トレーナーの年間登録料は、1名につき100,000円(消費税別)とする。
2. トーナメント事業部からトレーナーの年間登録を許可された選手は、前項に定める年間登録料を、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかの方法で支払わなければならない。
3. トーナメント事業部はいかなる理由においても、既払い年間登録料の返金は行わないものとする。

第5条(臨時登録)

1. JLPGAトーナメントに出場する選手は、年間登録とは別に、当該トーナメント会場において臨時でトレーナーを申請することができる。(以下「臨時登録」という。)申請は原則として当該トーナメント第1日目の前週金曜日午後5時までに行わなければならない。臨時登録は各トーナメント会場のJLPGARoomにて所定の手続きに従って行われるものとする。
2. 臨時登録の有効期間は当該トーナメントのみとし、1トーナメントにおいて臨時登録できるトレーナーの人数は、出場選手1名につき1名までとする。年間登録トレーナーがいる選手が臨時登録を行った場合、当該トーナメント会場では年間登録トレーナーは活動できないものとする。
3. 臨時登録を許可された選手は、臨時登録料10,000円(消費税別)を支払わなければならない。支払い方法はクレジット決済のみとし、原則として現金では受領しない。
4. トーナメント事業部は、いかなる理由においても、既払い臨時登録料の返金は行わないものとする。

第6条(バッジの発行)

1. トーナメント事業部は、年間登録を許可された選手に対して、トーナメント会場に入場可能なトレーナーバッジ(以下「年間登録バッジ」という。)を1枚発行し、支給する。臨時登録を許可された選手には、トーナメント毎に臨時トレーナーバッジ(以下「臨時バッジ」という。)を貸し出すものとする。
2. トレーナーは、トーナメント事業部の発行するバッジを着用しなければトーナメント会場ではトレーナー活動を行ってはならない。
3. 年間登録を許可された選手は、第3条第5項に定める有効期間終了後、直ちに年間登録バッジをトーナメント事業部に返却しなければならない。有効期間中にトレーナーとしての業務を行わなくなった場合は、シーズン途中でであっても、速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジを返却しなければならない。
4. 臨時登録を許可された選手は臨時バッジの貸し出しを受ける際に、貸出同意書に署名し、当該トーナメント終了後、直ちに臨時バッジをトーナメント事業部に返却しなければならない。
5. トレーナーがバッジを紛失した場合、選手は速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジの再発行を受けなければならない。バッジの再発行手数料は5,000円(消費税別)とする。
6. トレーナーは、バッジを第三者に貸与してはならない。万一不正にバッジが使用された場合は、トーナメント事業部は、不正にバッジを貸与又は使用した者に対し、今後の活動を一切禁止する。
7. トーナメント事業部は、トレーナーに対して駐車証を発行しないものとする。

第7条(トーナメント会場における活動)

1. トレーナーがトーナメント会場では活動する場合、各トーナメント会場に到着後、JLPGARoomにて署名を行わなければならない。
2. トレーナーは、バッジを常に正面から確認できる位置に着用するものとする。また所定のネックストラップ以外は使用できないものとする。
3. トレーナーは、コンディショニングルームを利用することができる。ただし、大会によってコンディショニングルームが無い場合は、この限りではない。また利用にあたっては、他の利用者に充分配慮しなければならない。混み合っている場合は、譲り合わなければならない。
4. トレーナーが活動できる範囲は次の表に定める通りとする。ただし、活動できる範囲においても他の選手に対して迷惑にならないように、活動しなければならない。なお、活動できる範囲に変更がある場合には、選手インフォメーションボードに掲示を行う。

	指定練習日	プロアマ大会	本戦
コース内のロープが張られている全ての区域(練習エリア含む)	×	×	×
クラブハウス内	○	○	○
ロッカールーム	※1	×	※1

※コンディショニングルームがロッカー内にある場合、入場可。

5. トレーナーは、プレスルーム、カメラマンルーム、インタビュールーム、その他トーナメント事業部が指定した禁止エリアへは入場できない。また、レストラン等において入場人数・範囲に規制がある場合は、それに従わなければならない。また特に、トレーナーがクラブハウスへ入場、又はレストランを使用するにあたっては、選手及び大会関係者に充分に配慮しなければならない。
6. トレーナーは、会場内での飲食等の支払いは必ず各日精算するものとする。
7. トレーナーは、活動において使用する備品を自身で準備するものとする。
8. トレーナーは、Tシャツ、極端に短いショートパンツ、水着やジムシューズの類、ジーンズ、迷彩柄のウェア並びにポケットが膨らむヒダつきカーゴタイプのパンツ及びスカート(レインウェアを含む。)を着用してはならない。

第8条(禁止事項)

トレーナーは、トーナメント会場において、次の各事項を行ってはならない。

- ① 自身の練習
- ② 本戦ラウンド中の選手へのアドバイス及びそれと疑わしき行為
- ③ カメラ・ビデオカメラ等の撮影
- ④ 勧誘行為

第9条(事故の責任)

1. JLPGAは、会場内にてトレーナーが関与した事故及び事件については一切の責任を負わないものとする。
2. トレーナーは、トーナメント会場内における業務上のトラブルについて、その大小に関わらずトーナメント事業部に報告しなければならない。

第10条(ミーティングの出席)

トレーナーは、トーナメント事業部が「トレーナーミーティング」を実施する場合、出席しなければならない。

第11条(コンプライアンス関連規定)

トレーナーは、JLPGAが定めたコンプライアンス・倫理規程を遵守しなければならない。
(<http://www.lpga.or.jp/about/compliance/>参照)

第12条(定めのない事項)

トレーナーは、本規定に定めのない事項については、トーナメント事業部の指示に従うものとする。

第13条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGA マネージャー 規定

本規定は、JLPGAトーナメントに出場する選手（以下「選手」という。）から申請されて登録を許可されたマネージャー（以下「マネージャー」という。）に関し定めた規定であり、マネージャーは本規定を順守しなければならない。

トーナメント事業部は、マネージャーが本規定に違反したとき、又はマネージャーとしてふさわしくない行為を行ったときは、当該マネージャーに対して、トーナメント会場からの退場を命じ、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。また、マネージャーに関する一切の責任は、当該マネージャーを申請した選手が負うものとし、マネージャーが本規定に違反したときは、トーナメント事業部は、当該マネージャーを申請した選手に対しても、別途定めるJLPGAトーナメント罰則規定に従って罰則を科すことができる。

第1条(定義)

本規定にいうマネージャーとは、選手とマネージャー契約が取り交わされ、選手からのマネージャー申請に対してトーナメント事業部が年間登録許可を与えた者をいう。マネージャー業務に就かない者や未活動者の登録は認めない。

第2条(適用範囲)

本規定は、以下の各号に定める競技に適用する。

- ① JLPGAツアー（ただし、日本女子オープンゴルフ選手権を除く。）
- ② JLPGAステップ・アップ・ツアー
- ③ JLPGAレジェンズツアー
- ④ 特別後援競技
- ⑤ JLPGA新人戦
- ⑥ 3Tours Championship
- ⑦ QT
- ⑧ その他トーナメント事業部が承認した競技

※プロテストは別途規定を定めているため、適用範囲外とする。

第3条(年間登録)

1. マネージャーの年間登録は、JLPGAツアー規定第14条第1項に定めるシード選手及び当該年度JLPGAツアーの競技優勝者が行えるものとする。
2. マネージャーの年間登録を申請する選手は、マイページより所定の手続きに従い申請を行うものとする。なお、1人の選手が年間登録することができるマネージャーの人数は原則として1名のみとする。複数名のマネージャーの年間登録を希望する選手は、別途理由書をトーナメント事業部に提出しなければならない。当該理由書が提出された場合、トーナメント事業部は登録の可否を決定するものとする。なお、複数名のマネージャーの年間登録が認められた場合でも、1トーナメントにおいて活動できるマネージャーの人数は、出場選手1名につき1名までとする。
3. 前項に定める年間登録申請を、トーナメント事業部が指定する申請締切日以降に行う場合、第4条第1項に定める年間登録料とは別に、手数料10,000円（消費税別）を、第4条第2項に定める方法で支払わなければならない。ただし、新たに当該年度JLPGAツアーの競技優勝者としてマネージャー年間登録が行えるようになった者が、トーナメント事業部が個別に指定する申請締切日までに行う年間登録申請については、手数料は発生しない。
4. 前各項に基づき年間登録申請がなされた場合、トーナメント事業部は、審査の上、登録の可否を決定するものとする。申請結果については選手に別途通知する。
5. 年間登録の有効期間は、申請した年度のJLPGAトーナメントの初戦から当該年度最終戦までとする。
6. 前項に定める有効期間の途中でマネージャーを変更する場合、選手はマイページより所定の手続きに従い申請を行い、トーナメント事業部の承認を得なければならないものとする。トーナメント事業部の審査を経て変更が承認された場合は、登録変更手数料5,000円（消費税別）を、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ（受付番号方式）決済のいずれかの方法で支払わなければならない。

第4条(年間登録料)

1. マネージャーの年間登録料は、1名につき50,000円（消費税別）とする。
2. トーナメント事業部からマネージャーの年間登録を許可された選手は、前項に定める年間登録料を、マイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ（受付番号方式）決済のいずれかの方法で支払わなければならない。
3. トーナメント事業部はいかなる理由においても、既払い年間登録料の返金は行わないものとする。

第5条(バッジの発行)

1. トーナメント事業部は、年間登録を許可された選手に対して、トーナメント会場に入場可能なマネージャーバッジ（以下「バッジ」という。）を1枚発行し、支給する。

2. マネージャーは、トーナメント事業部の発行するバッジを着用しなければトーナメント会場でマネージャー活動を行ってはならない。
3. 年間登録を許可された選手は、第3条第6項に定める有効期間終了後、直ちにバッジをトーナメント事業部に返却しなければならない。有効期間中にマネージャーとしての業務を行わなくなった場合は、シーズン途中でであっても、速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジを返却しなければならない。
4. マネージャーがバッジを紛失した場合、選手は速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジの再発行を受けなければならない。バッジの再発行手数料は5,000円(消費税別)とする。
5. マネージャーは、バッジを第三者に貸与してはならない。万一不正にバッジが使用された場合は、トーナメント事業部は、不正にバッジを貸与又は使用した者に対し、今後の活動を一切禁止する。
6. トーナメント事業部は、マネージャーに対して駐車証を発行しないものとする。

第6条(トーナメント会場における活動)

1. マネージャーがトーナメント会場で活動する場合、各トーナメント会場に到着後、JLPGAルームにて署名を行わなければならない。
2. マネージャーは、バッジを常に正面から確認できる位置に着用するものとする。また所定のネックストラップ以外には使用できないものとする。
3. マネージャーが活動できる範囲は次の表に定める通りとする。ただし、活動できる範囲においても他の選手に対して迷惑にならないように、活動しなければならない。なお、活動できる範囲に変更がある場合には、選手インフォメーションボードに掲示を行う。

	大会期間中
コース内のロープが張られている全ての区域(練習エリア含む)	×
クラブハウス内	○
ロッカールーム	×

4. マネージャーは、プレスルーム、カメラマンルーム、インタビュールーム、その他トーナメント事業部が指定した禁止エリアへは入場できない。また、レストラン等において入場人数・範囲に規制がある場合は、それに従わなければならない。また特に、マネージャーがクラブハウスへ入場、又はレストランを使用するにあたっては、選手及び大会関係者に十分に配慮しなければならない。
5. マネージャーは、会場内での飲食等の支払いは必ず各日精算するものとする。
6. マネージャーは、JLPGAから選手に対して要望事項があった場合、速やかに選手に伝達し、要望の実現のために努力しなければならない。
7. マネージャーは、Tシャツ、極端に短いショートパンツ、水着やジムショーツの類、ジーンズ、迷彩柄のウェア並びにポケットが膨らむヒダつきカーゴタイプのパンツ及びスカート(レインウェアを含む。)を着用してはならない。

第7条(禁止事項)

マネージャーは、トーナメント会場において、次の各事項を行ってはならない。

- ① マネージャー自身の練習
- ② 本戦ラウンド中の選手へのアドバイス及びそれと疑わしき行為
- ③ カメラ・ビデオカメラ等の撮影
- ④ 勧誘行為

第8条(事故の責任)

1. JLPGAは、会場内にてマネージャーが関与した事故及び事件については一切の責任を負わないものとする。
2. マネージャーは、トーナメント会場内における業務上のトラブルについて、その大小に関わらずトーナメント事業部に報告しなければならない。

第9条(ミーティングの出席)

マネージャーは、トーナメント事業部が「マネージャーミーティング」を実施する場合、出席しなければならない。

第10条(コンプライアンス関連規定)

マネージャーは、JLPGAが定めたコンプライアンス・倫理規程を遵守しなければならない。
(<http://www.lpga.or.jp/about/compliance/>参照)

第11条(定めのない事項)

マネージャーは、本規定に定めのない事項については、トーナメント事業部の指示に従うものとする。

第12条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

JLPGAプロサービス規定

本規定は、JLPGAプロサービス登録を行った者(以下「登録社」という。)に関し定めた規定であり、プロサービス登録社は本規定を順守しなければならない。

第1条(定義)

本規定にいうプロサービスとは、JLPGAトーナメントに出場する選手と契約(商品の開発に関するアドバイス等を行うことを目的とするアドバイザー契約を含む。)又は用具提供を行う企業が、当該選手「以下「契約選手」という。」に対して行う商品の説明、紹介若しくはアドバイス又は修理若しくは交換等のサービス業務をいう。コーチ、トレーナー、マネージャーの業務、ヤーデージブックの作成及び販売は、プロサービスの範囲には含まれない。

第2条(適用範囲)

本規定は、以下の各号に定める競技に適用する。

- ① JLPGAツアー(ただし、日本女子オープンゴルフ選手権を除く。)
- ② JLPGAステップ・アップ・ツアー
- ③ JLPGAレジェンズツアー
- ④ 特別後援競技
- ⑤ JLPGA新人戦
- ⑥ 3Tours Championship
- ⑦ QT
- ⑧ その他トーナメント事業部が承認した競技

※プロテストは別途規定を定めているため、適用範囲外とする。

第3条(登録)

1. プロサービスの年間登録を初めて申請する者は、トーナメント事業部がその年度始めに行うプロサービス登録説明会に出席しなければならない。
2. プロサービスの年間登録を申請する者は、トーナメント事業部が指定する書類を、締め切り日までにトーナメント事業部に提出しなければならない。締め切り日以降の申請は、トーナメント事業部が特に認める場合を除き、認めない。
3. 前2項に基づきプロサービスの年間登録申請がなされた場合、トーナメント事業部は、審査の上、登録の可否を決定し通知する。
4. 年間登録の有効期間は、申請した年度の登録申請が認められた以後に行われるJLPGAトーナメントから当該年度最終戦までとする。
5. 契約又は使用選手のいない者によるプロサービスの年間登録申請は、トーナメント事業部が特に認める場合を除き、認めない。
6. トーナメント事業部に登録が承認された法人の役員又は従業員以外の者は、プロサービスに携わることはできない。

第4条(年間登録料)

1. 登録社は、次の表に定める年間登録料を、トーナメント事業部が指定する締め切り日までに支払わなければならない。

登録区分	年間登録料
初年度	300,000円(消費税別)
次年度以降(サービスカー登録あり)	100,000円(消費税別)
次年度以降(サービスカー登録なし)	50,000円(消費税別)

2. トーナメント事業部は、いかなる理由においても、既払い年間登録料の返金を行わないものとする。
3. 過去3年間に、年間登録実績がある登録社の登録区分は「次年度以降」とする。

第5条(バッジの発行)

1. トーナメント事業部は、登録社に対して、トーナメント会場に入場可能なバッジ(以下「バッジ」という。)を1登録社あたり2枚(ただし、JLPGAの判断により、1枚とする場合がある。)発行し、支給する。登録社が3枚以上(ただし、5枚までとする。)のバッジを希望する場合、トーナメント事業部は、過去のプロサービス業務の実績、契約又は使用選手数、プロサービス担当者数及び会社の経営規模等を勘案してこれを認めたときには、発行し、支給するものとする。
2. トーナメント事業部は、登録社に対して、1登録社あたり1枚の駐車証を発行する。
3. トーナメント事業部は、第7条に定めるサービスカー(ただし、クラブの交換用シャフトを積載した車を除く)を使用

する登録社に対して、1枚の駐車証を追加で発行する。

4. 登録社は、第3条第4項に定める有効期間終了後、直ちにバッジ及び駐車証をトーナメント事業部に返却しなければならない。有効期間中にプロサービスを行わなくなった場合は、シーズン途中であっても、速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジ及び駐車証を返却しなければならない。
5. 登録社がバッジ又は駐車証を紛失した場合、登録社は速やかにトーナメント事業部に届け出、バッジ又は駐車証の再発行を受けなければならない。バッジ又は駐車証の再発行手数料は5,000円(消費税別)とする。
6. 登録社は、バッジを第三者に貸与してはならない。万一不正にバッジが使用された場合は、トーナメント事業部は、不正にバッジを貸与又は使用した者に対し、今後の活動を一切禁止する。

第6条(業務申請)

1. 登録社は、契約又は使用選手が出場するトーナメント会場においてプロサービスを行おうとする場合は、以下に定める締め切りまでに所定の方法にて業務申請を行わなければならない。(以下、当該トーナメントに業務申請を行った登録社を「業務申請社」という。)締め切りまでに申請しなかった登録社は、当該トーナメントにおいてプロサービスを行うことができないものとする。

サービスカーを出勤する場合	トーナメント第1日目の4週間前木曜日午後5時
サービスカーを出勤しない場合	トーナメント第1日目の前週木曜日午後5時
2. 登録社が、トーナメント会場内においてレーダー式弾道追尾システム等の使用を希望する場合は、トーナメント第1日目の4週間前木曜日午後5時までに申請を行わなければならない。使用可否については、トーナメント事業部と主催者が協議し決定する。
3. 業務申請がトーナメント事業部に送達されたかどうかの確認は、前項に定める締め切りまでに登録社が自己の責任において行うものとし、トーナメント事業部はその責任を負わないものとする。

第7条(サービスカー)

1. サービスカーとはクラブの修理及び調整を行う為の設備を備えた車及びクラブの交換用シャフトを積載した車を行い、登録社がプロサービスに使用できるサービスカーのサイズは4トン改造車を超えない程度とする。
2. 登録社は、各トーナメント会場での駐車位置について、大会スタッフ及びトーナメント事業部の指示に従うものとする。トーナメントに会場するサービスカーの総登録台数がトーナメント会場駐車場の許容を超える場合は、当該トーナメントの出場選手の中で契約・使用選手の多い登録社から優先する。
3. サービスカーのトーナメント会場への搬入は、大会スタッフ若しくはJLPGA事務局立ち会いのもと、原則としてトーナメント第1日目の3日前の日の午後1時に実施する。各トーナメント会場の事情により搬入開始日時に変更がある場合は、トーナメント事業部は登録社に事前に連絡するものとする。登録社は、搬入時間に遅れる場合は、速やかにJLPGA事務局まで電話連絡するものとする。
4. トーナメント会場へサービスカーを搬入した登録社は、原則としてトーナメント第1日目までにサービスカーを搬出するものとする。サービスカーの駐車延長を希望する場合は、トーナメント事業部の承認を得なければならない。なお、登録社は、駐車延長の承認を得た場合においても、トーナメント会場の諸事情により、従前の駐車位置から移動を要請された場合は、その指示に従うものとする。

第8条(トーナメント会場における活動)

1. 業務申請社がトーナメント会場で活動する場合、各トーナメント会場に到着後、JLPGAルームにて署名を行わなければならない。
2. 業務申請社は、バッジを常に正面から確認できる位置に着用するものとする。また所定のネックストラップ以外は使用できないものとする。
3. 業務申請社が活動できる範囲は次の表に定める通りとする。ただし、活動できる範囲においても他の選手に対して迷惑にならないように、活動しなければならない。なお、活動できる範囲に変更がある場合には、通知を行う。

	指定練習日	プロアマ大会	本戦
練習パッティンググリーン(グリーン周りのみ)	○	※1	※2
ドライビングレンジ・アプローチ練習場	○	※1	※2
ジェネラルエリア(ロープ内)	○ ※第4項参照	×	×
本戦使用グリーン	×	×	×

※1全組スタート終了後、立ち入り可。 ※2ホールアウト後の選手に対しては、立ち入り可。

4. 業務申請社は、指定練習日にジェネラルエリア(ロープ内)への立ち入りを希望する場合、立ち入る際の主な理由、人数、業務用日、同行する主な選手名を申請しなければならない。ただし、トーナメントにより立ち入り出来ない場合もある。

5. 業務申請社は、指定練習日において、トーナメント会場内の指定練習区域（ドライビングレンジ及び練習パッティンググリーン周り）においてクラブディスプレイをすることができる。プロアマ日においては、全組スタート終了後ディスプレイ出来るものとするが、トーナメントにより終日ディスプレイ出来ない場合もある。その場合は、トーナメント事業部が当該トーナメント業務申請社に事前に連絡をするものとする。登録社は、ディスプレイ場所に関しては、トーナメント事業部の指示に従うものとし、整理整頓を常に心掛けるものとする。なお、ゴルフクラブ以外の物をディスプレイしてはならない。
6. 業務申請社は、第9条第2号にかかわらず、指定練習日に限り、大会主催者より「撮影不可」の通達がある場合を除き、次の各事由による写真撮影をすることができる。写真撮影可能場所は、本条に基づき業務申請社が立ち入ることができる範囲とするが、クラブハウス内での写真撮影はできないものとする。なお、商業利用のための撮影及び動画撮影は一切できないものとする。
 - ① 契約又は使用選手が使用する自社製品の、選手フィードバックのための写真撮影
 - ② 自社提出の報告書作成のための写真撮影
 - ③ 自社ホームページ若しくは自社SNSにて、当該業務申請トーナメントに出場する契約又は使用選手の応援又はトーナメント告知のための写真撮影（ただし、当該業務申請トーナメント名は必ず明記しなければならない。また課金による有料情報提供を行う場合を除く。）
7. 業務申請社は、プレスルーム、カメラマンルーム、インタビュールーム、ロッカールーム、その他トーナメント事業部が指定した禁止エリアへは入場できない。また、レストラン等において入場人数・範囲に規制がある場合は、それに従わなければならない。また特に、業務申請社がクラブハウスへ入場、又はレストランを使用するにあたっては、選手及び大会関係者に十分に配慮しなければならない。
8. 業務申請社は、会場内での飲食等の支払いは必ず各日精算するものとする。
9. 業務申請社は、Tシャツ、極端に短いショートパンツ、水着やジムショーツの類、ジーンズ、迷彩柄のウェア並びにポケットが膨らむヒダつきカーゴタイプのパンツ及びスカート（レインウェアを含む。）を着用してはならない。

第9条(禁止事項)

登録社は、トーナメント会場において、次の各事項を行ってはならない。

- ① 企業の広告宣伝・販売促進・広報活動
- ② カメラ・ビデオカメラ等の撮影（ただし、第8条第6項に定める事項は除く。）
- ③ 業務申請を行っていないトーナメント会場への、バッジを使用した入場

第10条(事故の責任)

1. JLPGAは、会場内にて登録社が関与した事故及び事件については一切の責任を負わないものとする。
2. 登録社は、トーナメント会場内における業務上のトラブルについて、その大小に関わらずトーナメント事業部に報告しなければならない。

第11条(コンプライアンス関連規定)

登録社は、JLPGAが定めたコンプライアンス・倫理規程を遵守しなければならない。
(<http://www.lpga.or.jp/about/compliance/>参照)

第12条(罰則)

トーナメント事業部は、登録社が本規定に違反したとき、又は登録社としてふさわしくない行為を行ったときは、当該登録社に対して、以下の各号に定める罰則を科すことができる。

- ① 厳重注意
- ② トーナメント会場への入場の禁止又は退場
- ③ 当該年度のプロサービス登録の停止
- ④ 翌年度以降のプロサービス登録の否認

第13条(定めのない事項)

登録社は、本規定に定めのない事項については、トーナメント事業部の指示に従うものとする。

第14条(施行)

本規定は、2024年1月1日から施行する。

記録の定義

JLPGAトーナメントにおける主な記録の定義は下記に定める通りとする。

【ランキングにおいて、規定ラウンド数を満たしている選手のみ対象となる記録】

※規定ラウンド数...その時点におけるJLPGAツアーの競技の総消化ラウンド数の50%以上(小数点以下切り捨て)

記 録	定 義
平均ストローク	1ラウンド当たりの平均ストローク数【調整値加味総ストローク数 ÷ 総ラウンド数】 ※ コース所定パーが72以外の場合、パー72に換算したストローク数に調整する。 (ストローク数 ÷ コース所定パー × 72)
パーオン率	パーオンをする率【(総パーオンホール数 ÷ 総ホール数) × 100】 ※ パーオンは、パーの打数から2を引いた打数以内でグリーンに乗せることをいう。 パー3なら1オン、パー4なら2オン以内、パー5なら3オン以内。 グリーンに乗っているかどうかの判定は、グリーン面にボールが触れているかどうかで決まる。
平均パット数(パーオンホール)	パーオンしたホールの平均パット数【パーオンホールの総パット数 ÷ 総パーオンホール数】 ※ 最初に球がパッティンググリーンに乗った後のストロークは全てパット数に数えるものとする。(パッティンググリーン上で救済した球がパッティンググリーン外でインプレーになった後のストロークも含む。)
平均パット数(1ラウンド当たり)	1ラウンド当たりの平均パット数【総パット数 ÷ 総ラウンド数】 ※ 最初に球がパッティンググリーンに乗った後のストロークは全てパット数に数えるものとする。(パッティンググリーン上で救済した球がパッティンググリーン外でインプレーになった後のストロークも含む。)
パーセーブ率	パーかそれより良いスコアを獲得する率【(総パーセーブホール数 ÷ 総ホール数) × 100】
平均バーディー数	1ラウンド当たりの平均バーディー数 ※イーグル、アルバトロスは含まない。
ドライビングディスタンス	ティーショットの平均飛距離 ※ ラウンドごとに2ホールで計測するが、風による影響が出ないように、反対方向に向かう2ホールで計測する。打球がフェアウェイに残るか否かに関わらず、止まったところまでの距離が測られる。
フェアウェイキープ率	フェアウェイをキープしたティーショットの率 ※パー3を除く
トータルドライビング	ドライビングディスタンス順位とフェアウェイキープ率順位を合算した値
ボールストライキング	トータルドライビング順位とパーオン率順位を合算した値
リカバリー率	パーオンしないホールでパーかそれより良いスコアを獲得する率
サンドセーブ率	グリーンサイドのバンカーに入ってから2打かそれより少ない打数でカップインする率
3パット率	3パットかそれ以上のパット数の率【(3パット以上の総ホール数 ÷ 総ホール数) × 100】
ダブルボギー率	ダブルボギーかそれより悪いスコアとする率【(ダブルボギーかそれより悪いスコアとした総ホール数 ÷ 総ホール数) × 100】
パーブレイク率	バーディーかそれより良いスコアを獲得する率【(バーディー以上を獲得した総ホール数 ÷ 総ホール数) × 100】
バウンスバック率	ボギーかそれより悪いスコアとしたホールの直後のホールで、バーディーかそれより良いスコアを獲得する率 【(ボギーかそれより悪いスコアとしたホールの直後のホールで、バーディーかそれより良いスコアを獲得した総ホール数 ÷ ボギーかそれより悪いスコアとした総ホール数) × 100】 ※ ボギーかそれより悪いスコアとしたホールが、ラウンドの最終ホールだった場合は除く。
パー3平均スコア	パー3の平均スコア【パー3の総ストローク数 ÷ パー3総ホール数】
パー4平均スコア	パー4の平均スコア【パー4の総ストローク数 ÷ パー4総ホール数】
パー5平均スコア	パー5の平均スコア【パー5の総ストローク数 ÷ パー5総ホール数】
予選ラウンド平均ストローク	予選ラウンドの平均ストローク数【調整値加味予選ラウンド総ストローク数 ÷ 予選ラウンド総ラウンド数】 ※ 予選カットのない競技は含まない。
決勝ラウンド平均ストローク	決勝ラウンドの平均ストローク数【調整値加味決勝ラウンド総ストローク数 ÷ 決勝ラウンド総ラウンド数】 ※ 予選カットのない競技は含まない。
1stラウンド平均ストローク	1stラウンドの平均ストローク数【調整値加味1stラウンド総ストローク数 ÷ 1stラウンド総ラウンド数】
2ndラウンド平均ストローク	2ndラウンドの平均ストローク数【調整値加味2ndラウンド総ストローク数 ÷ 2ndラウンド総ラウンド数】
3rdラウンド平均ストローク	3rdラウンドの平均ストローク数【調整値加味3rdラウンド総ストローク数 ÷ 3rdラウンド総ラウンド数】
4thラウンド平均ストローク	4thラウンドの平均ストローク数【調整値加味4thラウンド総ストローク数 ÷ 4thラウンド総ラウンド数】
Finalラウンド平均ストローク	競技最終日(3日間競技、4日間競技問わず)の平均ストローク 【調整値加味最終日総ストローク数 ÷ 最終日総ラウンド数】

記 録	定 義
メルセデス・ランキング	JLPGAツアーの競技の各大会及びUSLPGAメジャー競技での順位をポイントに換算し、年間を通じての総合的な活躍度を評価するランキング ※ 詳細は別紙の通りとする。
JLPGA賞金ランキング	JLPGA賞金ランキング対象トーナメント(JLPGAツアーの競技)での年間獲得賞金ランキング ※ 臨時登録者が獲得した賞金はランキングに含まれない。
年間トップ10回数	1年間で、上位10位以内(タイ含む)に入った回数
イーグル数	イーグルの年間獲得数 ※アルバトロスは含まない。
バーディー数	バーディーの年間獲得数 ※イーグル、アルバトロスは含まない。
60台のラウンド数	69以下のストロークを記録したラウンド数 ※9ホール同一ラウンドで行われたラウンドは除く。
生涯獲得賞金ランキング	JLPGA賞金ランキング対象トーナメントでの通算獲得賞金ランキング
国内通算優勝回数	JLPGAトーナメントでの通算優勝回数

【別紙】メルセデス・ランキングの詳細

■定義等

JLPGAツアーの各競技及びUSLPGAメジャー競技での順位をポイントに換算し、年間を通じての総合的な活躍度を評価するランキング。

各年度JLPGAツアー終了時点第1位の者には、JLPGAツアーの4年間のシード権が付与され、JLPGA Mercedes-Benz Player of the Year(年間最優秀選手賞)が贈られる。

各年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点及び各年度JLPGAツアー終了時点の上位50位までの者には、翌年度のJLPGAツアーのシード権が付与される。

各年度週番号第46週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時点の51位～55位の者には、翌年度のJLPGAツアーの第1回目のリランキングまでの出場資格が付与される。

■ポイントの集計方法

JLPGAツアーの各競技の決勝ラウンド進出者に、順位に応じたポイント(下記ポイント配分テーブル参照)を加算する。

予選カットがない競技は、全出場選手に順位に応じたポイントを加算する。

決勝ラウンド進出者が70名以上の場合、70位以下のポイントは一律同ポイントとする。

公式競技を除く4日間競技のポイントは、3日間競技の1.5倍とする。

公式競技のポイントは、3日間競技の2倍とする。

USLPGAメジャー競技のポイントは、3日間競技の4倍とする。

競技が短縮された場合でも配分ポイントは変更しない。ただし、大会中止又は競技不成立となった場合、ポイントは加算しないものとする。

決勝ラウンド進出者が、棄権又は失格となった場合、ポイントは加算しないものとする。

各競技の最終成績で、同一順位に複数の選手が並んだ場合、ポイントを均等割り(小数点第三位以下切り捨て)して加算する。

臨時プロ登録者、臨時アマチュア登録者を含んだ人数でポイント配分の計算を行う。ただし、臨時登録者にはポイントの加算はしないものとする。

ランキングにおいて、ポイント数が同じ場合の優先順位は次の通りとする。

- ① 当該年度JLPGAツアーの競技優勝回数(回数が多い者を上位とする。)
- ② 当該年度シード選手(本号内の優先順位は、前年度のメルセデス・ランキング上位順とする。)
- ③ 前年度第46週に開催されるJLPGAツアーの競技(大王製紙エリエールレディス)終了時点のメルセデス・ランキング51位から55位の者(本号内の優先順位は、前年度のメルセデス・ランキング上位順とする。)
- ④ 前年度JLPGAステップ・アップ・ツアー終了時点のJLPGAステップ・アップ・ツアー賞金ランキング上位2位までの者(本号内の優先順位は、前年度のステップ賞金ランキング上位順とする。)
- ⑤ QTランキングリスト上位順
- ⑥ 生涯獲得賞金ランキング上位順

■ランキング対象者

ランキング対象者は、当該年度JLPGAツアーの競技に出場実績のあるTP登録者とする。

ただし、JLPGAツアーの競技における年間を通じての総合的な活躍度を評価するため、USLPGAメジャー競技のポイントが加算される者は当該年度にJLPGAツアーの競技の下記出場資格を保有する者に限られるものとする。

- ・ シード選手
- ・ 前半出場権保持者
- ・ 前年度QT出場者
- ・ 特別保障制度、産休制度復帰者

■USLPGAメジャー競技のポイントがメルセデス・ランキングに加算されるための条件等

- ・ USLPGAメジャー競技のポイントをランキングに加算するタイミングは、原則として、当該競技の翌週に開催されるJLPGAツアーの競技終了時とする。
- ・ 上記にかかわらず、当該年度にJLPGAツアーの競技の出場資格を保有する者が、当該年度JLPGAツアーの競技に出場実績がない状態でUSLPGAメジャー競技に出場し、ポイント加算条件に該当した場合、そのポイントの加算は保留しておき、当該選手がJLPGAツアーの競技に出場したタイミング(当該競技終了時)で加算する。
- ・ 特別公認競技(TOTOジャパクラシック)規定第2条に定めるポイント加算対象者に該当しない場合、特別公認競技に出場してもJLPGAツアーの競技に出場とはみなさない

■ポイント配分テーブル

順位	3日間競技	4日間競技	国内公式競技	USLPGA メジャー競技
1	200	300	400	800
2	120	180	240	480
3	90	135	180	360
4	70	105	140	280
5	60	90	120	240
6	55	82.5	110	220
7	50	75	100	200
8	47	70.5	94	188
9	44	66	88	176
10	41	61.5	82	164
11	38	57	76	152
12	36	54	72	144
13	34	51	68	136
14	32	48	64	128
15	30	45	60	120
16	28	42	56	112
17	26	39	52	104
18	24	36	48	96
19	22	33	44	88
20	20	30	40	80
21	19	28.5	38	76
22	18	27	36	72
23	17	25.5	34	68
24	16	24	32	64
25	15	22.5	30	60
26	14	21	28	56
27	13	19.5	26	52
28	12	18	24	48
29	11	16.5	22	44
30	10	15	20	40
31	9.5	14.25	19	38
32	9	13.5	18	36
33	8.5	12.75	17	34
34	8	12	16	32
35	7.5	11.25	15	30
36	7	10.5	14	28
37	6.5	9.75	13	26
38	6	9	12	24
39	5.5	8.25	11	22
40	5	7.5	10	20
41	4.8	7.2	9.6	19.2
42	4.6	6.9	9.2	18.4
43	4.4	6.6	8.8	17.6
44	4.2	6.3	8.4	16.8
45	4	6	8	16
46	3.8	5.7	7.6	15.2
47	3.6	5.4	7.2	14.4
48	3.4	5.1	6.8	13.6
49	3.2	4.8	6.4	12.8
50	3	4.5	6	12
51	2.9	4.35	5.8	11.6
52	2.8	4.2	5.6	11.2
53	2.7	4.05	5.4	10.8
54	2.6	3.9	5.2	10.4
55	2.5	3.75	5	10
56	2.4	3.6	4.8	9.6
57	2.3	3.45	4.6	9.2
58	2.2	3.3	4.4	8.8
59	2.1	3.15	4.2	8.4
60	2	3	4	8
61	1.9	2.85	3.8	7.6
62	1.8	2.7	3.6	7.2
63	1.7	2.55	3.4	6.8
64	1.6	2.4	3.2	6.4
65	1.5	2.25	3	6
66	1.4	2.1	2.8	5.6
67	1.3	1.95	2.6	5.2
68	1.2	1.8	2.4	4.8
69	1.1	1.65	2.2	4.4
70	1	1.5	2	4